

坂東市地域防災計画

風水害等対策計画編

令和7年 月

坂東市

目次

第1章 災害予防計画.....	1
第1節 水政計画	1
第2節 土砂災害防止計画	5
第3節 交通計画	8
第4節 都市計画	9
第5節 文教計画	11
第6節 農地農業計画	13
第7節 情報通信設備等の整備計画	15
第8節 災害用資材、機材等の点検整備計画	18
第9節 火災予防計画	19
第10節 防災知識の普及計画	22
第11節 防災訓練計画	25
第12節 自主防災組織編成計画	28
第13節 燃料確保計画	32
第2章 災害応急対策計画	33
第1節 組織計画	33
第2節 動員計画	40
第3節 気象情報等計画	43
第4節 災害情報の収集・伝達計画	53
第5節 通信計画	60
第6節 広報計画	66
第7節 消防活動計画	70
第8節 水防計画	73
第9節 交通計画	82
第10節 災害救助法適用計画	86
第11節 避難計画	90
第12節 応急仮設住宅設置及び住宅応急修理計画	99
第13節 救出計画	102
第14節 医療・助産計画	104
第15節 防疫計画	108
第16節 清掃計画	110
第17節 遺体の搜索及び処理埋葬計画	112
第18節 障害物の除去計画	116
第19節 輸送計画	118
第20節 労務計画	121

第 21 節	文教対策計画	<u>122</u>
第 22 節	自衛隊災害派遣要請計画	<u>125</u>
第 23 節	防災ヘリコプター要請計画	<u>130</u>
第 24 節	応援要請計画	<u>132</u>
第 25 節	農地農業計画	<u>135</u>
第 26 節	燃料確保計画	<u>136</u>
第 3 章	一般災害対策計画	<u>137</u>
第 1 節	航空災害対策計画	<u>137</u>
第 2 節	道路災害対策計画	<u>143</u>
第 3 節	危険物等災害対策計画	<u>147</u>
第 4 節	大規模な火事災害対策計画	<u>158</u>
第 5 節	林野火災対策計画	<u>163</u>
第 6 節	竜巻等突風災害対策計画	<u>167</u>

第1章 災害予防計画

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。

第1節 水政計画

第1 河川の概況

本市を流れている主な河川として、利根川、飯沼川、西仁連川がある。

利根川は、上流の栃木県、群馬県の山岳部の水量をほとんど引き受けているため、洪水時の本市を通過する水量は極めて多い。また、飯沼川の集水面積も多く、洪水時における水量は極めて多い。また、栃木県河内郡に水源をもつ利根川水系の一級河川西仁連川は、中、上流域の降雨量の影響が大きく、急激な増水になることがある。

河川名	河川の種類	川幅（m）	備考
利根川	一級	平均536	水源 群馬県利根郡 河口 千葉県銚子市
飯沼川	一級	平均30	水源 栃木県下野市 河口 北相馬郡利根川合流点
西仁連川	一級	平均27	水源 古河市尾崎 河口 坂東市飯沼川合流点
東仁連川	一級	平均30	水源 古河市 河口 常総市飯沼川合流点
横仁連川	一級	平均7	水源 坂東市庄右衛門新田 河口 坂東市飯沼川合流点
江川	一級	平均17	水源 坂東市富田 河口 常総市飯沼川合流点
矢作川	一級	平均10	水源 坂東市矢作 河口 坂東市飯沼川合流点

第2 河川の改修対策

1 国土交通省の直轄河川改修

利根川は明治以来治水事業が進められてきたが、昭和22年のカスリーン台風等の結果にかんがみ八斗島の基本高水流量を22,000m³/sとして工事を実施中である。しかし、下流部においては未だ無堤地区があるなど治水安全度は低く、事業の促進を図る必要がある。

2 県の河川改修

県は、社会資本整備重点計画（H27～R2）に基づき、流域に市街地を抱え広域かつ重点的な整備が必要な河川や他事業関連河川を優先し、効率的、効果的な河川整備を推進しており、市域では飯沼川（下流）及び東仁連川が対象となっている。

また、広域河川改修事業における河川管理施設の長寿命化対策（特定構造物改築事業）では、流域住民の生命・財産を守り、社会経済活動を支える役割を担う重要施設（水門・排水機場等）について、老朽化に伴う設備の更新や整備を計画的かつ効率的に実施し、施設の機能の保全を図っている。

施設名	河川名	所在地	設置時期	施設の規模
幸田排水機場	飯沼川	坂東市	S 63	W13.50m×H4.50m 排水ポンプ 4基
法師戸排水機場	矢作川	坂東市	S 40	排水ポンプ 2基

第3 水防法に基づく洪水・内水氾濫対策

1 洪水浸水想定区域の指定

(1) 国及び県は、管理する河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、市長に通知する。

本市は、利根川上流、渡良瀬川及び鬼怒川が指定されている。

(2) 市は、国及び県の河川管理者が洪水浸水想定区域を指定した場合は、水防法第十五条第一項各号に掲げる事項を水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

(3) 水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効果があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

2 内水浸水想定区域の指定

(1) 市は、内水氾濫の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する排水施設について、想定し得る最大規模の降雨により、当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合または当該排水施設から河川等に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域（水防法第14条の2に基づく内水浸水想定区域）として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

(2) 市は、雨水出水浸水想定区域図の早期完成に努めるとともに、それが困難な場合には、過去の浸水実績を活用する等、簡易な方法を用いて内水による浸水区域を想定し、これらを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

3 避難体制等の整備

(1) 複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「茨城県管理河川減災対策協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、

河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。

- (2) 市は、浸水想定区域については、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 洪水予報等の伝達方法

イ 避難場所及び避難経路に関する事項

ウ 洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

エ 浸水想定区域内に次の施設がある場合は、これらの施設の名称、所在地並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法

(ア) 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの

(イ) 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの

(ウ) 大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるもの

- (3) 市は、上記（1）の事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ等）の配付その他必要な措置を講ずる。

その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。

- (4) 市は、内水浸水想定区域が指定されている区域の住民に対し、内水氾濫時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を記載した印刷物（内水ハザードマップ等）の配布や、住民に適切なタイミングで避難指示等を発令する目安となる取組（カメラや水位センサーの設置、地区内住民からの情報提供体制の構築など）を基に地区の特性や規模などを総合的に勘案し、避難指示等の発令の基準を定めておくものとする。

なお、県は、市が内水氾濫に係る避難指示等を発令する際の目安について、専門家の意見を踏まえた取組を提供するなど必要な助言を行うほか、台風等の接近に伴い内水氾濫の発生が懸念される場合は、市に対し早期対応を図るため注意喚起を行うものとする。

- (5) 市は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を躊躇なく発令できるよう、「避難情報に関するガイドライン（内閣府防災担当）」及び「避難情報の発令に係る基本的考え方（茨城県）」を参考に、国（国土交通省、気象庁等）、県及び水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水等の災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な数値に基づいた発令基準を設定するほか、5段階の警戒レベルを明記し、伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアルを作成するものとする。

また、避難場所、避難路をあらかじめ指定するとともに、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保

措置を講ずべきことにも留意するものとする。

- (6) 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。

また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して指示したり、屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国（国土交通省）及び県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

- (7) 市は、県等関係機関の協力を得て、雨量、水位等の情報をより効果的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図る。

また、市は、高齢者、障害者等の要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図る。

第4 時間軸に沿った防災対応全体フレームの共有化

タイムライン（防災行動計画）を策定することで、大規模水災害の発災前から各主体が迅速で的確な対応をとるために、いつ、だれが、どのように、何をするかをあらかじめ明確にしておくとともに、それぞれ他の主体がどのような対応をとるのかを把握しておくことが必要となることから、平時から各主体協働による、タイムライン（防災行動計画）を活用した取組みを行うことが必要となる。

①事態の推移に応じた的確な対応、②関係主体が相互に連携した対応、③災害発生の前の段階における早めの対応（遅れない対応）による被害の最小化（被害規模の軽減、早期の回復）が期待される。

第5 大規模氾濫に関する減災対策協議会を組織

国の「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、流域自治体、国・県など河川管理者等が連携して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するために減災対策協議会を組織する。

名称	構成機関	設立時期
鬼怒川・小貝川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会	古河市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、取手市、つくば市、守谷市、筑西市、坂東市、つくばみらい市、八千代町、利根町、茨城県、気象庁、国土交通省	平成28年 2月
利根川上流域大規模氾濫に関する減災対	古河市、常総市、取手市、守谷市、坂東市、五霞町、境町、栃木県4市町、群馬県9市町、埼玉県23市町、千葉県3市、	平成28年 5月

風水害等対策計画編
第1章 災害予防計画
第1節 水政計画

策協議会	東京都3区、茨城県、群馬県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、国土交通省、水資源機構	
茨城県管理河川県西 ブロック減災対策協 議会	古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、つくばみらい市、八千代町、五霞町、境町、茨城県、気象庁 【オブザーバーとして国土交通省、水資源機構】	平成29年 5月

第2節 土砂災害防止計画

本市は、比較的平坦地のため地すべり危険箇所、土石流危険渓流はないが、造成等による盛土、切土部分の崩壊が考えられ、急傾斜地も少なくない。これらの区域の災害を未然に防止し、また被害を最小限にとどめるため次のような対策を実施する。

第1 土砂災害防止法に基づく対策

急傾斜地の崩壊等における災害予防のため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づき、警戒避難体制を整備するほか必要な措置を講ずる。

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

県は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められ、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域として政令で定める基準に該当するものを所定の手続きに従って「土砂災害警戒区域」（以下「警戒区域」という。）として指定する。

また、県は、警戒区域のうち急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物等に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められ、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制を加える区域として政令で定める基準に該当するものを所定の手続きに従って「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

平成22年度の県調査により、本市には8ヶ所が指定されている。

なお、県は、指定を行うに当たって、あらかじめ関係市町村の意見を聴くとともに政令で定める事項を公示する。

また、県は、対策工事が完了した箇所の区域縮小等、地形や土地利用の変化に合わせた区域の見直し作業を計画的に行っていくものとする。

資料編 ・ 土砂災害警戒区域等指定箇所一覧

2 警戒避難体制の整備

（1）市は、警戒区域の指定については、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに次に掲げる事項について定める。

- ア 情報伝達、予警報の発令・伝達に関する事項
- イ 避難場所及び避難経路に関する事項
- ウ 土砂災害に係る避難訓練に関する事項
- エ 避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項

市は、市地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、市は、市地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定めるものとする。

（2）市は、上記（1）の事項について住民に周知させるため、これらの事項のうち避難場所や避難

路等必要な事項を記載した印刷物（土砂災害ハザードマップ等）の配付その他必要な措置を講ずる。

- （３）市は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等について、「避難情報に関するガイドライン（内閣府防災担当）」を参考に、国（国土交通省、気象庁等）及び県の協力を得つつ、災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な判断基準及び伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアルを作成するものとする。

また、避難場所、避難路をあらかじめ指定するとともに、県等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するとともに、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。

- （４）市は、県等関係機関の協力を得て、雨量等の情報をより効率的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図る。

また、市は、高齢者、障害者等の要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図る。

第2 がけくずれ対策

1 危険箇所の実態調査及び防災パトロールの強化

県は、がけくずれ災害の発生が予想される箇所を調査し、地形、地質、地下水、立ち木、排水施設、擁壁の状態及びがけくずれ等が生じた場合の付近家屋に及ぼす影響等、実態の把握に努めるものとする。

なお、本市には急傾斜地崩壊危険箇所が8か所あり、市は、その情報を基に、定期的に防災パトロール等を実施するほか、大雨など土砂災害を誘発するような状況下においても随時パトロール等を実施し、災害発生時の被害縮小に努めるものとする。

また、その他防災に必要な事項について市地域防災計画に定めておくものとする。

2 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、市と協議の上、がけくずれ災害の発生が予想される箇所について「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」の第3条の規定により危険区域の指定を行い、対策工事を実施するとともにがけに対する有害な行為を規制し民生の安定と国土の保全を図る。

3 所有者等に対する防災措置の指導

市は、防災パトロールの結果、著しく危険と判断される急傾斜地においては、その土地の所有者、管理者又は占有者、被害を受けるおそれのある者に対して、危険である旨の説明をし、早期に急傾斜地崩壊危険区域に指定して行為制限ができるよう、調整するものとする。

第3 土砂災害警戒情報の発表

県と水戸地方気象台は、大雨警報（土砂災害）発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市の防災活動や住民の避難行動を支援するため、土砂災害警戒情報を発表する。

なお、地震等により気象災害に係る諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でなくなった場合には、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引下げを実施するものとする。

1 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を発表単位とし、土砂災害警戒区域を有する県内40市町村（坂東市を含む）を発表対象とする。

2 発表及び解除

【発表】

大雨警報（土砂災害）発表中に、実績降雨量に気象庁が提供するおおむね2時間先の予測雨量等を加味した降雨量が県と水戸地方気象台が監視する基準（危険降雨量）に達したとき。

【解除】

実績降雨量に予測降雨量を加味した降雨量が県と水戸地方気象台が監視する基準（危険降雨量）を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予想されるとき。

3 伝達体制

水戸地方気象台から通報を受けた県は、FAXにより市町村へ伝達するとともに、防災情報ネットワークシステムにより注意報・警報と同じ関係機関及び市町村等へ伝達する。

4 土砂災害警戒情報の活用

市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、国（国土交通省）及び県の助言等を受けながら、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）及び土砂災害警戒判定メッシュ情報（以下、「土砂災害に関するメッシュ情報」という）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

なお、県は、盛土による災害防止に向けた総点検等により危険が確認された盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

第3節 交通計画

水害等に備えての道路及び橋梁の災害予防並びに維持補修は次によるものとする。

第1 予防対策

1 道路建設上配慮すべき事項

- (1) 平面線形は、できるだけ河川との接近や湿地、沼等を避ける。
- (2) 縦断線形は、平たん地における切土法面はなるべく取らず、水田等を通過する場合、洪水による水位の増に対し安全な高さを確保する。
- (3) 横断勾配は、路面水を速やかに側溝に流下させるために必要な勾配を確保する。
- (4) 路側、横断構造物、切土部において法長が大きく崩土おそれのある箇所、盛土法面で常に水と接する部分（堤防併用）、水田を通る部分等には、コンクリート擁壁、間知石積を設置し、法面の保護を図る。
- (5) 横断排水構造物は、洪水時に十分に排出のできる通水断面を確保する。
- (6) 排水側溝は、路面水を速やかに排水路に導き、地下水が高く路面排水困難な所には暗渠等を設置する。

第2 道路及び橋梁の危険箇所の調査

定期的にパトロールを行い、危険箇所の調査、把握に努める。

1 道路

災害による被害の軽減を図るため、危険箇所については、可能な限り補修を行い、幅員の狭い道路で自動車等の交通不能な道路並びに通行危険な箇所については、逐次改良するよう努めるものとする。

2 橋梁

常日頃より橋梁の老朽度並びに上流の浮遊物、ゴミ等が堆積しないよう配慮するものとする。
落橋防止構造にするほか、橋脚を補強する。

資料編	・緊急輸送道路一覧 ・本市の道路の現況 ・本市の橋梁の現況
-----	-------------------------------------

第3 う回路の調査

災害時において、道路が被害を受けて、早期復旧が困難で交通に支障をきたす場合に対処するため、重要な道路に連絡するう回路をあらかじめ調査し、また関係機関に当該事項を周知徹底して緊急事態に備えるものとする。

第4節 都市計画

都市災害の未然防止を第一目的とし、併せて土地の合理的利用の増進及び環境の整備改善に資するため、総合的な都市計画を考慮して次の施策を実施するものとする。

第1 土地利用の現況

本市の土地利用の現況は、次のとおりである。

土 地 利 用 の 現 況

単位：ha、％（ ）内は構成率

令和6年1月1日現在

総 面 積	田	畑	宅 地	山 林	原 野	雑 種 地	そ の 他
12,303	(17.8)	(29.3)	(15.2)	(8.6)	(0.4)	(7.6)	(21.1)
	2,193	3,608	1,867	1,055	52	938	2,590

※その他には池沼を含む

資料：統計ばんどう（令和6年4月）

第2 「整備、開発及び保全の方針」の充実

都市計画法第6条の2に規定する「整備、開発及び保全の方針」の中で、災害に強い都市の形態を図る観点から都市防災に関する方針を検討する。

第3 防火地域及び準防火地域の指定

木造家屋が密集している危険な地域の災害を最小限におさえるため建築物個々の不燃化とともに、都市構造そのものを防火的に改造する目的をもって都市計画法の規定に基づき防火地域及び準防火地域の指定を行うものとする。

防火地域・準防火地域の指定状況

平成30年3月31日現在

防火地域（ha）	準防火地域（ha）	備 考
—	12.0	

第4 強風による落下防止対策

市及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落、飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

第5 都市計画事業の推進

市は災害の未然防止及び拡大防止を図るため都市計画事業を推進するものとする。

なお、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフトの両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

第6 都市施設の整備

1 都市計画道路

都市計画道路は、火災の延焼、飛び火等を防止する防火地帯であり、消火活動の場であるとともに、災害発生時における避難路であり、また応急対策活動の交通輸送路としても重要な施設であるため、今後も積極的な整備を推進するものとする。

資料編 ・ 都市計画道路一覧

2 公園等整備事業

公園は、住民の心身にわたる健康増進とふれあいの場の拠点として重要な施設であるばかりでなく、災害時における避難場所、火災発生時には延焼及び飛び火を防止する防火地帯であり、また救助活動の基地となりうる都市防災上の重要な施設である。本市の都市公園には、八坂公園等があるが、公共公益施設の緑化推進、土地区画整理事業等による公園緑地の確保や事業所、家庭及び空地等の民有地の緑化を指導啓発し、推進する。

第5節 文教計画

学校及びその他の教育機関（以下「学校等」という。）における幼児・児童・生徒等（以下「児童生徒等」という。）及び教職員の安全を図り、教育活動の実施を確保するため、災害を予防する措置を講ずるものとする。

第1 防災上必要な教育及び訓練の実施

1 防災教育

- （1）学校等の長（以下「校長等」という。）は、児童生徒等の安全を図るため、防災に関する事項を盛り込んだ学校安全計画を作成し、安全教育が適切に行われるよう努める。
- （2）市教育委員会は、防災対策資料の作成・配布及び研修を実施し、関係教職員の災害及び防災に関する専門的知識の醸成及び技能の向上に努める。
- （3）市教育委員会は、公民館等社会教育施設における諸活動並びに社会教育等団体の諸活動を通じて、防災思想の普及を図る。

2 防災訓練の実施

- （1）校長等は、児童生徒等の安全を図るため、地域の実情に応じた避難等の防災上必要な訓練を定期的に実施する。
- （2）校長等は、関係教職員に対し、地域の実情に応じ、災害の状況を想定した警報の伝達、初期消火等の防災上必要な訓練を定期的に実施する。
- （3）学校等は、地域社会で実施する合同訓練には、積極的に参加するよう努める。

第2 消防、避難及び救助のための施設・設備等の整備

災害発生の場合、迅速かつ適切な消防、避難及び救助が実施できるよう消防、避難及び救助に関する施設、設備等の整備及び救急医療用資材等の備蓄に努める。

第3 学校・公民館等施設・設備の災害予防措置

災害による学校・公民館等施設・設備の被害を予防し、児童生徒等の安全と教育活動の実施を確保するため、次の点に留意し、定期的に点検整備を進める。

- 1 学校等施設・設備を火災及び台風等の災害から防護するため、建物の建築に当たっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅牢構造化を促進する。
- 2 校地等の選定・造成をする場合は、崖崩れ・台風等の災害に対する適切な予防措置を講ずる。
- 3 学校等施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強補修等を実施し、特に電気工作物、電気用品、ガス設備、その他の危険物がある施設では、適切な管理に努める。

第4 避難所としての学校の役割

学校を避難所として使用することにより、学校の運営上支障をきたさないためにも、次の事項について検討を行うものとする。

- 1 避難所の運営における教師の役割
- 2 児童生徒等の安否確認の方法
- 3 学校機能を早急に回復するために、学校内において避難者と児童生徒等とで共用する部分と、児童生徒等又は避難者のみが使用する部分の区分け
- 4 避難所になった場合に必要な備品等の整備
- 5 授業中等に発災した場合の児童生徒等の避難、帰宅及び保護者との連絡方法等の措置

資料編 ・ 避難所・避難場所一覧

第5 文化財保護

1 指定文化財の管理等

本市には、77 の文化財が指定されている。

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）、茨城県文化財保護条例（昭和 51 年茨城県条例第 50 号）及び坂東市文化財保護条例（平成 17 年坂東市条例第 87 号）により、所有者及び管理責任者に対し、管理の責任を義務づけて、管理及び修理の補助、勧告等をなし、住民の郷土の文化遺産に対する認識を高めるとともに、文化の向上発展に貢献することとする。

2 防災対策

所有者、管理責任者又は管理団体は、市教育委員会の定める基準により、見学者に対しての防災のための標識等管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

防災施設の整備等については、火災の早期発見を目的として、自動火災報知設備を計画的に促進するとともに、消火器類、避雷針の設置や収蔵庫、防火水槽の整備を推進する。

なお、市内における文化財の一覧は、資料編のとおりである。

資料編 ・ 指定文化財一覧

第6節 農地農業計画

災害発生の地域性にかんがみ、災害から農地及び農作物を保護するための事前にとるべき対策を定め、もって農地及び農作物の被害を未然に防止するものとする。

第1 農地計画

1 水路等整備事業

築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する農業用の樋門、水路等の用排水施設の改修又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設並びにこれらの附帯施設の新設又は改修を行う。

2 湛水防除事業

既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生ずるおそれのある地域（原則としてかつて応急の湛水排除事業が実施された地域）で、これを防止するために排水機、排水樋門、排水路等の新設又は改修を行う。

3 地盤沈下対策事業

本市は、茨城県地下水の採取の適正化に関する条例施行規則（昭和52年茨城県規則第9号）で、地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域に指定されており、地盤の沈下に起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下を従前の状態に回復するために農業用排水施設の新設又は改修を行う。

第2 農業計画

1 防災営農体制

（1）気象情報等の情報の伝達体制の確立

災害の発生に備え、茨城むつみ農業協同組合、岩井農業協同組合その他関係機関と常時緊密な連絡をとり、防災営農体制の整備に努めるとともに、一般農家に対し防災営農知識の普及に努める。

また、災害からの農作物被害を防ぐため、気象注意等の情報の伝達体制を確立し、農家等の事前対策に供する。

（2）農業保険の普及

農業災害による損失に備えて、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業保険への加入を促進する。

（3）家畜対策

ア 低湿地畜舎は周囲の盛土や排水路の整備を行う。

イ 増浸水の場合を想定して避難移動場所の確保を図る。

ウ 倒壊流失の懸念のある畜舎の補修を行う。

2 資材の確保

(1) 防除器具の整備

病虫害防除器具並びに災害防護器具を点検整備し、災害時に円滑に使用できるようにする。

(2) 薬剤等

災害の発生が予測される場合は、薬剤等が迅速に確保されるよう茨城むつみ農業協同組合、岩井農業協同組合を通じて必要量の備蓄を行う。

(3) 飼 料

災害に備え、最低数日間の飼料を備蓄する。

第7節 情報通信設備等の整備計画

災害時において通信連絡が迅速、的確に行われるよう、次の整備、充実を促進するとともに適切な運用に努めるものとする。

第1 情報通信設備の整備

1 市の情報通信設備

(1) 市防災行政無線

市は、住民に対して災害情報等の伝達を図るため、防災行政無線システム（同報無線、移動無線、防災ラジオ等）及び携帯電話を含めた多様な手段の整備を図るよう努める。

資 料 編 ・ 防災行政無線設置一覧

(2) 瞬時に伝達するシステム

市は、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、緊急速報メール等その他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの維持・整備を図る。

(3) 災害時優先電話番号の指定

災害時優先電話番号の指定は、資料編のとおりである。

資 料 編 ・ 災害時優先電話設置状況一覧

2 県の情報通信設備

県は、災害時の確実な通信の確保を図るため、地上系回線に衛星系回線を加え、通信を2ルート化し、迅速な情報伝達手段を確保する防災情報ネットワークを整備運用しており、県庁の統制局の下、各県民センター、土木・工事事務所、保健所等の県出先機関、市町村、消防本部、その他の防災関係機関が結ばれている。

第2 情報通信設備の災害時の機能確保

市は、災害時の機能を確保するため保守点検の実施と的確な操作の徹底に努めるとともに、停電等に備え次の事項に留意するものとする。

1 バックアップ化

通信回線の多ルート化、制御装置の二重化等に努め、中枢機器や通信幹線が被災した場合でも通信が確保できるようにする。

2 非常用電源の確保

災害時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努めるとともに、発電機等の燃料の確保を図る。

3 耐震化、免震化

通信設備全体に関して、強い地震動に耐えられるような耐震措置を行うとともに、特に重要な設備に対しては免震措置を施すものとする。

4 サーバの負荷分散

市は、災害時の機器の損傷や電力の枯渇によるサーバの停止、災害発生後のホームページ用サーバにアクセスが集中し、情報が閲覧しにくい状況が生じる場合においても、情報発信を継続できるよう、ミラーリング（代替）サーバの確保など、サーバの負荷を分散する手段についてインターネットサービスプロバイダ等と調整を図っておくものとする。

第3 アマチュア無線ボランティアの確保

市は、災害による通信の途絶に備え、災害時におけるアマチュア無線ボランティア活動を支援するため、あらかじめアマチュア無線ボランティアの「担当窓口」を設置する。

第4 情報提供に係る多様な通信手段の活用

市は、県を通じて被災者等への情報提供に当たり、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバ運営業者の協力を得るものとする。

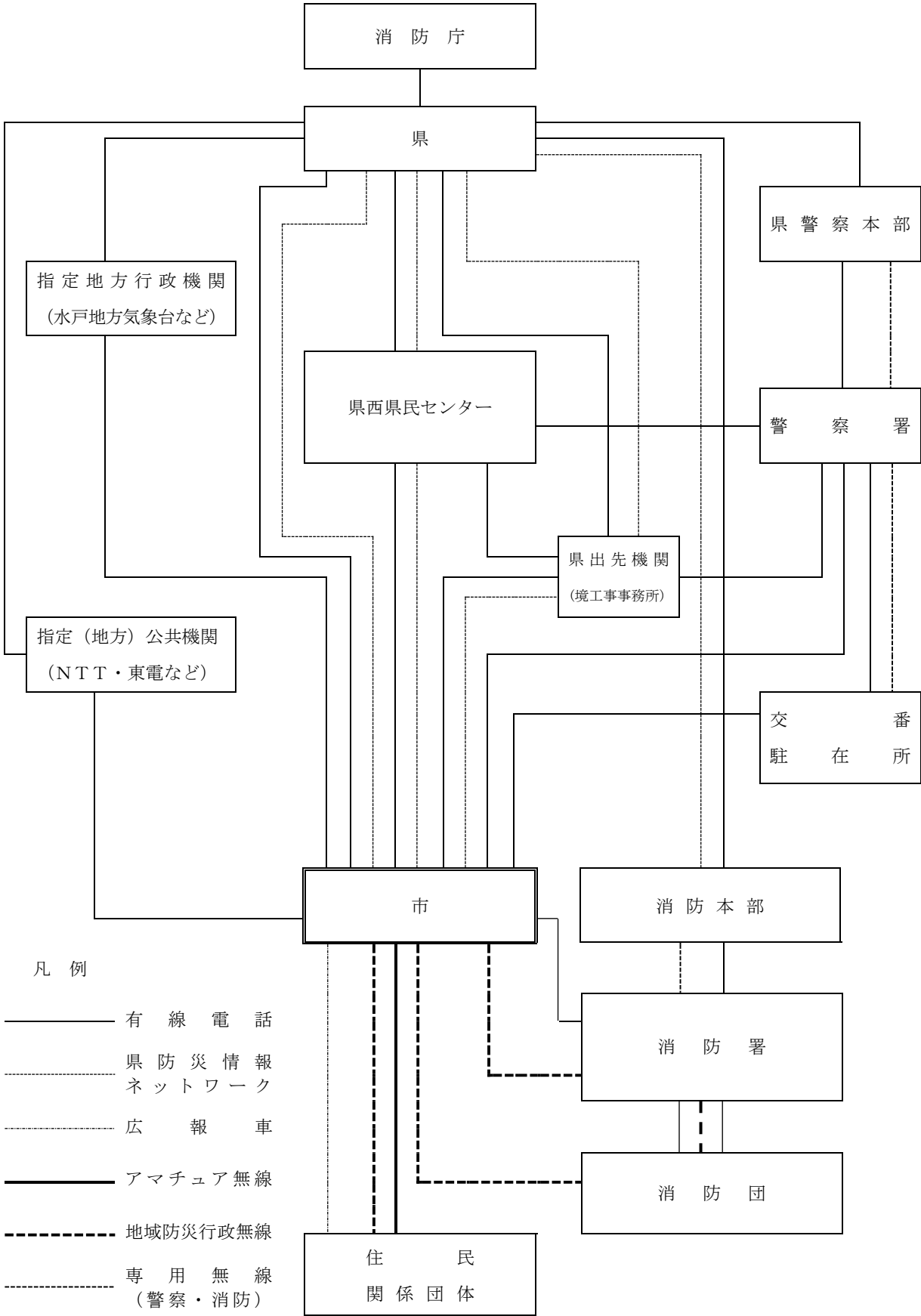
また、住民が災害に関する情報を随時入手したいというニーズに柔軟に応えるため、ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、メール、Lアラート等を活用して、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

第5 通信連絡系統図の作成

関係機関との連絡のため利用系統を検討し、通信連絡系統図を作成しておき、関係先、利用できる通信施設が一目瞭然に分かるようにしておくものとする。

資料編 ・ 防災関係機関連絡先一覧

通信連絡系統図



第8節 災害用資材、機材等の点検整備計画

災害時における災害応急対策に必要な資機材等が、直ちにその機能を有効、適切に発揮できるよう、平素から点検整備に努めるものとする。

また、資器材の調達先、調達方法等についても災害時に迅速に活用できるよう、確認しておくものとする。

第1 水防に必要な備蓄資材、器具

災害時に有効適切に使用できるよう、常に水防に必要な災害用備蓄資機材の整備、充実に努めるとともに、適時点検を行い保管に万全を期するものとする。

なお、水防用資機材の整備状況は、本編第2章第8節「水防計画」に定めるとおりである。

また、その他にも必要に応じて業者に資機材を依頼し、その度に使用した料金を支払うように申し合わせを行うものとする。

資 料 編 ・ 水防倉庫及び資機材一覧表

第2 医療、助産及び防疫に必要な備蓄資材、器具及び薬剤

医療・助産・防疫等に必要な資機材、薬剤等は、不時の災害に備えて常に点検、整備をし、特に薬剤については、直接人命に関係するので効用年数等に十分留意するものとする。

第3 備蓄食糧・衣料及び生活必需品等

被災者生活支援計画編第2章第5節「食糧供給計画」及び第6節「衣料・生活必需品等供給計画」のとおりである。

第9節 火災予防計画

この計画は、市の消防組織の整備、消防施設の充実、消防職団員の教養訓練等について指導助言をして、消防力の充実強化を図るとともに、消防思想の普及徹底により予防消防の実を挙げ、火災から住民の生命、身体及び財産を保護して生活の安全を期するものとする。

第1 消防組織の充実・強化

市は、「消防力の整備指針」に基づく消防組織を整備するとともに、火災予防の徹底を図る。さらに、茨城県広域消防相互応援協定等に基づき、広域防災体制の確立を図るものとする。また、必要な場合は、緊急消防援助隊を要請する体制を整備していく。

1 消防機関の充実・強化

消防体制を充実・強化するため消防力の整備指針に基づき消防組織を整備するとともに、予防要員・警防要員を確保し予防業務の万全を期するものとする。

本市には常備消防として坂東消防署が設置されている。

本市の消防団は、16分団が設置されており、災害等に備えている。引き続き災害時の活動が十分にできるよう、資機材の調達を図り、団員の確保、技術の向上等を推進し、消防力の充実・強化を図るものとする。

資 料 編 ・ 消防職員及び消防団員数 ・ 消防署及び消防団の担当地区
--

2 地域の初期消火力の向上

住民の防火意識を高揚し、自主防災組織の編成を図るものとする。編成を図る中で消火器、バケツ等を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水の溜め置き等を地域ぐるみで推進する。また、工場、事業所等においても、自主防災体制の強化を図るとともに、消防署や民間防災組織等と連携強化を図り、地域での防火組織体制の整備を推進するものとする。

第2 消防施設等の整備・強化

市は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設、火災通報施設等の整備について年次計画を立て、その強化を図るものとする。特に、耐震性防火水槽など大震火災対策施設の整備を図るとともに、河川やプール等の自然水利と人工水利の適切な組み合わせによる水利の多元化を推進する。

資 料 編 ・ 消防車両配置状況

第3 火災予防対策の徹底

1 建築同意制度の推進

市及び消防本部（署）は、消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用を図り、建築面からの火災予防の徹底を期するものとする。

2 防火管理者の育成、指導

消防本部（署）は、学校、病院、工場等消防法第8条及び第8条の2に規定する防火対象物の所有者等に対し、必ず防火管理者を置くよう指導し、さらに当該防火管理者に対し、消防計画の作成、防火訓練の実施、消防施設等の整備、点検及び火気の使用等防火管理上必要な業務を行わせるよう努めるものとする。

3 予防査察の強化指導

消防本部（署）及び消防団は、消防法第4条及び第4条の2に規定する予防査察の実施に当たっては、消防対象物の用途・地域等に応じて、計画的に実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握し、当該対象物の関係者に対して、火災発生危険及び火災拡大危険の排除等火災予防上必要な各種の措置の励行を強力に指導するものとする。

4 危険物施設等の保安監督の指導

消防本部（署）は、消防法に規定する危険物施設等の所有者、管理者又は占有者についてこれらの者が自ら計画的に危険物の取扱作業に関し、保安監督するよう指導し、また危険物取扱者に対し指導の強化を図るとともに、これら施設について必要の都度、消防法第16条の5の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導をするものとする。

5 防火思想、知識の普及徹底

春と秋に火災予防運動を実施し、次の行事を行い、住民の防火思想の普及徹底を図るものとする。

- （1）ポスターの掲示、懸垂幕、消防広報紙、広報車の巡回等による火災予防の周知徹底
- （2）危険物事業所、防火対象物の所有者、管理者、占有者に対し、早期通報、初期消火の体制確立の指導と避難訓練の積極指導
- （3）消防本部（署）による消防対象物の予防査察及び消防団員による家庭防火診断
- （4）消防団員の特別警防訓練

6 火災警報の発令

消防法第22条の規定に基づき、火災予防上危険であると認められるときに発する火災警報の発令基準は、次の各号のいずれかに該当する場合である。

- （1）実効湿度 60%以下、最小湿度 40%以下になると予想される場合。
- （2）平均風速が 12m/s 以上になると予想される場合。ただし、雨、雪を伴うときは通報を行わないこともある。

第4 消防職団員の教育訓練

市は、消防団員の県立消防学校への派遣等を行い、消防の責務を正しく認識させ、技能の習得と体力、気力の錬成に努め、さらに規律の保持及び協同精神のかん養を図り、消防活動諸般の要求に対応できる消防人を養成する。

第5 消防地理及び消防水利等の調査並びに資機材の点検

火災が発生した場合に適切な防ぎょ活動が実施できるよう次の事項について調査しておくものとする。

1 消防地理及び消防水利等の調査

(1) 消防地理

- ア 地形、地物
- イ 道路、橋梁
- ウ 河川、水路
- エ 避難場所
- オ その他防ぎょ上注意を要する箇所

(2) 消防水利

- ア 消火栓
- イ 防火水槽
- ウ 河川水
- エ 沼水
- オ プール
- カ その他、消防水利として利用できるもの

資 料 編 ・ 消防水利の設置状況

2 資機材の点検

(1) 通常点検

各分団は毎月2回以上消防ポンプの機械器具の点検、清掃、調節、潤滑油の補給等を行い、試運転及び放水試験をすることで不良箇所の早期発見に努める。

(2) 特別点検

火災予防週間及び春季点検式等行事又は災害期前においては消防ポンプ性能点検を実施する。

第10節 防災知識の普及計画

災害による被害を最小限にとどめるためには、住民の一人ひとりが日頃から災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。また、行政による公助、個々人の自覚に根ざした自助、地域コミュニティ等による共助が連携して減災のための社会をつくる住民運動の展開が必要である。このため、市及び防災関係機関は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。また、災害発生時に住民一人ひとりが適切な行動をとることができるよう、防災教育活動を行うとともに、各地域で実施される防災訓練への参加を促すなど、普及啓発活動を推進するものとする。

その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

また、市及び防災関係機関は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るほか、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

なお、市及び防災関係機関の防災対策要員は、住民の先頭に立って対策を推進していく必要があり、災害とその対策に関する知識と高い意識を身につけられるよう防災教育活動を推進するものとする。

第1 防災に関する広報及び普及方法

次の方法により防災知識の普及を図る。

- 1 市の広報紙への防災情報等の掲載
- 2 公民館活動の場を通じ防災をテーマにした講習会、シンポジウム、映画会等の開催
- 3 回覧板利用による普及
- 4 パンフレット、ポスター、チラシ等の利用及び防災ビデオ等の貸出し
- 5 広報車、ホームページによる広報
- 6 防災マップ等の配布

第2 住民向けの防災教育

1 普及すべき防災知識の内容

- (1) 風水害時の危険性
- (2) 家庭での予防・安全対策（食糧、飲料水、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）
- (3) 特別警報、警報、注意報の内容と発表時にとるべき行動
- (4) 避難場所及び避難所の位置、避難時や避難場所での行動
- (5) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の内容と5段階の警戒レベル情報の意味
- (6) 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性

- (7) 避難行動への負担感、過去の被災経験などを基準した災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動
- (8) 河川近傍や浸水深の大きい区域である「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難と浸水深、浸水継続時間等に応じた水・食料等の備蓄
- (9) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (10) 自主防災組織等の地域での防災活動
- (11) 要配慮者への支援協力
- (12) 帰宅困難者対策（被災者生活支援計画編）
- (13) 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等
- (14) 災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底
- (15) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (16) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- (17) その他地域の実情に応じて住民の安全確保に必要な情報

2 災害に対する平素の心得

- (1) 住宅の点検
- (2) 火災の防止
- (3) 応急手当の習得
- (4) 3日分（出来るだけ7日分）の食糧・飲料水の備蓄
- (5) 非常持ち出し袋等の用意
- (6) 避難地、避難路の確認、連絡方法

3 災害時の心得

- (1) 情報の聴取方法
- (2) 家屋等の補修
- (3) 出火防止及び初期消火
- (4) 避難の方法、時期
- (5) その他災害に応じた措置

4 住民参加型ワークショップの開催

市及び防災関係機関は、主に洪水浸水想定区域内など、水害のおそれがある地域の住民を対象に、ハザードマップを活用した居住地域の災害リスクや避難先の確認、避難指示等の行政が発信する情報や避難のタイミングの確認及び自分が水害時に何をすべきかを時系列に一覧表に整理するマイ・タイムラインの作成などの住民参加型ワークショップを開催し、地域の災害リスクと適切な避難行動の理解促進を図る。

5 避難に関する情報

市は、防災マップ等の配布又は回覧に際しては、住民が居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢と

してあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

第3 児童生徒等に対する防災教育

1 児童生徒等に対する防災教育

児童生徒等の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。

主な教育内容は次のとおりとする。

これらの教育に当たってはハザードマップ等の活用など主体的な学習を重視することとする。

- (1) 災害時の身体の安全確保の方法
- (2) 災害時の助け合いの重要性
- (3) 災害のしくみ
- (4) 防災対策の現状
- (5) 防災訓練の実施

2 指導者に対する防災教育

指導者のための手引書等の作成・配布及び防災に関する指導者研修会を通して指導者の資質向上を図る。

第4 防災対策要員に対する防災教育

応急対策を実施する職員は、災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下のような防災教育、計画的かつ継続的な研修に努める。

1 応急対策活動の習熟

被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等の現場活動に従事する職員に対しては、現場の活動を示した応急計画（マニュアル）により対策の周知徹底を図る。

2 研修会及び講演会の開催

災害に関する学識経験者、防災関係機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催する。

第11節 防災訓練計画

災害時の迅速かつ的確な行動のためには、日常からの訓練が重要である。関係機関相互の連携のもと災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施する。また、訓練の実施に当たっては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第1 市及び防災関係機関等が実施する訓練

1 避難訓練

(1) 市による避難訓練

災害時における避難指示及び立ち退き等の円滑、迅速、確実を期するため、市が中心となり、警察、消防及びその他関係機関の参加のもと、自主防災組織及び事業者や要配慮者も含めた住民の協力を得てマイ・タイムラインを確認して避難する訓練を毎年1回以上実施するものとする。

大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

(2) 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、病院及び社会福祉施設等における訓練

市は、災害時の幼児、児童、生徒、傷病者、身体障害者及び老人等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

(3) 学校と地域が連携した訓練の実施

市は、学校と連携し、児童生徒を含めた地域住民の参加により、学校における避難所運営や炊き出し等の実践的な訓練を行うよう努める。

2 非常参集訓練

各防災関係機関は災害時の迅速な職員参集のため、非常参集訓練を実施するとともに災害時の即応体制の強化に努めるものとする。また、非常参集訓練と同時に、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練も併せて実施する。

3 通信訓練

市は、災害の発生を想定した被害状況の把握及び伝達が迅速かつ適切に行えるよう定期的に通信訓練を実施するとともに、非常用電源設備を活用しての通信訓練も実施する。

また、有線及び市防災行政無線が使用不能になったときに備え、関東地区非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、アマチュア無線等非常時の通信連絡の確保を図る。

4 水防訓練

水防管理団体は、水防計画に基づく水防活動を円滑に遂行するため、洪水が予想される時期前の最も訓練効果のある時期を選んで河川危険箇所等洪水のおそれのある地域で実施する。

実施については、関係機関と緊密な連絡をとるものとし、また、必要と認める場合は他の関連する訓練と併せて実施する。

5 広域応援協定に基づく合同訓練

市は、他市町村との相互応援協定の実効性を確保するため、通信訓練等の合同訓練を実施するものとする。

第2 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

1 事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、工場、事業所及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき避難訓練を定期的の実施するものとする。

また、地域の一員として、市、消防署及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努めるものとする。

2 自主防災組織等における訓練

各自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災関係機関との連携を図るため、市及び消防署等の指導のもと、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努めるものとする。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・身体障害者等安全確保訓練等を主として行う。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援するものとする。

3 住民の訓練

住民一人ひとりの災害時の行動の重要性にかんがみ、市及び県をはじめ防災関係機関は、防災訓練に際して、広く要配慮者も含めた住民の参加を求め、住民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。

また、住民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施するよう努めるものとする。

第3 要配慮者等の参加の推進

住民一人ひとりの災害時の行動の重要性にかんがみ、市は、防災訓練に際して広く住民の参加を求め、住民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。

特に、災害時における要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の訓練への参加を積極的に推進し、自主防災組織等の協力により避難訓練等の実践的な訓練を行う。

第12節 自主防災組織編成計画

災害時における事業所はもとより企業を含めた住民等の自主的な初期防災活動が災害の拡大防止に極めて重要である。住民等が災害時に迅速な行動がとれるよう活動環境の整備を行い、地域住民による自主防災組織の編成に努める。その際、男女共同参加の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。

第1 設置推進機関

災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、市が推進するものとする。なお、防災関係機関は、相互に有機的連携のもとに市の推進活動に積極的に協力するものとする。

第2 設置推進する自主防災組織

1 地域住民の自主防災組織

地域の住民による自発的な防災組織

2 事業所の自主防災組織

大規模な人的、物的被害が発生する危険性を有している事業所の自発的な防災組織

第3 普及啓発活動の実施

市は、防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じ、広く住民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発していく。

第4 自主防災組織の整備

1 自主防災組織の編成

- (1) 地域の自主防災組織は、地理的状況・生活環境から住民が連帯意識をもって、防災活動が効果的に実施できるよう、行政区等を単位として編成していく。市の自主防災組織の編成については資料編のとおりである。

資料編 ・ 自主防災組織数

- (2) 地域内の事業所と協議の上、地域内の事業所の防災組織を自主防災組織として位置付けて連携を図っていく。
- (3) 地域における昼夜間人口の構成を考慮し、昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成する。このため、各自主防災組織の構成員の属性をあらかじめ調査し、昼間の構成員が確保できない組織に対しては、比較的地域内にいることが多い女性、定年退職者や職場が自宅にある人々の参加を促進していくこと等で構成員の調整を図っていく。

2 自主防災組織の活動内容

[平常時]

- (1) 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- (2) 日ごろの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
- (3) 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- (4) 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
- (5) 災害発生時における行動や消防団など地域内との連携手段や伝達事項等のマニュアルの策定及び再確認

[発災時]

- (1) 初期消火の実施
- (2) 情報の収集・伝達
- (3) 救出・救護の実施及び協力
- (4) 集団避難の実施
- (5) 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力
- (6) 要配慮者の安全確保等

3 協力体制の整備

市は、自主防災組織間の協力体制の整備を目的として、連絡協議会的な組織を設置し、組織間の情報交換等を行うなど連携体制を強化する。

4 自主防災組織への活動支援

市は、自主防災組織に対し、その結成及び資機材の整備等について支援を行う。

5 リーダーの養成

市は、自主防災組織のリーダーを養成するための教育、研修等を実施し自主防災組織の活動の活性化を図る。

第5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の確立など自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

当該地区の住民等は、自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

地区防災計画を作成した地区は、資料編のとおりである。

資料編 ・ 地区防災計画一覧

第6 事業所防災体制の強化

1 防火管理体制の強化

学校・病院・百貨店等多数の人が出入りする施設について、施設管理者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検及び整備等を行う

ことになっていることから、消防機関は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導するものとする。

また、複数の用途が存在し、管理権限が分かれている建物の防災体制については、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、発災時には事業所の統括防火管理者が中心となった防災体制がとれるよう指導するものとする。

2 危険物等施設及び高圧ガス関係事業者等の防災組織

危険物等施設は、災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立するものとする。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、災害によって高圧ガス取扱施設等に被害が生じた場合には防災関係機関のみでは十分な対応が図れないことが考えられるため、消防署は危険物等施設管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導するものとする。

資料編	・危険物製造所等の現況 ・火薬等取締対象施設の現況
-----	------------------------------

3 建築物の防災体制の強化

建築物を浸水被害から守るため、防水扉及び防水板の整備等の対策を促進するよう努めるものとする。

また、建築物の管理者は、浸水被害を防止するため、土のう等の水防資材の備蓄等の対策を講じるよう努めるものとする。

第7 企業防災の促進

1 事業継続計画の策定及び事業継続マネジメントの構築

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など、災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

このため、県、市及び各業界の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、県及び市は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定及び事業継続マネジメント（BCM）構築等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に努める。

また、県、市及び商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

さらに、市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等へ積極的に参加を呼びかけるなど、自主防災組織や消防団等と積極的な連携を図るとともに、防災に関するアドバイスをを行う。

2 情報連絡体制の整備

市は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

3 施設利用者の安全確保・帰宅困難者対策

企業等においては、災害発生時に施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、災害情報を受信する装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

また、災害発生時に従業員等を一定期間事業所内等に留めておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や必要な物資等の備蓄など、帰宅困難者対策に努めるものとする。

4 企業の責務

企業は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

5 地下街等

浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置するものとする。

また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市に報告するとともに、当該計画を公表するものとする。

なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努めるものとする。

6 大規模工場等

浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市に報告するものとする。

第13節 燃料確保計画

災害の発生に伴い、本市への燃料供給が滞る事態が発生した場合に備え、県石油商業組合等と連携し、災害応急対策車両の優先・専用給油所や優先的に燃料を供給すべき施設及び車両をあらかじめ指定しておくなど、燃料の優先供給体制を整備し、住民の生命の維持及びライフラインの迅速な復旧等を図る。

第1 燃料の調達、供給体制の整備

市は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、あらかじめ、県石油商業組合坂東支部と必要な協定等を締結するなどして、災害応急対策に必要な車両に対し、優先的な給油を受ける給油所を指定しておく。

第2 重要施設・災害応急対策車両等の指定

1 災害応急対策車両の指定

市及び防災関係機関等は、別に定める基準に基づき、災害応急対策や医療の提供を行うための車両を、あらかじめ指定しておく。

また、指定車両には別に定める基準に基づき、ステッカーを作成し備えておく。

2 重要施設・災害応急対策車両管理者等の責務

庁舎等の重要施設の管理者は、災害に伴う停電が発生した場合においても、最低限3日間継続して電力を賄うことができるよう、自家発電設備を備えるとともに、必要な燃料の備蓄を行う。

災害応急対策車両に指定された車両の所有者又は使用者は、日頃から燃料を満量近く給油しておくことを心がける。

上記の対策を含め、重要施設及び災害応急対策車両の管理者は、災害発生時にも必要最低限の業務が継続できるよう、業務継続計画を策定するよう努めるとともに、指定された施設及び車両に変更等が生じた場合には速やかに県に報告する。

第3 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定

市は、協定などに基づき、災害発生時において災害応急対策車両が専用又は優先により給油を受けるべき給油所をあらかじめ指定しておくとともに、災害対応力の強化に努める。

市から指定のあった災害応急対策車両専用・優先給油所は、市と協力して日頃からその旨を明示し、災害時に混乱が生じないよう周知を図る。

第4 平常時の心構え

市は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から住民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う。

日常生活や事業活動において、車両が必要不可欠な住民及び事業所は、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、自助努力に努める。

第2章 災害応急対策計画

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、それぞれの防災関係機関が、その全機能を発揮してその発生を防ぎ、又は応急的な救助を行う等災害の拡大を防止するために行うべき措置について定めるものとする。

風水害の災害応急対策としては、まず災害発生直前の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進めることとなる。

第1節 組織計画

第1 計画の方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市は、防災関係機関と緊密な連絡、協力のもとに災害応急対策を実施する。

資 料 編 ・ 坂東市災害対策本部条例

第2 災害対策本部の設置

市は、坂東市災害対策本部条例（平成17年坂東市条例第128号）の定めるところにより災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施するものとする。

1 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、「坂東市役所3階大会議室（災害対策室）」に設置する。ただし、第1位順位の設置場所が被災した場合には、代替順位場所に設置する。その際、速やかにその旨を防災関係機関に連絡するものとする。

災害対策本部の設置場所	坂東市役所3階大会議室（災害対策室）
代替第1位	岩井公民館会議室1，2
代替第2位	猿島公民館講堂
代替第3位	市民音楽ホール（リハーサル室）

2 災害対策本部の設置基準

災害対策本部は、次のような場合に設置する。

- （1）気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風、大雨、洪水等の警報等が発令され、大規模な災害が市内に発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2）災害救助法の適用を要する災害が発生し、又は発生するおそれのあるとき。
- （3）その他市長が必要と認めたとき。

本部	区分	基準	配備要員	参集場所
災害対策本部設置前	注意体制	・気象警報が発表され、参集が必要なとき。 ・台風の接近が予想されるとき。	気象及び災害の情報収集を実施できる体制 災害対策本部本部員、総務課長、交通防災課長、道路課長及び危機対策員の委員長・副委員長	3階大会議室
	警戒体制	・河川が警戒水位（氾濫注意水位）に達し、堤防の巡視が必要と認めたとき。 ・その他特に本部長が必要と認めたとき。	災害対策本部の設置に移行できる体制 災害対策本部の職員（危機対策員を含む）、動員一覧表における地区担当職員、各所属長（職員への伝達）及び各施設等責任者	同上
災害対策本部設置	非常体制	・災害が発生し、災害対策を実施する必要があるとき。 ・大規模な災害が発生するおそれがあるとき。 ・その他特に本部長が必要と認めたとき。	第1次動員 各課3人 （所属長を含み、補佐、係長、主査、副主査等）	3階大会議室及び所属課等
		・気象特別警報が発表されたとき。 ・大規模な災害が市内に発生したとき。 ・その他特に本部長が必要と認めたとき。	第2次動員 各課2/3程度 （主幹または技幹相当職以上）	同上
		・気象特別警報が発表されたとき。 ・大規模な災害が市内に発生したとき。 ・その他特に本部長が必要と認めたとき。	第3次動員 全職員	同上

3 廃止基準

本部長（市長）は、次の要件に該当するときは、災害対策本部を廃止する。

- （1）災害応急対策が概ね完了したとき。
- （2）本部長が適当と認めたとき。

4 設置及び廃止の通知

災害対策本部の設置及び廃止を行った場合は、本部は庁内及び県、消防署、住民及び各関係機関に対し、その旨を連絡、周知する。

通知又は公表先	通知又は公表の方法
庁内各部署	庁内放送、職員参集メール、電話、市防災行政無線、口頭その他迅速な方法
県、指定公共機関、消防署等	電話、県防災情報ネットワークシステム、県防災行政無線、衛星電話、文書その他迅速な方法
一般住民	広報車、ホームページ、市情報メール、防災ラジオ
報道機関	電話、文書又は口頭

5 現地災害対策本部の設置

災害が局地的であり、かつ、特定の地域に著しい被害が生じたときは、坂東市災害対策本部条例第4条の規定に基づき、より被災地に近い場所に現地災害対策本部を設置する。

(1) 現地災害対策本部の組織

現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

(2) 現地災害対策本部の設置基準

- ア 災害が局地的なもので、災害対策本部から遠隔地の場合
- イ 被害が広域にわたる場合であっても、特定の地域に著しい被害が生じた場合

(3) 現地災害対策本部の分掌事務

- ア 現地の被害状況、復旧状況等の情報収集及び分析に関すること
- イ 現地における災害応急対策の指揮・指令に関すること

第3 災害対策本部の組織と編成

1 本部の設置に関する指示及び伝達

- (1) 総務部長は、本部設置及び活動体制について市長の命を受けたときは、副本部長及び各部長に連絡するものとする。
- (2) 総務部長は、交通防災課員に指示し、本部開設に必要な職員の動員等を行うものとする。

2 本部の編成

災害対策本部には部を設け、部には部長を置く。

- (1) 本部を設置した場合は、本部長、副本部長は、直ちに指揮監督にあたる。
- (2) 部長は、本部長の命を受け、部の事務を管理し、所属部員を指揮監督する。部員は、上司の命を受け、担当事務に従事する。
- (3) 本部が活動体制に入ったときは、各部長はあらかじめ定められた人数の連絡員を本部事務室に常駐させるものとする。

3 本部長の職務代理者の決定

市長が発災時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務の代理者は、登庁した者のなかから次の順位で本部設置等必要な災害対策を行う。

本部長の職務代理者	
第1順位	副市長（副本部長）
第2順位	教育長（副本部長）
第3順位	本部付（総括）総務部長（副本部長）

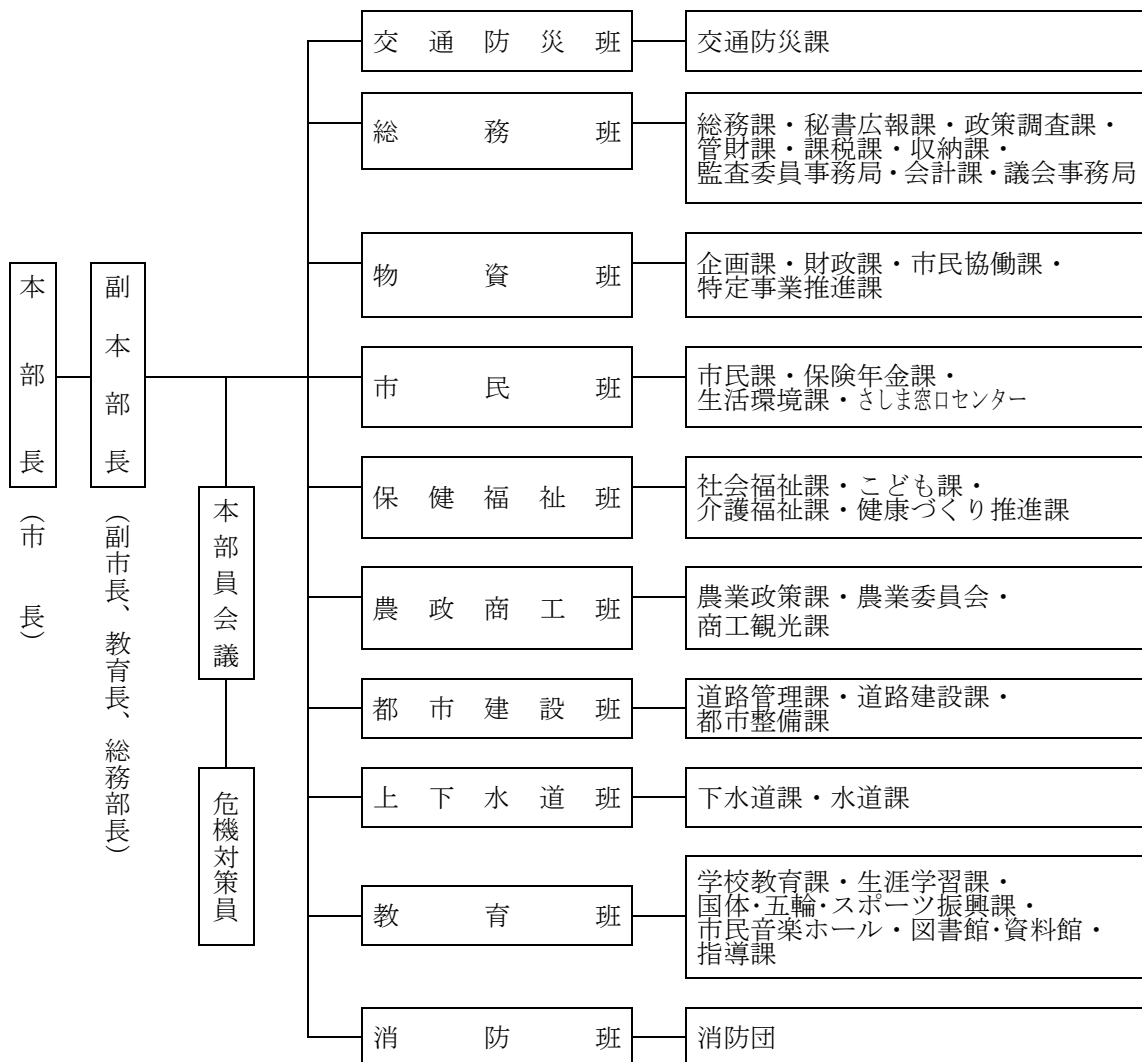
4 その他必要とする事項

本部長は、現場における救助等について、適確かつ迅速に対処するため必要があると認めるときは、現場指揮所の設置を指示し、指揮者を指名して関係機関等との協力体制を取る。

5 災害対策本部組織図及び分掌事務

災害対策本部の組織図及び分掌事務は、別表のとおりである。

別表 災害対策本部の組織図



※本部員会議

総務部長、企画部長、市民生活部長、保健福祉部長、産業経済部長、都市建設部長、上下水道部長、教育部長、会計管理者、市長公室長、議会事務局長、消防団長、本部事務局

別表 災害対策本部事務分掌

班名	分 掌 事 務
危機対策員	○災害情報の収集 ○災害情報の整理 ○災害情報の発信及び放送
交通防災班	○災害対策本部の庶務 ○救援要請に関する事務 ○防災行政無線の管理運用 ○警察や国・県などの関係機関との連絡・報告及び調整 ○避難指示等の発令に関する事務 ○災害救助法による救助の適用申請、救助の実施 ○り災証明書、その他の証明書の発行
総務班	○区長等との連絡調整 ○職員等の安否確認 ○インターネット等情報通信機器の管理運用 ○県、他市町村、応援協定締結先への応援要請に関する事務 ○車両の調達 ○災害広報および災害記録 ○報道機関との連絡調整 ○災害対策費用の出納 ○議員との連絡調整
物資班	○災害対応予算の執行管理 ○救援物資の調達、仕分け及び配分 ○義援金の受入保管 ○災害支援物資の供給 ○市民団体等との連絡調整
市民班	○市民からの問い合わせ、相談対応 ○災害廃棄物処理 ○埋火葬 ○動物の収容管理

班名	分 掌 事 務
保健福祉班	○避難所の開設・運営 ○幼児・要援護者の支援 ○DMAT等の医療救護 ○防疫・保健衛生
農政商工班	○農産畜物、農地、農道及び農業施設の被害調査、応急対策 ○農林関係団体との連絡調整 ○応急食糧の調達 ○商工業者の被害調査、応急対策 ○商工施設、観光施設の被害調査、応急対策 ○商工会、商工関係団体との連絡調整 ○生活再建支援・事業再建支援
都市建設班	○水害・土砂災害の防止 ○道路・橋梁の応急対策及び復旧 ○住宅の応急修理 ○応急仮設住宅の建設 ○応急危険度判定
上下水道班	○上下水道の応急復旧 ○飲料水の確保・供給 ○仮設トイレの設置
教育班	○教育関係施設被害把握、応急復旧、児童・生徒の安全確保 ○炊き出しの実施
消防班	○被災者の救助及び救急活動 ○消防活動 ○行方不明者及び遺体の搜索 ○避難者の誘導 ○災害警備活動

※庁舎利用者についての避難誘導に関しては以下のとおり。

- ・ 1 階（市民課、保険年金課）
- ・ 2 階（農業委員会）
- ・ 3 階（特定事業推進課）
- ・ 4 階（議会事務局）

※上記事務分掌のほか、特に明記されない事項については、平常の所管業務分担に準じて処理するものとする。

第2節 動員計画

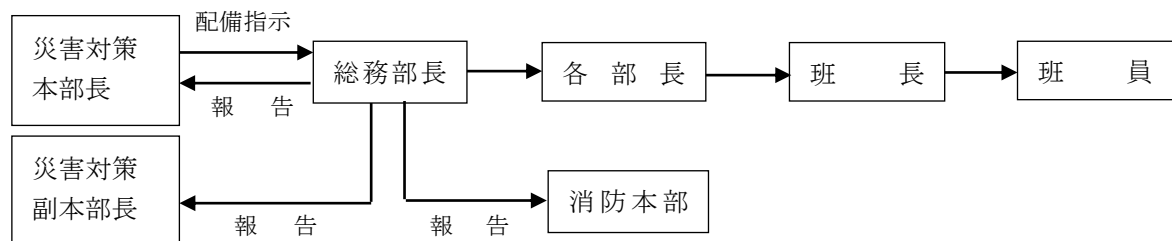
災害応急対策活動に必要な人員を把握して、災害応急対策活動を確実にするため各部各班において状況に応じた所要人員の動員を図るための計画である。

第1 動員の伝達方法

総務部長は、災害対策本部の設置及び活動体制について、市長の命を受けたときは、直ちに応急対策実施のため必要な職員の動員を行うものとする。

1 勤務時間内については、次のとおりとする。

- (1) 本部長が動員区分による動員体制を確立したときは、総務部長に伝達し、総務部長は、各部長に伝達する。各部長は、各班長に伝達する。
- (2) 班長は、庁内放送及び庁内電話により、職員に対して動員の伝達をする。
- (3) 庁内放送及び庁内電話が使用できないとき、班長は、班員の使送により各班員に動員の伝達をする。
- (4) 各部長は、総務部長に対する連絡者を定めると同時に部内の配備体制を整える。



2 勤務時間外については、次のとおりとする。

- (1) 携帯電話による伝達
- (2) 一般加入電話による伝達
- (3) 職員参集メールによる伝達
- (4) ホームページ等による伝達

3 動員状況の報告

各部長は、職員の動員状況を速やかに把握し、総務部長に報告するとともに、総務部長は本部長に報告するものとする。

(報告事項)

部、班名
動員連絡済人員数
動員連絡不可能人員数及び同地域
登庁人員数
登庁不可能のため最寄りの避難所等に非常参集した人員
その他

第3 配備体制

1 各部の配備体制

本部	区分	基準	配備要員	参集場所
災害対策本部設置前	注意体制	・気象警報が発表され、参集が必要なとき。 ・台風の接近が予想されるとき。	気象及び災害の情報収集を実施できる体制 災害対策本部本部員、総務課長、交通防災課長、道路課長及び危機対策員の委員長・副委員長	3階大会議室
	警戒体制	・河川が警戒水位（氾濫注意水位）に達し、堤防の巡視が必要と認めたとき。 ・その他特に本部長が必要と認めたとき。	災害対策本部の設置に移行できる体制 災害対策本部の職員（危機対策員を含む）、動員一覧表における地区担当職員、各所属長（職員への伝達）及び各施設等責任者	同上
災害対策本部設置	非常体制	・災害が発生し、災害対策を実施する必要があるとき。 ・大規模な災害が発生するおそれがあるとき。 ・その他特に本部長が必要と認めたとき。	第1次動員 各課3人 （所属長を含み、補佐、係長、主査、副主査等）	3階大会議室及び所属課等
		・気象特別警報が発表されたとき。 ・大規模な災害が市内に発生したとき。 ・その他特に本部長が必要と認めたとき。	第2次動員 各課2/3程度 （主幹または技幹相当職以上）	同上
		・気象特別警報が発表されたとき。 ・大規模な災害が市内に発生したとき。 ・その他特に本部長が必要と認めたとき。	第3次動員 全職員	同上

2 各部の動員計画

各部長は、別に定める動員計画により職員の動員を行うものとする。

3 義務登庁

職員は、勤務時間外に震度6弱以上の地震を感じた場合、又は市周辺で震度6弱以上を記録したことを知った場合、登庁することを義務とする。

4 自主参集

職員は、勤務時間外に震度5弱以上の地震を感じた場合、又は市周辺地域で震度5弱以上を記録したことを知った場合、自主的に登庁する。また、天候異常等の場合において、配備命令がない場合でも気象等の情報に注意し、状況に応じて電話連絡等により所属部、班との連絡を取り、進んで所属長の指揮下に入るよう努める。

職員は日頃から、あらかじめ定められた災害時における配備体制及び自己の任務を充分習熟し、災害が発生するおそれのある場合、又は災害の発生を察知したとき、配備命令がない場合でも自主的に行動を開始し、速やかに定められた部署へ参集して防災活動を行う。

5 所属部、班への登庁が不能の場合

- (1) 災害により所属部、班への登庁が不能となった場合には、最寄りの公共施設に参集するものとし、当該機関の長の指示を受け、災害応急対策に従事する。
- (2) 職員は、公共施設の管理者の長に自己の所属部、班、氏名及び所属部、班へ参集できない理由を報告する。
- (3) 公共施設の管理者は、加入電話が利用できる状態になったとき、又は防災行政無線が利用できる場合は、(2)により報告を受けた職員の氏名及び勤務状況等について当該職員の所属長に速やかに連絡する。
- (4) 公共施設の管理者は、災害状況の好転に伴い、非常参集職員の復帰が可能と認められる場合には、当該職員に復帰を命ずるとともにその旨を当該職員の所属長に連絡する。

第3節 気象情報等計画

気象及び水防に関する警報、注意報及び伝達、災害情報の収集、災害応急対策に必要な命令の伝達等を迅速確実に実施するための計画である。

第1 風水害関係

1 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

2 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、茨城県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予測値が時間帯ごとに示されて発表される。

また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

特別警報・警報・注意報の概要は以下のとおりである。

種類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警 報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注 意 報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

水戸地方気象台が茨城県を対象に行っている特別警報・警報・注意報の種類と概要、その発表基準は以下のとおりである。

■特別警報発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や 同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと 予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断します。

(台風等を要因とする特別警報の指標)

「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表します。

■注意報・警報の種類と発表基準

府県予報区		茨城県
一次細分区域		南部
市町村等をまとめた地域		県西地域
市町村名		坂東市
警 報	暴風（平均風速）	陸上 20m/s
	暴風雪（平均風速）	陸上 20m/s（雪を伴う）
	大雨	表面雨量指数基準 23
		土壌雨量指数基準 157
	洪水	指定河川洪水予報による基準 鬼怒川[鬼怒川水海道]、利根川中流部[芽吹橋]
		流域雨量指数基準 飯沼川流域=21、西仁連川流域=5.1 ※複合基準無し
	大雪（12時間降雪の深さ）	10cm
注 意 報	強風（平均風速）	陸上 12m/s
	風雪（平均風速）	陸上 12m/s（雪を伴う）
	大雨	表面雨量指数基準 10
		土壌雨量指数基準 108
	洪水	指定河川洪水予報による基準 利根川中流部[芽吹橋]
		流域雨量指数基準 飯沼川流域=16.8、西仁連川流域=4 ※複合基準無し
	大雪（12時間降雪の深さ）	5cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥	最小湿度 40%で、実効湿度 60%（湿度は水戸地方気象台の値）
	濃霧（視程）	陸上 100m
	霜（最低気温）	早霜・晩霜期に 3℃以下
	低温（最低気温）	夏期：15℃以下が 2 日以上継続 冬期：-7℃以下
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合
記録的短時間大雨情報（1 時間雨量）		100mm

平成 29 年 7 月 7 日から運用

- 1 土壌雨量指数基準値、流域雨量指数基準値及び複合基準値は 1 km 四方毎に設定している。大雨警報及び大雨注意報の欄中、土壌雨量指数基準には市町村内における最低値を、洪水警報及び洪水注意報の欄中、流域雨量指数基準及び複合基準については主要な河川における代表地点の基準値を示す。
- 2 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。

<参考>

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。

表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間の降雨による浸水害発生の危険性を示す指標で、地表面に貯まっている雨水の量を示す指数。

3 特別警報・警報・注意報、その他気象情報の細分区域と運用

(1) 注意報・警報の細分区域

本市は、「県西地域」に該当する。

注) テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いられる場合がある。

(2) その他

水戸地方気象台(気象庁)は、気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表した後、経過や予想、防災上の留意点を解説する場合には気象情報を発表する。

気象情報には、数日後に災害が予想される場合に予告的な発表をするものと、注意報・警報を補完するために発表するものがある。

ア 早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(「茨城県北部」・「茨城県南部」)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(茨城県)で発表される。大雨、高潮に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

イ 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼び掛けられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

ウ 土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支持するため、対象となる市を特定して警戒を呼びかける情報で、県と水戸地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨情報(土砂災害)の危険度分布)及び土砂災害に関するメッシュ情報で確認することができる。危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

(発表対象地域や伝達等については、本編第1章第2節「土砂災害防止計画第3 土砂災害警戒情報の発表」を参照。)

エ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の市において、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクルの「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル(危険度分布)で確認する必要がある。

オ 顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所に降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する茨城県気象情報」という表題の気象情報を発表する。

カ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況となっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（「茨城県北部」・「茨城県南部」）で気象庁から発表される。

なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（「茨城県北部」・「茨城県南部」）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

キ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに <u>身の安全を確保する必要はある</u> とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難 <u>する必要はある</u> とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに <u>身の安全を確保する必要はある</u> とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに <u>身の安全を確保する必要はある</u> とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難 <u>する必要はある</u> とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所から避難 <u>する必要はある</u> とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の	<u>各河川</u> の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度 <u>（大河川におい</u>

予測値	ては、その支川や下水道の氾濫などの「 <u>湛水型内水氾濫</u> 」の危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。 <u>流域内における雨量分布の実況と</u> 6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。
-----	---

※「災害切迫」（黒）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

第2 洪水予報河川の洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位または流量を示して発表される警報及び注意報である。

（1）国が管理する河川の洪水予報

気象庁と国土交通省関東地方整備局が共同で発表する下記の河川の洪水予報（氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報、〈警戒レベル2～5に相当する〉）は、関東地方整備局が県（河川課）に通報し、県は土木・工事事務所を通じて関係市町村に伝達する。気象庁から発表された洪水予報は、水戸地方気象台が県防災・危機管理課ほか関係防災機関・報道機関に通報する。

洪水予報発表 河川名	担 当 官 署	
利根川(上・中流部)	国土交通省関東地方整備局	気 象 庁 大 気 海 洋 部

（2）国の機関が行う洪水予報の伝達先（県内関係のみ）

担 当 官 署	伝 達 先	伝 達 方 法
関東地方整備局 常陸河川国道事務所 利根川上流河川事務所 霞ヶ浦河川事務所 下館河川事務所	県（土木部河川課）	<u>メール・FAX</u>
	関係市町村	
	河川情報センター	
水戸地方気象台	県（防災・危機管理課）	専 用 回 線
	<u>日本放送協会</u>	
	NTT <u>五反田センター</u> ※1	
	<u>総務省消防庁</u>	

※1：NTT 五反田センターへの伝達は、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

（3）指定河川洪水予報の種類、表題と概要

種 類	標 題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況で、命の危険が <u>あり</u> 直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。

	氾濫危険情報	<u>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき</u> に発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

また、令和2年3月にとりまとめられた河川・気象情報の改善に関する検証報告書に基づき、国土交通省と共同で指定河川洪水予報を実施する河川においては、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。この情報は、府県気象情報として発表する。

（４）水位情報周知河川の水位情報等

県（各土木・工事事務所）は、県が管理する水位情報周知河川について、河川の水位が特別警戒水位（氾濫危険水位）に達したときは、当該河川の水位又は流量を示して、関係市町村に伝達する。

第3 火災気象通報

消防法第22条第1項の規定に基づき、水戸地方気象台が県を対象として行う火災気象通報の実施基準は、次のとおりである。

1 通報の実施基準

実 施 官 署	実 施 基 準
水戸地方気象台	実効湿度60%以下で、最小湿度40%以下になると予想される場合、 <u>又は</u> 平均風速が12m/s以上になると予想される場合。但し、雨、雪を伴うときは通報を行わないこともある。

2 通報の対象地域

市町村単位で通報する。

3 通報先及び通報手段

県防災・危機管理課とし、通報手段は、防災情報システムとする。

4 通報文の構成

- (1) 標題
- (2) 発表官署名及び発表日時
- (3) 見出し、対象地域・要素・期間及び予想値（風向・風速・実効湿度・最小湿度）

5 通報の基準

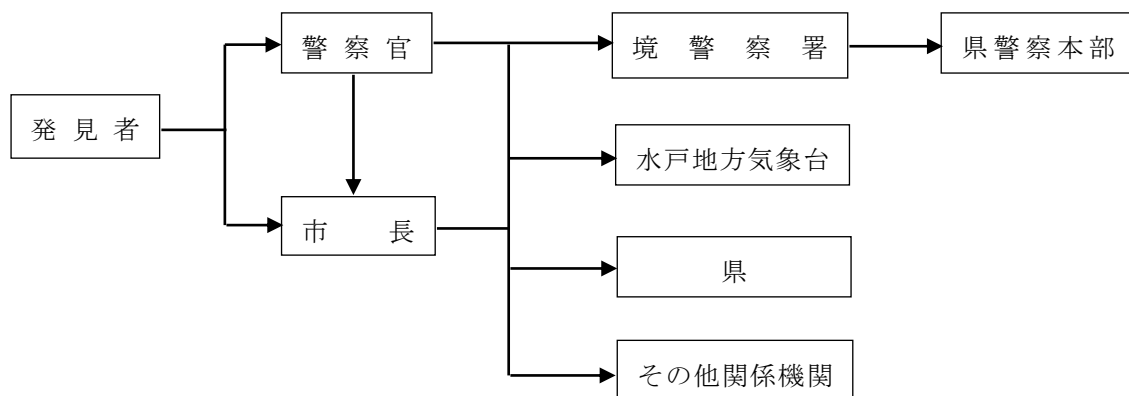
毎朝（5時頃）、向こう 24 時間先までの気象状況の概要を気象概況として通報する。この通報において、火災気象通報の通報基準に該当又は該当するおそれがある場合は、見出しの冒頭に通報区分として以下のとおり「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。また、定時通報後、予想に変化があった場合は、定時通報と同様の形式で通報を行う。

第4 災害時気象支援資料

水戸地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

第5 異常現象発見者の通報義務等

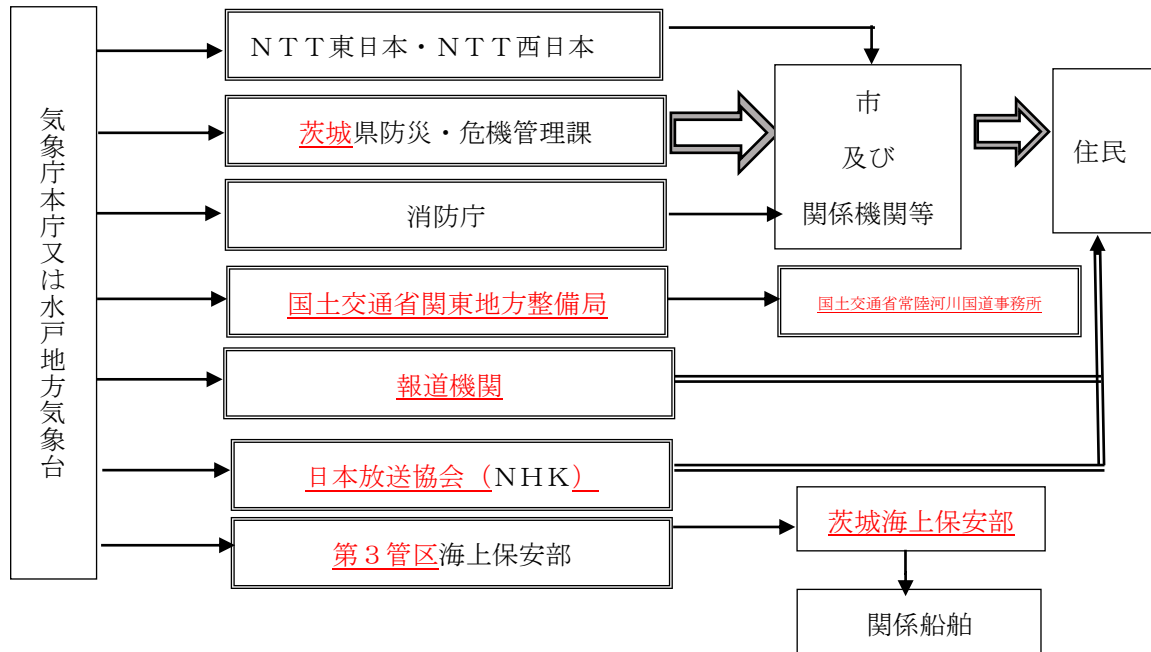
- 1 災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を市長又は警察官に通報しなければならない。
また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。
- 2 この通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報するものとする。
- 3 市長は、その旨を遅滞なく、水戸地方気象台、県（防災・危機管理課）、その他の関係機関に通報すると同時に、住民その他関係団体にも周知させるものとする。



第6 特別警報・警報・注意報の伝達

(1) 水戸地方気象台関係

水戸地方気象台が発表した特別警報・警報・注意報は次に示す伝達系統図により通知する。



注) 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路

(2) 県関係

県は、気象等の特別警報・警報・注意報について、気象台から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災情報ネットワークシステム等により市町村及び消防本部に通知する。

(3) 日本電信電話株式会社（NTT東日本又はNTT西日本）

関係気象庁本庁又は水戸地方気象台からNTT東日本・NTT西日本に通報された警報は、関係の各市町村に伝達される。

この場合警報の種類だけで内容については伝達されない。

(特別警報の種類)

暴風特別警報

暴風雪特別警報

大雨特別警報

大雪特別警報

波浪特別警報

高潮特別警報

(警報の種類)

暴風警報

[暴風雪警報](#)

[大雨警報](#)

[大雪警報](#)

[波浪警報](#)

[洪水警報](#)

[高潮警報](#)

[第7](#) 注意報及び気象情報の伝達

注意報及び気象情報は気象業務法上警報のような定めはないが、情報機関、防災関係機関の協力を求めて公衆に周知させるよう努めることになっている。

第4節 災害情報の収集・伝達計画

災害時の応急対策を実施していく上で不可欠な気象情報、被害情報、措置情報を防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集・伝達する。

第1 被害概況の把握

1 各機関の報告に基づく概況把握

災害対策本部は、災害発生後直ちに職員、市防災パトロール員ならびに防災関係機関に対して、被害概況の報告を求め、その報告を総括し、市全体の被害概況を把握する。

市、防災関係機関は、災害後直ちに被害概況の把握を行い、県に対し報告する。

2 ヘリコプターによる概況把握

(1) 防災ラジコンヘリコプターによる概況把握

市は、防災ラジコンヘリコプターにより、上空からの概況把握を行う。

(2) 県防災ヘリコプター、県警のヘリコプターによる概況把握

県は、防災ヘリコプター、県警ヘリコプターを出動させ、上空からの概況把握を行う。特に、ヘリコプターテレビシステムにより、被害状況を上空から撮影し、県災害対策本部において、映像を受信、被害状況を把握する。

(3) 他機関のヘリコプターによる概況把握の要請

県は、市、防災関係機関等から被害概況報告、又は独自の収集活動により得られた情報に基づき、相当の被害が見込まれるときには、自衛隊、第三管区海上保安本部及びヘリコプター等の航空機を有する機関に対し空中からの被害状況把握を要請する。

(4) 重点的に把握すべき被害概況

- ア 浸水の被害状況
- イ 建築物の被害状況
- ウ 道路の被害
- エ 崖崩れの状況
- オ 道路渋滞の状況

3 現地調査班の派遣

県は、災害による被害程度が相当のものと認められ、災害対策本部での情報収集活動が十分に行えないおそれがある場合には、災害対策本部の職員を派遣して、現地での被害状況調査と連絡員の役割を担わせる。

第2 被害情報・措置情報の収集・伝達

1 被害情報・措置情報の種類

(1) 被害情報

死者、行方不明者、負傷者、要救助者、建物損壊、浸水、道路被害、公共施設被害等に関する情報

- ア 被害発生時刻
- イ 被害地域（場所）
- ウ 被害様相（程度）
- エ 被害の原因
- (2) 措置情報
 - ア 災害対策本部の設置状況
 - イ 主な応急措置（実施、実施予定）
 - ウ 応急措置実施上の措置
 - エ 応援の必要性の有無
 - オ 災害救助法適用の必要性

2 情報収集伝達の方法

被害情報、措置情報の収集伝達は、原則として防災情報システムを利用して、「茨城県被害情報等報告要領」により行う。

なお、報告すべき内容の主なものは次のとおりである。

- (1) 被害状況の情報
 - 報告名称、報告状況、登録者、報告日時、報告者、発生日時、被災場所
- (2) 報告種別
 - 人的、建物、浸水、火災、その他（河川・公共建物等）、避難対策状況、本部設置状況

3 情報伝達の流れ

災害情報は、把握した防災関係機関から防災情報システムを利用して収集し、県災害対策本部において集約する。

なお、県災害対策本部未設置段階では、県防災・危機管理課が同システムにより情報を収集する。

4 各機関の情報収集・伝達活動

- (1) 市は、自地域内に次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、「茨城県被害情報等報告要領」に基づき県の災害対策本部、その他必要とする機関に対して防災情報システム等を利用して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに報告するものとする。

また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、被害状況報告を用い災害応急対策完了後10日以内に行うものとする。

併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準該当事案については、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

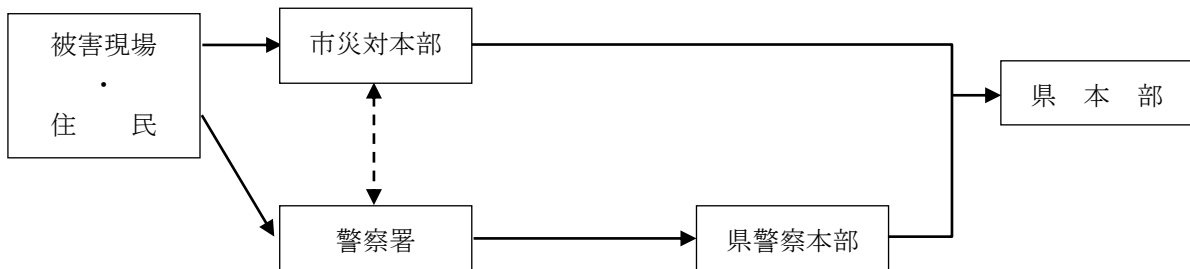
- ア 災害対策本部が設置されたとき
- イ 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき
- ウ 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき
- エ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき

- (2) 県に報告することが出来ない場合には、国（消防庁）に対して直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について連絡するものとする。
- (3) 災害規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請するものとする。
- (4) 地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに県及び国（消防庁）へ同時に報告するものとする。
- (5) 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

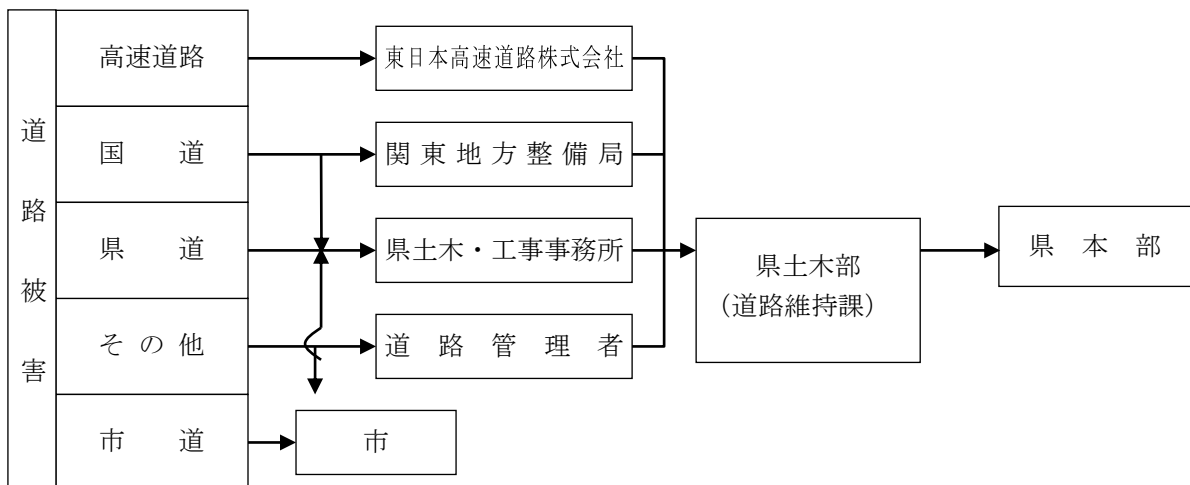
5 被害種類別の情報収集・伝達方法

発生する被害の種類によって関係する機関、伝達径路が異なるため、以下の要領で情報の収集・伝達を実施する。

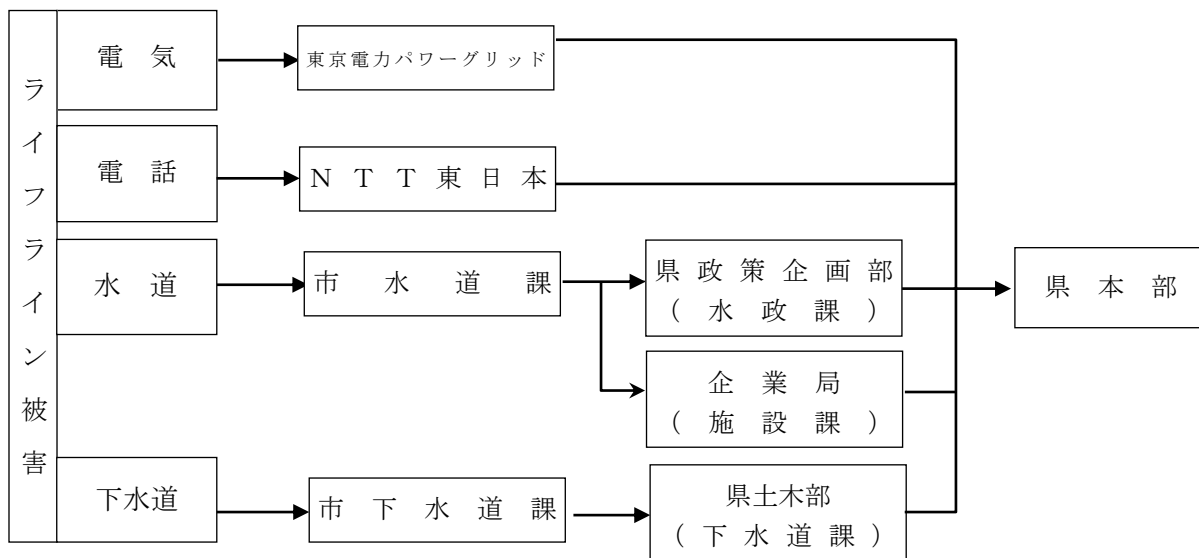
(1) 情報収集・伝達系統1（死者、負傷者、建物被害、その他の被害）



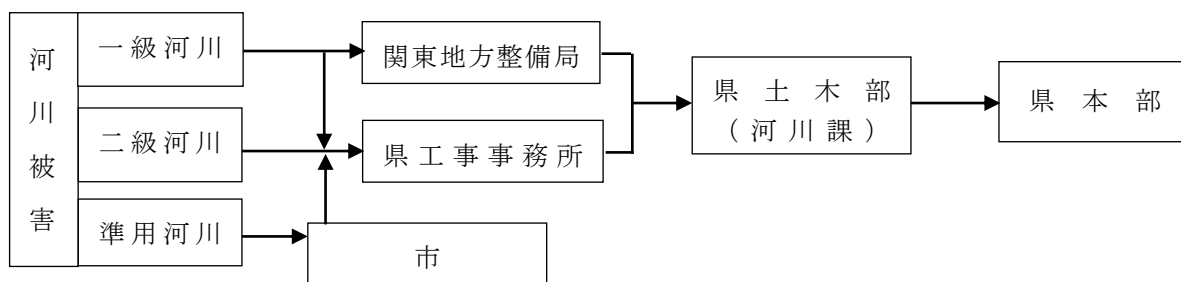
(2) 情報収集・伝達系統2（道路被害）



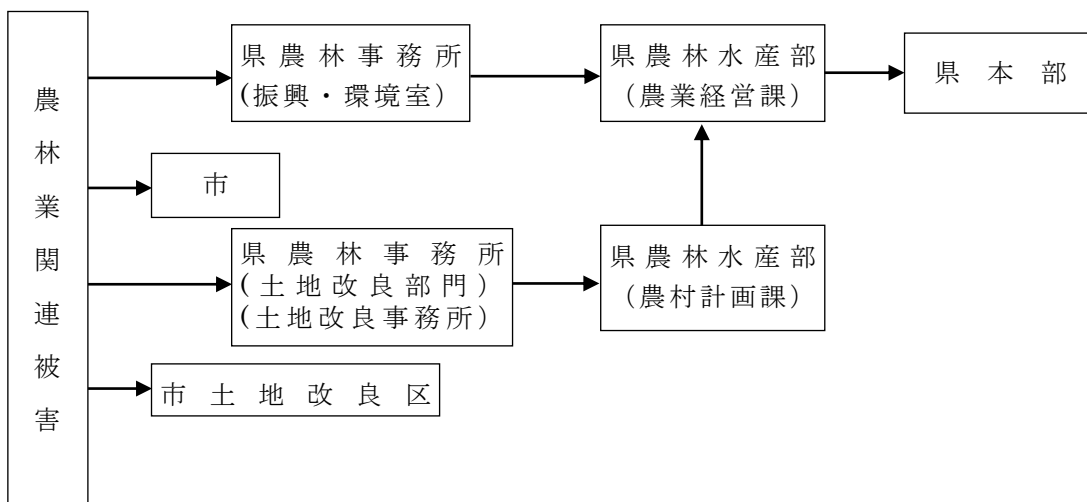
(3) 情報収集・伝達系統3 (ライフライン被害)



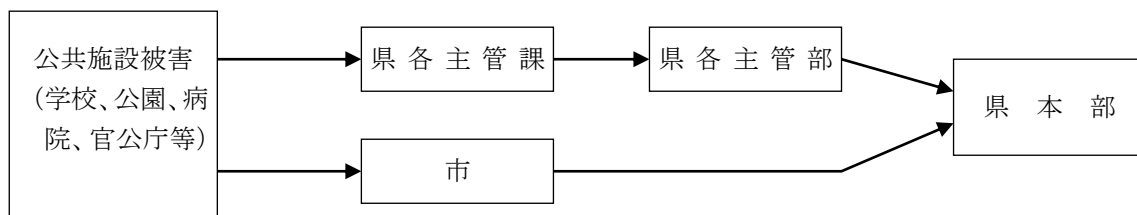
(4) 情報収集・伝達システム4 (河川)



(5) 情報収集・伝達システム 5 (農業)



(6) 情報収集・伝達系統6 (公共施設)



6 被害の判定基準

被害の判定に当たっては、以下に示す被害区分別の判定基準表を参照すること。

人及び住家その他被害程度の認定は次の基準によるものとする。

被害の分類認定基準	
1 人的被害	次により区分して掲げるが、重軽傷者の別が把握できない場合はとりえず負傷者として報告すること。
死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの又は遺体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月以上の治療を要する見込みのものとする。
軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月未満で治療できる見込みのものとする。
2 住家被害	「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
半壊	住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害	「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
公共建物	例えば役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
4 その他	
田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
畑の流失、埋没 及び畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
橋梁	道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
がけくずれ	自然がけ及び宅地造成に伴う人造がけの崩落、崩壊等により人及び建物に被害を及ぼし、又は道路、交通等に支障を及ぼしたものをいう。ただし、被害を与えなくても、その崩落、崩壊が50㎡を超えと思われるものは報告するものとする。
清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったものの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
電話	災害により通話不能となった電信電話の回線数とする。
電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。

水道	上水道又は専用水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家族の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り災者	り災世帯の構成員とする。
火災発生	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
5 被害金額	
公立文教施設	公立の文教施設とする。
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚貝、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

第5節 通信計画

市及び防災関係機関は、災害に関する予報・警報及び情報その他災害応急対策の実施に係る通信を確保するため相互に協力するものとする。

第1 関係機関との連絡方法

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、次の連絡方法により防災関係機関に報告又は通報するものとする。

連絡機関	連絡方法
市 ↔ 県	県防災電話、県防災FAX、県災害情報共有システム、Lアラート、電子メール、衛星電話
市 ↔ 警察署 駐在所	電話、FAX、使送
市 ↔ 消防署	市防災行政無線（移動系）、電話、電子メール、使送
市 ↔ 消防団	電話、電子メール、市防災行政無線（移動系）
市 → 住民	広報車、ホームページ、市情報メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス 緊急速報メール、市防災行政無線（同報系、防災ラジオ）

資料編 ・ 防災行政無線設置一覧

第2 NTTの災害時優先通信等の利用

災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、法令に基づき、防災関係等各種機関等に対し、提供しているサービスである。

1 災害時優先電話の指定

市は、既設の電話番号を所轄のNTT東日本支店又は営業所へ「災害時優先電話」として登録を行い、茨城支店長等の承認を受けておくものとする。（事前対策）

2 災害時優先電話の利用

一般の加入電話が大変かかりにくい場合でも「災害時優先電話」からの電話は比較的にかかりやすいため「災害時優先電話」を利用する。

3 非常・緊急電報の利用

（1）非常・緊急電報を頼信する場合は、発信紙の余白欄に「非常」あるいは「緊急」と記して電報取扱局に申込むものとする。

電話により非常・緊急電報を頼信する場合は、市外局番なしの「115番」にダイヤルし、次の事項をオペレータに告げ申込むこととする。（※受付時間 8時～19時まで）

ア 非常扱い電報又は緊急扱い電報の申込みであること。

イ 発信電話番号と機関名称等。

ウ 電報の宛先住所と機関名称等

エ 通信文と発信人名

なお、電報が著しく輻そうするときは、受付けを制限される場合がある。

(2) 非常・緊急電報の内容及び利用し得る機関の範囲は、次表のとおりである。

非常・緊急電報の内容等

区分	通 話 の 内 容	機 関 等
非 常 電 報	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
	2 洪水等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
	3 災害の予防又は救援のため緊急を要する	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
	4 鉄道その他の交通施設(道路等を含む。)の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
	5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
	6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
	7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
	8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間
緊 急 電 報	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
	2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間 (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
	3 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
	4 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
	5 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
	6 船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別記12の病院相互間

	7 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の1欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除きます。）相互間
--	--	---

4 電話の輻そう対策

大規模災害時における電話の輻そうに対応するため、地域住民の安否の登録、取り出しを可能とする災害伝言ダイヤル“171”を提供する。

第3 公衆電気通信設備が利用できない場合

1 他機関の通信設備の使用等

市長は、災害に関する予警報の伝達等災害対策基本法第55条及び第56条に定める緊急通信の必要があるときは同法第57条の規定により、また、災害発生時における応急措置の実施上必要があるときは同法第79条の規定により、それぞれ有線電気通信法第3条第4項第3号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

(1) 使用又は利用できる通信設備

- | | |
|---------|----------|
| ○警察通信設備 | ○自衛隊通信設備 |
| ○消防 〃 | ○気象 〃 |
| ○水防 〃 | ○鉄道 〃 |
| ○航空 〃 | ○電力 〃 |

(2) 事前協議

市長は、災害対策基本法第57条に基づく他機関の通信設備の使用については、あらかじめ当該機関と使用協定を締結するなどの措置を講じておくものとする。（災害が発生した場合の災害対策基本法第79条に基づく優先使用を除く。）

(3) 警察通信設備の使用手続

市が、警察電話(有線電話及び無線電話)を使用する場合、県と県警察本部との協定に基づき、次の手順によって行う。

ア 警察電話使用要請は、原則として次の申込書によるものとする。

ただし、緊急やむを得ない場合は、電話(境警察署 0280-86-0110)又は口頭により行うものとする。

(警察電話使用申込書)	
使 用 の 理 由	
通 信 事 項	
発 信 者 名 住所及び 電話番号	
着 信 者 名 住所及び 電話番号	
処 置	利用又は使用できなかった場合、その理由を記入 利用又は使用させた場合は利用、使用の別、送信者名、相手名の受信者名並びに連絡済みの時間を記入

平成 年 月 日

境警察署長

様

(申込者) 坂東市長 印

(注) 本申込書は正、副の複写とし、申込者氏名印は正のみとする。

2 非常通信の利用

市長及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、災害応急対策等のため必要と認めるときは、電波法第52条第4項の規定による非常通信を利用するものとする。なお、非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上行う。

(1) 通信の内容

非常通信における通報（以下「非常通報」という。）の内容は、次に掲げるもの又はこれに準ずるものとする。

- ア 人命の救助に関するもの
- イ 天災の予報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関するもの
- ウ 緊急を要する気象、地震等の観測資料
- エ 電波法第74条実施の指令及びその他の指令
- オ 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- カ 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- キ 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- ク 遭難者救護に関するもの
- ケ 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- コ 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの
- サ 災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物質及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- シ 災害救助法第7条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

(2) 取扱い無線局

官公庁、会社、アマチュアなどの総ての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の通信を取り扱うことができることとなっている。

ただし、無線局の機能及び通信可能範囲は様々なので、各防災関係機関は非常災害時に利用できる無線局の機能（通信範囲）を十分把握しておくものとする。

(3) 頼信の手続

非常通信を依頼する場合は、通信文を次の順序で電報頼信紙（なければどんな用紙でもよい。）に電文形式（片仮名）又は平文ではっきり書いて、無線局に依頼する。

- ア あて先の住所・氏名（職名）及びわかれば電話番号
- イ 本文はできる限り簡潔に記載し、字数は200字以内（平文の場合は片仮名換算）にする。
- ウ 本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。したがって、次の空白をあけない。
- エ 応援要請を内容とする場合は、その具体的な項目（例えば「自衛隊100名派遣、毛布1,000枚を送らりたい。」のように）を記入する。
- オ 用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書し、また、末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。

3 放送の利用

市長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備若しくは無線設備による通信ができない場合若しくは著しく困難な場合においては、「災害時における放送要請に関する協定」により、知事を通じてNHK水戸放送局及び(株)[LuckyFM](#)茨城放送に災害に関する通知、要請、伝達、予・警報等の放送を要請する。

4 使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、各防災関係機関は使送により通信を確保するものとする。

5 自衛隊の通信支援

市及び防災関係機関（海上保安機関及び航空保安機関を除く。）は、災害応急対策のため必要がある場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣（通信支援）の要請を依頼することができる。

6 アマチュア無線ボランティアの活用

前各項により通信の確保を図るが、これらにより通信の確保が困難な場合は、岩井中央ハムクラブ等、市内のアマチュア無線ボランティアの協力を求め、通信の確保を図るものとする。

第6節 広報計画

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるため、防災関係機関は相互に協力し、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動を実施する。

第1 広報内容

1 災害広報

市は、消防機関、警察機関等の協力を得て、利用できる全ての方法を活用して、次の事項等について広報を実施する。

- (1) 災害発生状況
- (2) 気象・地震に関する情報
- (3) 災害応急対策の状況
- (4) 道路及び交通情報
- (5) 地域住民のとりべき措置
- (6) 避難の指示・高齢者等避難の情報等
- (7) ライフラインの被害状況、復旧状況
- (8) 救援物資、食糧、水の配布等の状況
- (9) その他必要事項

2 安否情報等の住民等からの問合せに関する対応

市は、被災者の安否情報について照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り回答するよう努めるものとする。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとともに、安否情報の提供に当たっては、被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第2 広報活動

住民に対する災害情報及び応急措置の状況を具体的にわかりやすくとりまとめて広報を行う。

1 被災地区住民に対する広報内容

市、防災関係機関は、被災地区の住民の行動に必要な情報を優先的に広報する。広報内容は、以下のとおりである。なお、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書によるものとする。

- (1) 火災防止の呼びかけ（通電火災の防止、ガスもれの警戒、放火警戒等）
- (2) 避難指示等の出されている地域、その内容
- (3) 流言、飛語の防止の呼びかけ
- (4) 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- (5) 近隣の助け合いの呼びかけ

- (6) 公的な避難所、救護所の開設状況
- (7) 電気・電話・上下水道の被害の状況、復旧状況
- (8) バスの被害状況、運行状況
- (9) 救援物資、食糧、水の配布等の状況
- (10) し尿処理、衛生に関する情報
- (11) 被災者への相談サービスの開設状況
- (12) 遺体の安置場所、死亡手続き等の情報
- (13) 臨時休校等の情報
- (14) ボランティア組織からの連絡
- (15) 全般的な被害状況
- (16) 防災関係機関が実施している対策の状況

2 被災地区外の住民に対する広報内容

市、防災関係機関は、被災地区以外の住民に対して、被災地区での応急対策が円滑に行われるよう、協力の呼びかけ等を広報する。また、必要に応じて、被災地区住民向けの情報と同様の内容についても広報する。なお、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書によるものとする。

- (1) 避難指示等の出されている地域、その内容
- (2) 流言、飛語の防止の呼びかけ
- (3) 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- (4) 被災地区へのお見舞い電話自粛の呼びかけ（被災地区外の知人、親戚への被災者の安否情報の伝言の呼びかけ）
- (5) ボランティア活動への参加の呼びかけ
- (6) 全般的な被害状況
- (7) 防災関係機関が実施している対策の状況

第3 広報手段

1 市による広報

職員や資機材を活用して住民に対して効果的な広報活動を行う。広報手段は次のとおりである。

- (1) 広報車やハンドマイクによる呼びかけ
- (2) インターネット（ホームページ、市情報メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス）
- (3) 市防災行政無線
- (4) 情報紙、ビラの配布
- (5) 立看板、掲示板

2 報道機関への依頼

市は、県に対して、報道機関（NHK水戸放送局、[LuckyFM](#)茨城放送等）を通じた広報に関する要請行い、あらかじめ定めた協定に基づいて県は、報道機関に対して依頼する。

3 自衛隊等への広報要請

市は、必要な広報を行うことが困難な場合は、県を通じて自衛隊、他都道府県等に要請し、ヘリコプター等による広報活動の展開を依頼する。

4 Lアラートの活用

市は、避難勧告等を発令又は解除した場合及び避難所を開設又は閉鎖した場合、Lアラートに迅速・確実に情報を送信するものとする。

なお、庁舎の被災等、特段の事情により市町村が上記の情報送信を実施することができない場合は、市に代わり県が実施するものとする。

5 民間アプリの活用

市及び防災関係機関は、ソーシャル・ネットワーキング・サービスなどの民間アプリを活用して住民に情報提供するものとする。

また、迅速性・拡散性に優れているソーシャル・ネットワーキング・サービスについては、信頼のおける情報を積極的に拡散するとともに、他の公的機関等が発する被災者支援に有益な情報等についても、複数の者で正確性を確認しながら、情報の拡散を行うものとする。

第4 報道機関への対応

1 報道活動への協力

市は、報道機関の独自の記事、番組制作に当たっての資料提供依頼については、可能な範囲で提供するものとする。

2 報道機関への発表

- (1) 市及び関係機関は連絡を密にし、テレビ、ラジオ、新聞等報道機関に対し正確な情報を迅速に発表する。災害に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部長が必要と認める情報について、速やかに実施するものとする。

提供する内容は、以下のとおりである。

- ア 災害の種別及び発生日時
- イ 被害発生場所及び発生日時
- ウ 被害状況
- エ 応急対策の状況
- オ 住民に対する避難勧告指示の状況
- カ 住民並びに被害者に対する協力及び注意事項

(2) 発表者

- ア 発表は、原則として本部長が実施するものとする。なお、必要に応じ各部において発表する場合は、あらかじめ総務班秘書広報課長に発表事項及び発表場所等について了解を得るものとし、発表後速やかにその内容について報告するものとする。

- イ 指定公共機関及び指定地方公共機関が災害に関する情報を報道機関に発表する場合は、原則として総務班秘書広報課長と協議の上実施するものとする。ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容について報告するものとする。
- ウ 総務班秘書広報課長は、報道機関に発表した情報を、災害対策本部各班のうち必要と認められる班及び関係機関に送付するものとする。

第7節 消防活動計画

災害時における消防活動を円滑、適切に実施するため活動体制の整備、危険区域の調査、応援協力体制の確立その他消防活動の実施に必要な事項を定める。

第1 消防活動体制の整備

- 1 市は、あらかじめ消防活動の円滑な実施体制について十分計画を樹立しておき、災害時にはその施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、台風、水火災又は地震等の災害を防除し、これらの災害による被害の軽減に努めるものとする。
- 2 風水害のおそれが予測される場合は、消防団長に対し、警戒態勢をとるよう要請する。

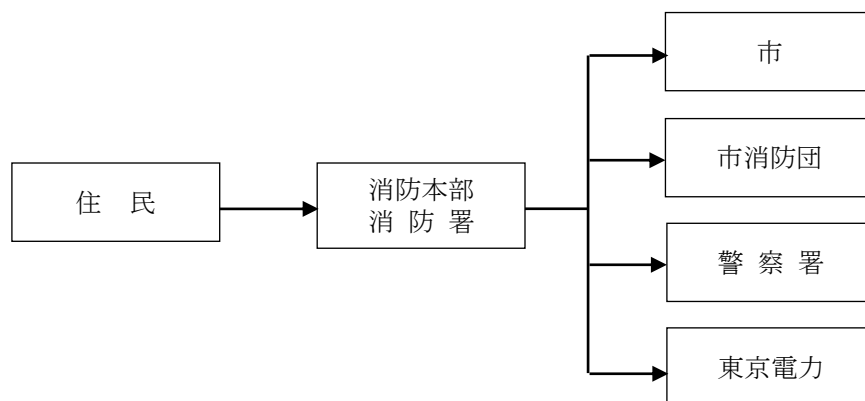
第2 危険区域の調査及び被害想定図の作成

市は、市内における危険区域のうち、概ね次に掲げる危険区域についてあらかじめ調査し、必要に応じ具体的な被害想定図を作成し消防活動の円滑な実施を図るものとする。

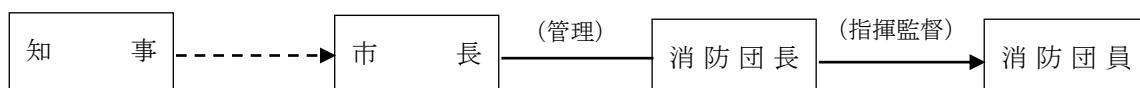
- 1 住宅密集地帯の火災危険区域
- 2 がけくずれ等の危険区域
- 3 浸水危険区域
- 4 特殊火災危険区域（高層建築物、危険物及び放射線関係施設等）

第3 消防の組織体制

1 情報等連絡体系



2 非常事態の場合における指示権



第4 応援協力体制の確立

1 応援派遣要請

市は、自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、他市町村と締結している相互応援協定に基づき消防本部を通じて他の消防本部に対して、応援を要請する。

2 応援隊の派遣

市は、他の市町村の被災にあつては、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。特に、近隣都県での被害に対してはあらかじめ定めた消防計画等により直ちに出動できる体制を確保する。

資料編 ・ 応援協定等一覧

第5 火災気象通報

知事は、消防法第22条の規定に基づき水戸地方気象台長から火災についての気象情報を受理した場合は市長に通報する。

市長は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは火災警報を発令する。

市は、火災警報が発令されたとき及びその他に警戒を必要とするときは警戒広報を行うものとする。

水戸地方気象台から県知事に通報される火災気象の実施基準

実施官署	実施基準
水戸地方気象台	実効湿度60%以下で、最小湿度40%以下になると予想される場合。 平均風速が12m/s以上になると予想される場合。但し、雨、雪を伴うときは通報を行わないこともある。

第6 救急業務

消防機関が行う救急業務は、火災をはじめ交通事故、労働災害等の11種類について、傷病者の搬送を任務として実施しているが、近年、急病によるものが増加の傾向にある。救急医療体制の充実強化についての関係機関との十分な協力体制が必要であり、地域の実態に応じた体制の確立を図ることとしている。

また、火災及び事故によって、集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策として、下記事項に留意して、救急医療体制の整備につとめ、救急医療の確保を図るものとする。

具体的方策は、次のとおりとする。

1 通報

災害発生の第一報の受信機関から、医療施設等に対する通報及び医療施設相互間の連絡の迅速・適正化を図る。

2 医師等医療関係者の出動

市長は、事故の通報を受信したときは、直ちに規模・内容等を考慮して、当該地域医師会長に対して医師等の出勤を要請すると同時に火災の長期化等その態様に応じ隣接の都道府県市町村に対しても協力が得られるよう配慮するものとする。

3 傷病者の搬送

災害現場における医療関係者と近隣の医療施設との輸送に関する連絡を密にするとともに、搬送中における医療の確保についても十分な配慮をはらうものとする。また、県ドクターヘリコプター及び防災ヘリコプターによる重篤傷病者等の搬送体制の整備を行い、積極的な活用を図る。

4 傷病者の収容

傷病者の収容施設については、医療施設のほか、学校、公民館等の収容可能な施設をあらかじめ明らかにしておくとともに、傷病者に対する看護体制の確保についても配慮しておくものとする。

5 医療資機材等の確保

傷病者に対しては、大量の医療資機材を必要とするので、市においては、これの確保計画、その運用及び医療施設に対する供給等に関してあらかじめ茨城県きぬ医師会等と協議して、円滑な運用を図るものとする。

なお、地震等による災害長期化に対処して、現場における臨時の診療所設置に必要な天幕、医療資機材等の確保についても配慮が必要である。

6 民間の協力

災害時における救急医療活動は、災害が突発的に発生する関係上、現場付近における民間人の通報・連絡・傷病者の移送等の協力によるところが少なくないので、十分な協力が得られるようあらかじめ配慮するものとする。

7 費用

救急医療活動は、地域医師会等の民間活動をまたなければならない現状であるので、市長の要請により出動した医師等に対する謝金・手当・不慮の死傷の場合における補償費・医療材料等の消耗品費その他救急医療活動に伴う直接・間接の所要経費の負担及び支払方法並びにその支払責任者を明確にしておくとともに、災害の規模・態様に応じ隣接の地方公共団体の協力を得た費用負担区分についても明確にするよう配慮するものとする。

第7 消防通信体制の確立

災害時における市町村、消防機関間の相互応援が円滑に行われるよう、通信体制の整備を図るものとする。

第8節 水防計画

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第4条の規定に基づき、県知事から指定された指定水防管理団体たる市が、水防法第32条の規定に基づき、市の地域にかかる河川の洪水による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減することを目的とする。

第1 水防管理団体の責任（水防法第3条）

水防管理団体たる市は、その管轄区域内の水防活動が十分に行われるよう次の事項を整備確立し、その責任を果たすように努める。

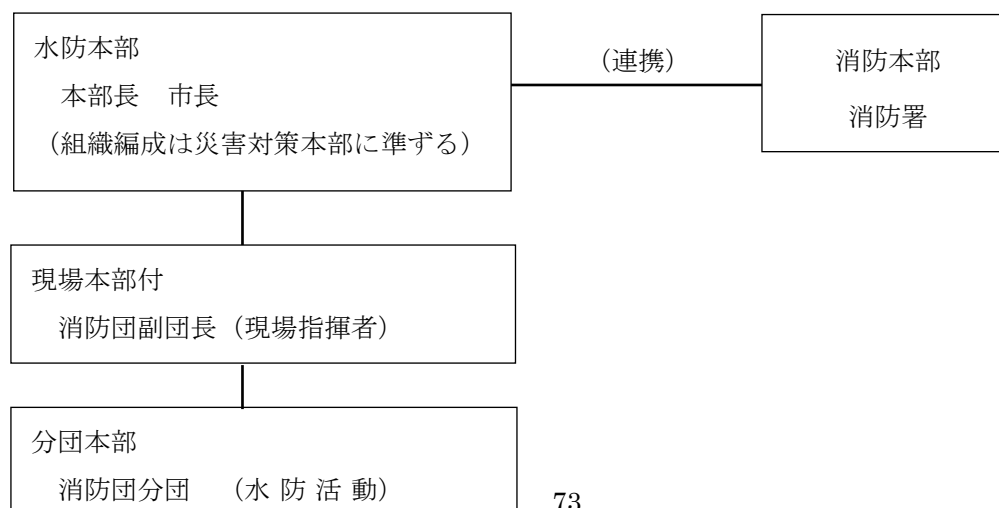
- 1 水防組織の確立
- 2 水防団、消防団の整備
- 3 水防倉庫、資機材の整備
- 4 通信連絡系統の確立
- 5 平常時における河川、堤防等の巡視
- 6 水防時における適切な水防活動の実施
- 7 浸水想定区域にある要配慮者関連施設をハザードマップ等で明示し、施設管理者がおこなう利用者の安全確保対策への支援と指示

第2 水防組織

水防管理者は、水防法第16条による水防警報が発せられ、水位が警戒水位に達したときから、洪水による危険がなくなるまでの間、市役所に水防本部を設置し、分団詰所に分団本部を置き、次の組織で事務を処理する。なお、災害対策本部を設置したときは、水防本部を災害対策本部に編成替えし、引き続き水防事務を処理する。

本市における水防活動は、消防団及び消防署を主体として区域内居住者の協力を得て行うものとする。

また、水防管理者は、水防に要する輸送、連絡、土木、機械等についてその業務に精通した団体と事前に支援協定を締結し、必要な場合は支援を求めるものとする。



第3 監視・警戒及び重要水防区域

1 巡視

水防管理者、消防団長は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに境工事事務所長又は関係機関に連絡して必要な措置を講じなければならない。

水防活動開始後は、関係分団長は常時担当区域内的の堤防を巡視し、異状の際は直ちに報告するとともに必要な処置を講ずるものとする。

資 料 編 ・重要水防箇所 ・重要水防箇所評定基準 ・各河川の水位標の位置、通報水位、警戒水位
--

2 水防区域の分担

- (1) 本市における水防区域は、16分団によって分担して行う。
- (2) 分団長は、第1出動の通報があった場合、直ちに分団本部を設けるとともに担当区域の警備を行うものとする。
- (3) 水防につき出動を命ぜられた消防団員及び消防機関に属するものは、水防上緊急の必要がある場合には、一般交通の用に供しない道路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。
- (4) 水防管理者は、水防のため消防団が出動した場合、直ちに境工事事務所長に報告するものとする。
- (5) 区域内居住者又は応援分団等が応援の場合は、特別の事情がある場合を除き、当該分団長の指揮を受けるものとする。
- (6) 各分団は、担当区域だけではなく、分団相互間で、綿密なる連絡のうえに協力し合うものとする。

第4 水防資材・器具

1 水防資材等の備蓄

水防資材を必要とするに至った場合は、水防管理者指示により備蓄資材を使用するものとする。ただし、緊急の場合は使用後速やかに報告するものとする。

資 料 編 ・水防倉庫及び資機材一覧

2 水防資材の補充

備蓄資材の不足の場合は、関係地区居住者より資材の提供を受けるものとする。
なお、業者又は個人等と緊密な連携をとり非常の処置に遺憾なきを期するものとする。

第5 通信連絡

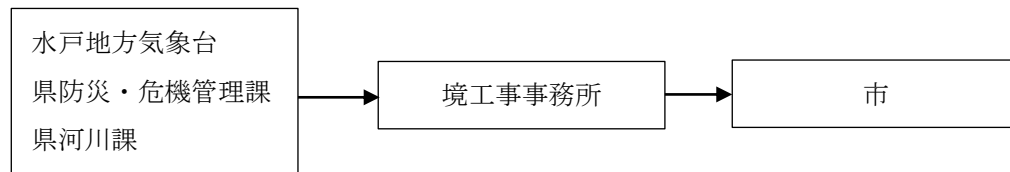
1 通信連絡施設等の整備強化

水防管理者は、水防時においても情報及び連絡が迅速かつ確実に行われるよう市防災行政無線、電話、携帯電話及び消防無線等の整備強化に努めるものとする。

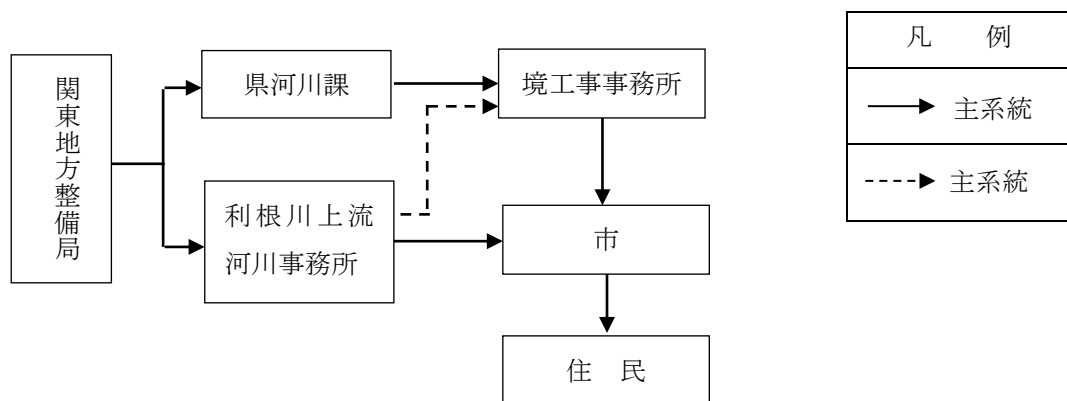
2 洪水予報系統

水防時において情報及び連絡が迅速かつ確実に行われるよう下記のとおり定めている。なお市は情報及び連絡が届いたことを発信者に連絡するものとする。

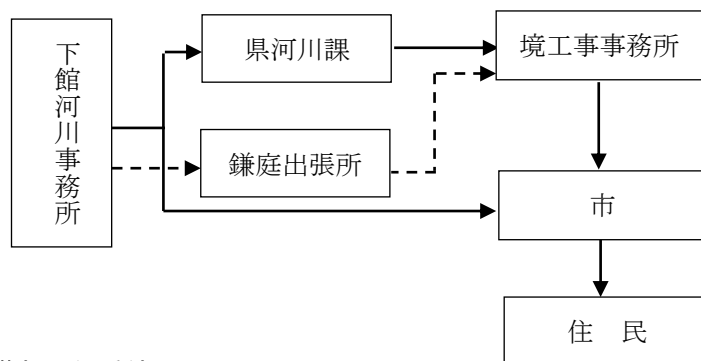
(1) 水戸地方気象台



(2) 利根川上流部・利根川中流部、渡良瀬川下流部

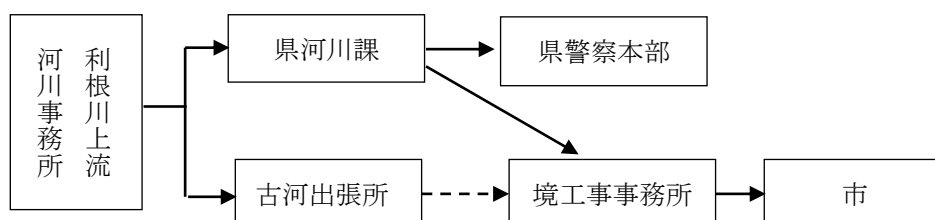


(3) 鬼怒川

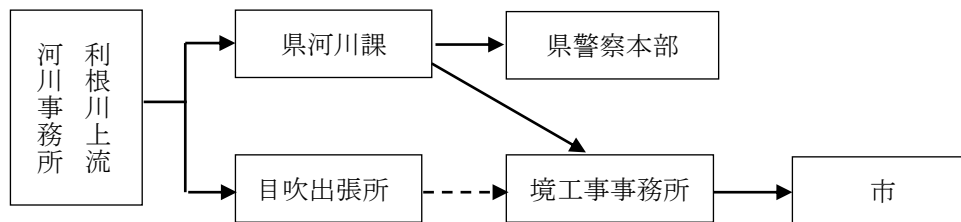


3 水防警報通知系統

(1) 利根川〔栗橋水位観測所〕

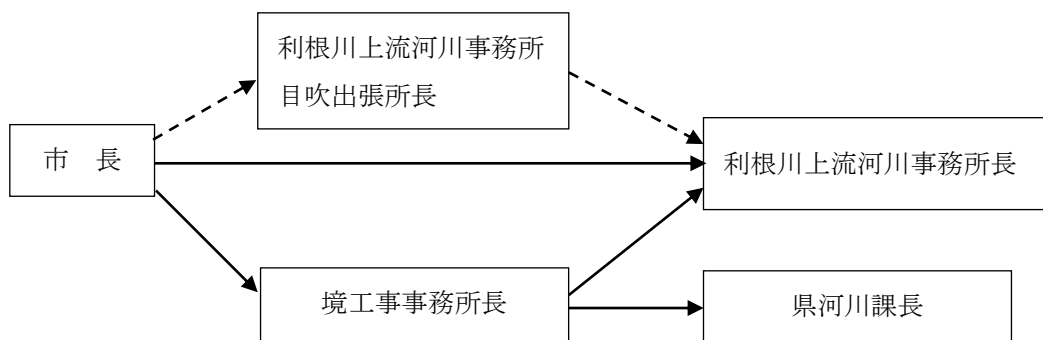


(2) 利根川〔芽吹橋水位観測所〕



4 決壊通報

堤防が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、水防管理者は直ちにその旨を連絡するものとする。



資料編 ・ 防災関係機関連絡先一覧

第6 水防活動

水防管理者は、警戒水位に達したときには、次の区分により消防団の出動を命ずる。また、消防署へ連絡を行い連携し、水防活動を行うものとする。

なお、水防管理者は、必要と認めたときは、区域内居住者に出動を求めるものとする。

水防管理者は、水防活動に従事する者の安全確保に十分留意して水防活動を実施するものとする。

出 動 区 分 表

出動区分	発令基準	水防活動内容	体制内容
待 機	水防団待機水位を超え、更に、水位の上昇があるとき	情報の収集	連絡のとれる体制
第1出動	警戒水位に達したとき	情報の収集、堤防の巡視、水防活動（工法作業）準備等	担当地区の消防団分団員 5名
第2出動	警戒水位を超え、特に警戒を要するとき	情報の収集、堤防巡視の強化、危険個所の点検、水防活動（工法作業）等	担当地区の消防団分団員 全員
第3出動	特別警戒水位を超え、なお水位が上昇し、他の分団の応援を要するとき	情報の収集、堤防巡視の強化、危険個所の厳重警戒、水防活動（工法作業）、避難誘導等	担当地区以外の消防団分団 の出動
解 除	警戒水位以下に下降したとき、又は危険がなくなり水防活動を行う必要がなくなったとき		

消防団分団の担当地区

主な河川	地 区	消防団分団
利 根 川	七郷、中川、長須	第4分団、第5分団、第6分団
飯 沼 川	弓馬田、飯島、神大実、逆井、山、杓掛、内野山、	第1分団、第2分団、第3分団、第9分団、第10分団、第14分団、第15分団、第16分団
西仁連川	飯島、逆井、山、杓掛、内野山	第2分団、第9分団、第10分団、第14分団、第15分団、第16分団
東仁連川 横仁連川	飯島、神大実	第2分団、第3分団
江 川	岩井、七重、生子	第7分団、第8分団、第11分団、第12分団
矢 作 川	七郷	第4分団、第5分団

水防警報の基準水位観測所及び氾濫注意水位（警戒水位）

《国土交通大臣が行う水防警報の基準水位観測所》

河 川 (観測所)	指定水位 (水防団待機 水位)	氾濫注意 水位 (警戒水位)	避難判断 水位 (特別警戒水位)	氾濫危険 水位 (危険水位)	計画高水位
利 根 川 (栗橋)	2.70m	5.00m	6.90m	8.80m	9.90m
利 根 川 (芽吹大橋)	2.00m	5.00m	7.10m	7.70m	7.94m

《茨城県水位テレメーター設置場所》

河 川 (観測所)	指定水位 (水防団待機 水位)	氾濫注意 水位 (警戒水位)	避難判断 水位 (特別警戒水位)	氾濫危険 水位 (危険水位)	計画高水位
西 仁 連 川 (尾崎橋)	2.10m	2.60m	—	3.10m	3.30m
西 仁 連 川 (沓掛橋)	2.60m	2.90m	—	3.20m	5.20m
飯 沼 川 (菅生沼)	2.20m	4.20m	—	—	7.05m
飯 沼 川 (幸田)	1.91m	2.91m	—	—	5.30m
東 仁 連 川 (新香取橋)	—	—	—	—	—

第7 水防信号及び標識

(1) 信号

水防に用いる信号は、次のとおりとする。

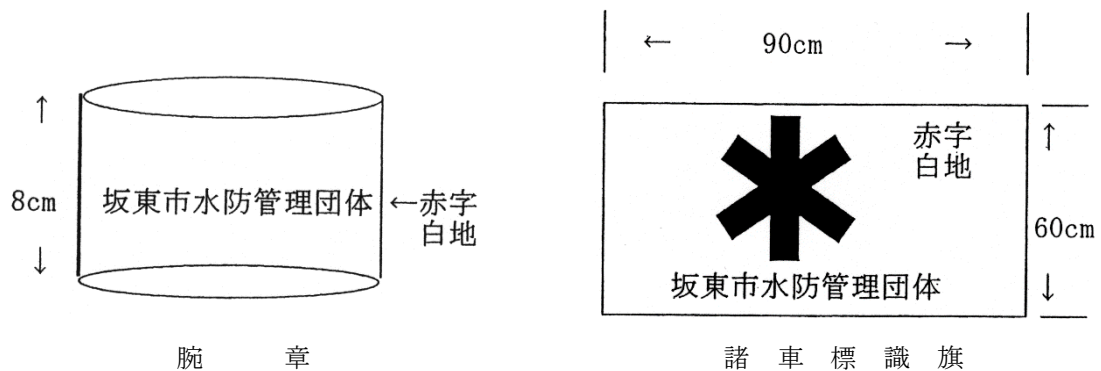
- ・第1信号 警戒水位に達したことを知らせるもの
- ・第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
- ・第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が、出動すべきことを知らせるもの
- ・第4信号 必要と認める区域内の居住者に、避難のため立ち退きべきことを知らせるもの

信号区分	警 鐘 信 号	サイレン信号（余いん防止付）
第1信号 警 戒	○休止 ○休止 ○休止 ○休止	5秒吹鳴 5秒吹鳴 5秒吹鳴 約 ———— 15秒休止 15秒休止
第2信号 団員出動	○——○——○ ○——○——○	5秒吹鳴 5秒吹鳴 5秒吹鳴 約 ———— 6秒休止 6秒休止
第3信号 区域住民 出 動	○—○—○—○ ○—○—○—○	10秒吹鳴 10秒吹鳴 10秒吹鳴 約 ———— 5秒休止 5秒休止
第4信号 避 難	乱 打	1分吹鳴 1分吹鳴 1分吹鳴 約 ———— 5秒休止 5秒休止

- 備考 1 信号は、適宜の時間継続すること。
- 2 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。
- 3 危険があったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

(2) 標識

水防活動期間中これに従事する職員の腕章及び水防法第18条による車両等の標識は、次のとおりとする。



第8 公用負担

1 公用負担権限委任証明書

水防法第28条の規定により、公用負担を命ずる権限を行使する水防管理者、消防団長及びその委任を受けた者は、次に定める証明書を携行し、必要ある場合はこれを提示すべきものとする。

2 公用負担命令票

公用負担を命ずる権限を行使する場合は、原則として水防管理者発行の次の命令票を目的物の所有者、管理者又はこれらに準すべき者に直接交付してこれをなすものとする。

公用負担権限委任証明書	
第	号
坂東市消防団長	
上記の者に 区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明する	
平成 年 月 日	
水防管理者	
坂東市長	印

公用負担命令票			
第	号		
住所			
氏名			
目的物	種類	員数	
負担内容	使用	収用	処分
平成 年 月 日			
水防管理者			
坂東市長	印		

第9 避難のための立退きと食糧、飲料水の補給

1 避難のための立退き

水防管理者は、洪水のため著しい危険が切迫していると認められるときは、区域内居住者に避難のため立退くことを指示するものとする。

なお、避難の指示をする場合は、管轄の警察署長にその旨を通知しなければならない。

避難については、市職員及び消防団員が誘導責任者となって速やかに誘導する。誘導に当たっては避難指定地域の区長、班長と連絡をとってこれにあたる。また、避難が完了した場合は、避難者の人数、事故の有無を水防管理者に報告する。

2 食糧及び飲料水等の補給

被災者生活支援編第2章第5節「食糧供給計画」及び第7節「給水計画」を準用する。

資 料 編 ・ 避難所 ・ 避難場所一覧

第10 水防の解除

水位が警戒水位以下に減じ水防の必要がなくなったときは、水防管理者は水防解除を命ずるとともに一般に周知させ、この旨を県知事に報告するものとする。

一般周知の方法は、消防団、区長を通じて文書又は加入電話、広報車を利用する。

第11 決壊時の処置

1 決壊時の通報

堤防が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、水防管理者は法第25条により直ちにその旨を報告するものとする。

2 決壊後の処置

水防管理者、消防団長は堤防等の決壊後においてもできる限り、はん濫により被害が拡大しないように努めるものとする。

第12 協力応援

1 水防管理団体相互間の協力応援

水防管理者は、消防団及び地域住民、各協力団体のみで緊急を避けられない場合は、水防法第23条により他の水防管理者又は市町村長、消防長に対し応援を求めるものとする。

2 体制強化

(1) 警察官の応援要請

緊急を要し、現場に向かう際、交通渋滞等により支障が発生すると予想される場合、水防管理者は、水防法第22条により警察官の出動を要請するものとする。

(2) 県防災ヘリコプターの応援要請

災害が発生し被災者の救急搬送その他防災ヘリコプター、ドクターヘリコプターの応援が必要と判断した場合、水防管理者は、知事に対してその要請をすることができる。

要請等の方法については、本編第2章第23節「防災ヘリコプター要請計画」のとおりとする。

(3) 自衛隊の派遣要請

人命又は財産の保護が不可能の状態であると認められるときは、自衛隊の応援を得るため、派遣要請依頼書を県知事に提出すること。

要請等の方法については、本編第2章第22節「自衛隊災害派遣要請計画」のとおりとする。

第13 水防報告

1 緊急報告

水防管理者は、次の場合は速やかに知事に報告するものとする。

資料編 ・ 河川施設災害・水防活動・一般被害・避難状況報告書

- (1) 警戒水位に達したとき、又はそれ以外の場合で消防団、消防機関が出動したとき。
- (2) 水防作業を開始したとき。
- (3) 堤防等に異状を発見したとき、及びこれに関する処置を行ったとき。
- (4) 一般被害の生じたとき。

2 水防てん末報告

水防が終結したときは、水防管理者は水防活動終了後2日以内に次の事項を取りまとめ境工事事務所を経由して県知事に報告するものとする。

- (1) 気象の状況
- (2) 出水、雨量、水位の状況
- (3) 水防団員及び消防機関に属するものの出動、終結の時刻及び人員
- (4) 堤防その他の施設等の異状の有無
- (5) 水防作業の状況及びその結果
- (6) 使用水防資材の種類及び員数、経費並びに消耗分と回収分
- (7) 水防法第28条による公用負担命令下の種類及び員数
- (8) 応援の状況
- (9) 居住者の出動状況
- (10) 警察、自衛隊援助の状況
- (11) 現場指導員氏名
- (12) 避難立退きの状況
- (13) 水防関係者の死傷状況
- (14) 功労者及びその功績について
- (15) 今後の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見

資料編 ・ 水防てん末報告書

第14 水防訓練

水防作業は夜間悪天候の場合に行うことが多いので、水防現場において円滑な作業ができるよう年1回十分な訓練を実施するとともに、住民に対する水防思想の高揚に努めるものとする。

第9節 交通計画

災害により道路、橋梁等の道路施設に被害が発生し、交通の安全と施設保全上必要があると認められるとき、又は交通の混乱により応急対策に支障をきたすおそれがあるときの交通規制並びにこれに関連した応急の対策は、本計画の定めるところによるものとする。

第1 交通規制の実施責任者及び規制の種類

災害により交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見したとき若しくは通報により認知したときは、次の区分により、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限を行うが、道路管理者及び警察署は、密接な連携のもとに適切な処置をとるものとする。

	実施責任者	範 囲	根 拠 法
道路管理者	国土交通大臣 知事 市長	道路施設の破損等により施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があるとき、又は通報等により承知したとき、速やかに交通を禁止し又は制限（重量制限を含む）するものとする。	道路法第46条
警察	公安委員会	1 管轄区域内の道路について、災害により道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限する。 2 管轄区域内又はこれに隣接する若しくは近接する都県において発生した災害について、緊急輸送を確保するため必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限する。この場合において、公安委員会は災害地の実態、道路及び交通の状況を把握するとともに、災害地を管轄する公安委員会、知事又は市長と緊密に連絡し、通行の禁止又は制限に関する資料を収集し、適正な判断を行う。 3 公安委員会は、2による通行の禁止又は制限を行ったときは、速やかに規制の内容を道路の管理者に電話等により通知するとともに、報道機関の協力による広報、その他表示板等を掲示する等、一般に通知するよう努めるものとする。また、以上の措置をとったときは、関係都道府県公安委員会に対しても、速やかに電話等によりその規制の内容を通知する。	道路交通法第4条第1項 災害対策基本法第76条

	警察署長	管轄区域内の道路について災害により道路交通に危険な状態が発生し、又はその他の状況により必要があると認めるときは、歩行者又は車両等の通行を禁止し又は制限する。	道路交通法第5条第1項
	警察官	災害発生その他の事情により道路の交通に危険の生ずるおそれのある場合、これを防止するため緊急措置を行う必要があると認めるときは、一時的に歩行者又は車両等の通行を禁止し又は制限する。	道路交通法第6条第4項

第2 被害状況の把握と連絡体制の強化

被害状況を迅速かつ的確に把握するため、道路パトロール等を強化するとともに、防災関係機関と連絡体制を強化して、道路・橋梁の危険箇所、災害箇所の早期発見に努める。

第3 発見者の通知

災害時に道路施設の被害その他により通行が危険であり、又は極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに市長又は警察官に通知するものとする。

通知を受けた市長又は警察官は、相互に連絡するものとする。市長又は警察官はその路線管理機関に速やかに通知するものとする。

第4 緊急輸送道路の確保

1 復旧順位

災害対策活動を迅速かつ効果的に推進するため災害対策用緊急輸送道路として、次の順位により復旧する。

市内の緊急輸送道路は、資料編のとおりである。

- (1) 第1次緊急輸送道路……広域的な輸送に必要な主要幹線道路
- (2) 第2次緊急輸送道路……市町村役場等の主要な防災拠点と接続する幹線道路
- (3) 第3次緊急輸送道路……第1次・第2次緊急輸送道路を補完する道路

資料編 緊急輸送道路一覧

2 復旧資機材等の確保

市内各地域の復旧資材、機械及び作業要員の実態を把握し、応急復旧に対処する供給体制を確立するとともに、復旧に当たっては相互に協力し、交通の確保に努める。

第5 交通規制の実施

- 1 市の管理する道路施設の被害により危険な状態が予想され、若しくは発見したとき又は通報等により承知したときは、速やかに必要な範囲の規制をするものとする。この場合には警察、関係機関と緊密な連絡をとり行うものとする。

- 2 市道以外のものが管理する道路施設でその管理者に通知し、規制するいとまがないときは、警察署に通報して、道路交通法に基づく規制を実施し、又は市が災害対策基本法第63条により警戒区域を設定し、立入制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずるなどの方法によって応急的な規制を行うものとする。

第6 迂回路の選定

道路交通の規制を各実施責任者が行った場合は、関係機関と連絡協議のうえ迂回路の設定を行い、交通の混乱を未然に防止するものとする。

第7 緊急交通路の交通規制

災害対策基本法第76条の規定に基づき、被災者の救難、救助のための人員の輸送車両、緊急物資輸送車両等緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。標識及び標章並びに証明書は、資料編のとおりである。

資料編	・ 通行の禁止又は制限するときの標識 ・ 緊急通行車両標章 ・ 緊急通行車両確認証明書 ・ 緊急輸送車両確認証明書
-----	--

第8 広報

道路交通の規制等の措置を講じた場合は、表示板の掲示又は報道機関を通じ、交通関係業者、一般通行者に対し広報することにより、一般交通にできる限り支障のないように努めるとともに、交通緩和や安全に協力を求める。また、あわせて近隣市町村に対しても速やかに規制の内容を通知するものとする。

第9 緊急通行車両の確認

公安委員会が災害対策基本法第76条による通行の禁止又は制限を行った場合、市長は、知事又は公安委員会（県警察本部又は警察署）に対して、緊急通行車両の確認を申請し、認定を得て緊急通行を実施する。

1 確認手続

市長は、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条に基づき、緊急通行車両確認申出書により当該車両が緊急通行車両であることの確認を県及び公安委員会に求めるものとする。

2 緊急車両の標章及び証明書の交付

緊急通行車両の認定を受けた場合は、知事又は公安委員会から交付される標章及び証明書を、車両の前面の見易い部位に表示及び携行して輸送を実施する。

第10 緊急啓開道路の確保

災害対策本部、避難所、ヘリポート、救援物資集積場所等、防災重要拠点を結ぶ主要道路において、市道については市長が啓開し、国道・県道については各道路管理者に啓開を要請し、応急対策の実施体制の確保を図るものとする。また、道路を啓開した場合には速やかに関係機関への周知徹底を図るものとする。

また、市は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動命令を行う。運転手等がない場合は、協力協定を締結している協力団体へ要請し、移動を行うこととする。

第11 通行禁止等における義務及び措置命令

1 車両の運転者の義務

道路の区間にかかる通行禁止等が行われたとき、又は区域にかかる通行禁止等が行われたときは、車両を速やかに他の場所に移動する。

2 措置命令等

(1) 警察官の措置命令等

ア 警察官は、通行禁止区域等において車両などが緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合、車両などの占有者、所有者又は管理者に対し、車などの移動を命ずるものとする。

イ 命ぜられた者が措置をとらないとき、又は現場にいないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両などを撤去することができる。

(2) 自衛官の措置命令等

警察官がその場にいない場合は、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとるものとする。

(3) 消防職員の措置命令等

警察官がその場にいない場合は、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとるものとする。

第10節 災害救助法適用計画

この計画は、一定規模以上の災害に際して災害救助法を適用し、応急的、一時的に必要な救助を行うことにより、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。

第1 実施責任者

災害救助法の適用に基づく応急救助活動は知事が実施する。ただし、知事が実施することが困難であると認められるため救助事務の内容、期間等を市長に通知したときは、市長が行う。

知事が実施する場合、市長はその実施を補助し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は市長が行う。

第2 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条に定めるところによるが、本市における適用基準は、次のいずれかに該当する場合である。

1 基準1号（災害救助法施行令第1条第1項第1号）

市の住家滅失世帯数が、下表の基準に達したとき。

市 の 人 口	住 家 滅 失 世 帯 数
52,265人（令和2年国勢調査速報値）	80世帯

2 基準2号（災害救助法施行令第1条第1項第2号）

被害が相当広範な地域にわたり、県の区域内の滅失世帯数が2,000世帯以上であって、市の住家滅失世帯数が下表の基準に達したとき。

市 の 人 口	住 家 滅 失 世 帯 数
52,265人（令和2年国勢調査速報値）	40世帯

3 基準3号（災害救助法施行令第1条第1項第3号）

県の区域内の住家滅失世帯数が9,000世帯以上である場合であって、本市の区域内の被害世帯数が多数あるとき。

4 基準4号（災害救助法施行令第1条第1項第4号）

市の被害が1、2及び3に該当しないが、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の住家が滅失した場合、又は多数の者が生命、身体に危害を受け、あるいは受けるおそれが生じた場合（内閣総理大臣に事前協議を要する。）

第3 住家滅失世帯数の算定基準等

1 住家滅失世帯数の算定

- （1）全壊、全焼又は流失等により滅失した世帯は1世帯とする。
- （2）半壊、半焼等著しく損傷した世帯は2世帯をもって1世帯とする。
- （3）床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯は3世帯をもって1世帯とする。

2 住家の減失等の認定

(1) 住家の全壊、全焼、流出

ア 住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積が、その延床面積の70%以上に達した程度のも

イ 住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のも

(2) 住家の半壊又は半焼

ア 住家の損壊、焼失した部分の床面積が、その延床面積の20%以上70%未満のも

イ 住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のも

(3) 住家の床上浸水

ア (1)、(2)に該当しない場合で、浸水がその住家の床上に達した程度のも

イ 土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

3 住家及び世帯の単位

(1) 住家

現実に住居のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれ一住家として取り扱う。

(2) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

第5 適用手続

市長は、市内の被災状況、救助の措置に関する情報を収集し、「被害状況報告表」を用いて、知事に報告する。

知事は、市長の報告により、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、同法に基づく救助の実施について、市及び県各部局に指示するとともに、内閣総理大臣に報告する。

資料編 ・ 被害状況報告表

第6 災害救助法による救助の種類

災害救助法による救助の種類は次のとおりであり、知事が実施するが、知事が実施することが困難であると認められるため救助事務の内容、期間等を市長に通知したときは、市長が行う。

知事が実施する場合、市長はその実施を補助し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は市長が行う。

- 1 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 災害にかかった者の救出
- 6 災害にかかった住宅の応急修理
- 7 学用品の給与

- 8 埋葬
- 9 遺体の搜索及び処理
- 10 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第7 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表の定めるとおりである。救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣の承認を得て延長することがある。

資料編 ・ 茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表

第8 災害救助法が適用されない場合の災害救助費用の補助申請

災害救助法が適用されない場合において、市長が、被服、寝具等の生活必需品の給付（生活必需品購入のための金銭給付を含む。）又は災害による死亡者の埋葬を実施した場合は、茨城県り災救助基金管理規則（昭和46年茨城県規則第39号）の定めるところにより、知事に要した額の補助申請をする。

1 補助を受けられる場合

滅失世帯が10世帯以上に達したとき。なお、滅失世帯の算定は次による。

- (1) 住家が半壊し、又は半焼する等、著しく損傷した世帯は、2世帯をもって住家が滅失した世帯とみなす。
- (2) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となった世帯は、5世帯をもって住家が滅失した世帯とみなす。

2 救助補助額

それぞれ次に定める額の範囲で現に救助に要した額とする。

- (1) 被服、寝具等の生活必需品の給付（生活必需品購入のための金銭給付を含む。）
茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表を参照
- (2) 災害による死亡者の埋葬
茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表を参照

3 申請の手続

市長は、補助金の交付を受けようとするときは、救助が完了した日から1か月以内に「小災害救助補助金交付申請書」を知事に提出するものとする。

資料編 ・ 小災害救助補助金交付申請書

第9 郵政事業に係る特別取扱い

1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯あたり、郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。

2 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物（速達郵便及び電子郵便を含む）の料金免除を実施する。なお、取り扱い日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。

3 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

日本郵便株式会社が、公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受場所は全ての郵便局（簡易郵便局を含む）とする。

4 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の伝達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

5 郵便局窓口業務関係

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

第11節 避難計画

市は、災害に際し、あらかじめ作成した避難誘導に係る計画（水害と土災害、複数河川の氾濫等の複合的な災害の発生を考慮する。）に基づき、危険地域の住民等を安全地域に避難させ、人身被害の軽減を図る。また、災害のために現に被害を受け避難しなければならない者を一時的に学校、公民館、神社、寺院、公園・緑地等の既存の建物又は野外に設置した仮設物等に受入れ保護する。

特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、あらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援をおこなうことが重要である。

また、市は、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。さらに、高齢者等の要配慮者に配慮するとともに、避難の長期化等必要に応じた男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努め、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用を図るほか、被災地以外の地域にある施設を含め、旅館やホテル等多様な施設の確保に努めるものとする。

なお、指定避難所等の指定については、被災者生活支援編第1章第1節「被災者支援のための備え」に準じるものとする。

第1 実施責任者

緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を行う権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一次的な実施責任者である市長を中心として相互に連携をとり実施するものとする。

なお、指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、市から求めがあった場合、必要に応じて防災関係機関と協議の上、避難指示等の対象地域、対象者、判断時期等について、その所掌事務に関し、技術的に可能な範囲で助言するものとする。

また、国（国土交通省）及び県は、市長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

実施責任者	災害の種類	要件	根拠法令
市長 (指示等)	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき。	災対法第56条、第60条
知事 (指示等)	災害全般	市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるとき。	災対法第60条

警察官 (指示)	災害全般	1 市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。	災対法第61条
		2 人命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)第4条
知事、その命を受けた職員又は水防管理者 (指示)	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条
知事、その命を受けた職員 (指示)	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第25条
自衛官 (指示)	災害全般	災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法(昭和29年法律第165号)第94条

第2 避難指示等の基準

災害発生の危険が予想され、また危険が切迫し、関係住民を避難させる場合、災害の推移、あるいは周囲の状況から次のような事態になったときに避難指示等を行う。市長は、災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な数値に基づいた発令基準、伝達方法等を明確にしてあるマニュアルに基づき、発災時に避難指示等を適切に発令するよう努める。

なお、避難指示等の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。発令の基準等は別表のとおりとする。

- 1 河川が警戒水位を突破する等洪水のおそれがあるとき。
- 2 避難の必要が予想される各種気象警報が発表されたとき。
- 3 火災が拡大するおそれがあるとき。
- 4 大量の有害又は有毒ガスあるいは可燃性ガス又は液体の流出等があったとき。
- 5 がけ崩れ等によって危険が切迫したとき。
- 6 その他住民の生命、身体又は財産を災害から保護するため必要と認められるとき。

第3 避難指示等の伝達方法

避難指示等を発令した市長は、速やかに関係各機関に連絡するとともに、直ちに次の方法により当該地域の住民に伝達広報を行い周知徹底を図るものとする。

- 1 広報車による伝達
市、消防機関、警察署等の広報車により、関係地域を巡回して伝達する。
- 2 インターネットによる伝達
緊急速報メール、市情報メール、市ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを

通じて住民に伝達する。

3 防災行政無線等による伝達

同報無線、防災ラジオを通じて住民に伝達する。

4 区長による伝達

当該区域の区長を通じて住民に伝達する。

5 自主防災組織による戸別訪問

その他上記による伝達が不可能な場合あるいは夜間停電時及び豪雨、暴風雨の場合には、自主防災組織により伝達、周知させる。

6 放送による伝達（ラジオ、テレビ等による放送）

必要によりNHKその他民間放送局に対して指示等を行った旨通知し、関係住民に伝達すべき事項についての放送の協力依頼を行う。なお、この場合は県を通じ依頼するものとする。

第4 避難指示等の内容

避難指示等を発令する場合は、次の内容を明示して実施するものとする。

- 1 避難（準備）が必要な地域
- 2 避難先及びその場所名
- 3 避難経路
- 4 避難（準備）の理由
- 5 避難時における火気の確認
- 6 避難の身仕度
- 7 その他必要な事項

第5 避難措置の周知

市長は、避難指示等を発令した場合には、当該地域の住民に対してその内容を周知させるとともに、速やかに関係各機関に対して連絡するものとする。

1 住民への周知徹底

市長は、避難指示等を発令した場合は、速やかにその旨を住民に対して周知する。また、避難の必要がなくなった場合も、速やかに周知する。この場合、文書（点字版を含む）や掲示板による周知を行うこととし、視聴覚障害者への周知徹底を期するとともに、情報の混乱を防止する。

また、市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。避難のための準備及び避難には多くの時間を要することから、5段階の警戒レベルに応じた住民がとるべき行動については、常に一段階上の警戒レベルに備えるよう住民に周知しておくものとする。

また、住民の安全な避難を可能とするため、夜間から翌朝までに強い降雨等が予想される場合や河川上流の水位の急激な上昇が予想される場合、線状降水帯など異常な降水が予想される場合には、避難指示等を早期に発令し、避難準備時間及び避難時間を確保するよう努めるものとする。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内で留まっていたほうが安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を行うべきことにも留意するものとする。

- (1) 直接的な周知として、市防災行政無線、広報車等を活用する。また、これによる避難呼びかけの際には、住民の避難行動を促すため、緊迫感を持たせるような工夫をほどこした呼びかけを行うものとする。

- (2) 報道機関等の協力を得て、間接的に住民に広報する。

また、市は、自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携を図り、要配慮者を含めた住民への周知漏れを防ぐ。

2 関係機関相互の連絡

避難の措置及び解除を行った者は、その旨を関係機関に連絡し、現場での情報混乱を未然に防止する。

なお、市長は避難指示等を発令したときは、速やかに知事に報告しなければならない。

第6 関係機関への連絡

1 施設の管理者への連絡

市内の避難場所として利用する学校、公民館等の施設の所有者又は管理者に対し、事前に連絡し協力を求める。

2 警察、消防等の機関への連絡

避難住民の誘導、整理のため警察等の関係機関に指示等の内容を伝えるとともに協力を求める。

3 近隣市町村への連絡

地域住民が避難のため、近隣市町村内の施設を利用することもあり、また避難の誘導、経路によって協力を求めなければならない場合もあるので、近隣市町村に対しても連絡しておくものとする。

第7 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命及び身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限、禁止又は退去の措置を講ずる。

市長又はその職権を行う吏員が現場にいない場合、又は、これらの者から要請があった場合、警察官は、市長の権限を代行する。この場合は、直ちに市長に対して通知する。

災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は、市長、警察官が現場にいない場合に限り、市長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を市長に通知する。

消防活動、水防活動を確保するために、消防又は水防関係者以外を現場近くに近づけないようにすることができる。(消防法第28条、水防法第21条)

2 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行う。

第8 避難の誘導

1 避難誘導の方法

市、警察、その他が行う避難誘導は、住民の安全のため次の事項に留意して速やかに行うものとする。

特に、要配慮者が避難できるよう、市はあらかじめ定める避難誘導に係る計画や防災マップに沿った避難支援を行うことが重要である。

- (1) 避難誘導に当たり、指定緊急避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めること。
- (2) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たな災害発生場所を避け、安全な経路を選定すること。
- (3) 危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。
- (4) 自主防災組織、その他適切な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。
- (5) 住民に対し、高齢者、乳幼児、小児、障害者等要配慮者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。
- (6) 避難誘導は収容先での救援物資の配給等を考慮して、できれば行政区等の単位で行うこと。
- (7) 保健所は、感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めること。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めること。
- (8) ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保する事ができる場合は、住民自らの判断で「緊急安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うことについて周知徹底に努めるものとする。

2 住民の避難対応

(1) 避難の優先

避難に当たっては、病弱者、高齢者、障害者等の避難を優先する。

(2) 携行品の制限

緊急を要する場合は、貴重品（現金、貯金通帳、印鑑、有価証券等）、手拭、チリ紙等とし、比較的時間に余裕のある場合は、若干の食糧、日用身の回り品等とする。

第9 避難所の設置

1 実施責任者

避難所における住民の心得や生活環境の整備は、被災者生活支援計画編第2章第2節「避難生活の確保、健康管理」に準ずる。

避難所の設置は、市長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合には知事が自ら行う。市単独で困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

2 避難所の開設

- (1) 市長は、避難指示等を発令した場合は、直ちに避難所を開設する。また、必要に応じ、県が締結している「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用を図る。避難所は、資料編のとおりである。

資料編 ・ 避難所 ・ 避難場所一覧

- (2) 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これらの適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、又はテントの設営等により実施する。

なお、避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

- ア 避難所開設の目的
- イ 箇所数及び収容人員
- ウ 開設期間の見込み

3 対象者

- (1) 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- (2) 現に災害に遭遇（旅館の宿泊者、通行人等）した者
- (3) 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者

第10 災害救助法による避難所の設置

災害救助法を適用した場合の避難所の設置は、同法及び施行細則等による。

第11 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

なお、詳細は被災者生活支援計画編第2章第1節「被災者の把握等」に準ずるものとする。

第12 広域避難

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

また、広域避難について、必要に応じて、利根川中流4県境広域避難協議会、鬼怒川・小貝川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会において協議するものとする。

第13 広域避難（広域一時滞在）

市は、市の区域外への広域避難が必要となるような大規模広域災害時に、円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

1 避難先との協議

市は被災した場合、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。

2 被災者の移送

市は、交通手段を持たない被災者については、バス等を調達し移送する。

3 避難先での生活支援

市は、受入れ先の市町村の協力を得ながら、避難先での被災者の生活支援にあたるものとする。避難先での被災者への生活支援情報、食糧、生活必需品の提供、避難所の運営、被災者の健康管理等は、被災者生活支援計画編第2章各節により行うものとする。

別表 洪水に関する避難指示等の発令基準

河川区分	項目		判断基準	発令対象	住民行動	判断基準の補足資料等	広報手段
	警戒レベル	内容					
利根川及び渡良瀬川	警戒レベル5	緊急安全確保	○決壊の発生もしくは氾濫発生情報が発表された場合。	洪水ハザードマップの浸水想定区域内の住民	○命を守るための最善の行動をとる。	○利根川の観測所における河川水位(八斗島、栗橋、目吹) ○渡良瀬川、思川、巴波川の観測所における河川水位(古河、乙女、中里) ○利根川水系上流域の観測所における降雨量(みなかみ、沼田、前橋、桐生、鹿沼) ○利根川(上流部、中流部)の洪水予報 ○渡良瀬川(下流部)の洪水予報 ○上流市町における氾濫発生情報(古河市、境町) ○記録的短時間大雨情報	○同報系防災行政無線(防災ラジオ) ○ホームページ ○情報メール ○市の広報車 ○テレビ放送(データ放送を含む) ○ラジオ放送 ○SNS
	警戒レベル4	避難指示	○氾濫危険水位に到達した場合、又は、氾濫注意情報等の水位予測が堤防高を超えることが予想される場合。		○速やかに避難先へ避難する。 ○避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難する。		
	警戒レベル3	高齢者等避難	○避難判断水位に到達し、かつ、上流の水位観測所の河川水位の上昇や氾濫警戒情報の内容等により、引き続き水位の上昇が見込まれている場合。		○避難に時間を要する方とその支援者は避難する。		
西仁連川及び飯沼川	警戒レベル5	緊急安全確保	○決壊や氾濫が発生した場合。	標高表示12m未満の流域住民	○命を守るための最善の行動をとる。	○西仁連川の河川水位(尾崎、沓掛観測所) ○飯沼川の河川水位(尾崎、幸田観測所) ○西仁連川及び飯沼川上流域の観測所における降雨量(小山、三和) ○鬼怒川水系上流域の観測所における降雨量(日光、宇都宮) ○大雨・洪水注意報、警報等 ○記録的短時間大雨情報 ○上流市における氾濫発生情報(古河市)	
	警戒レベル4	避難指示	○氾濫危険水位又は氾濫危険相当水位に到達した場合で、上流域における予測雨量や実況雨量から、引き続き水位上昇が見込まれている場合。		○速やかに避難先へ避難する。 ○避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難する。		
	警戒レベル3	高齢者等避難	○避難判断相当水位に到達し、かつ、上流の水位観測所の河川水位の上昇や上流域における予測雨量や実況雨量から、引き続き水位上昇が見込まれている場合。		○避難に時間を要する方とその支援者は避難する。		
鬼怒川	警戒レベル5	緊急安全確保	○市内に浸水が発生した場合。	洪水ハザードマップの浸水想定区域内の住民	○命を守るための最善の行動をとる。	○鬼怒川の観測所における河川水位(鬼怒川水海道、川島) ○利根川水系上流域の観測所における降雨量(宇都宮、日光、五十里) ○鬼怒川(上流部、中流部)の洪水予報 ○上流市町における氾濫発生情報(下妻市、八千代町) ○記録的短時間大雨情報	○同報系防災行政無線(防災ラジオ) ○ホームページ ○情報メール ○市の広報車 ○テレビ放送(データ放送を含む) ○ラジオ放送 ○SNS
	警戒レベル4	避難指示	○決壊や氾濫が発生した場合。		○速やかに避難先へ避難する。 ○避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難する。		
	警戒レベル3	高齢者等避難	○水位が堤防天端高に到達するおそれが高い場合。 ○異常な漏水の進行や堤防などの河川管理施設が被害を受け、決壊もしくは氾濫のおそれが高まった場合。		○避難に時間を要する方とその支援者は避難する。		

※発令者は、災害対策本部長もしくは災害対策本部長職務代理人とする。

※避難時間等の確保を考慮し、夜間に避難することが予測される場合は、明るうちに発令するなど早期の発令に配慮する。

※警戒レベル1、2は気象庁が発表する。

別表 土砂災害に関する避難指示等の発令基準

河川区分	項目		判断基準	発令対象	住民行動	判断基準の補足資料等	広報手段
	警戒レベル	内容					
土砂災害警戒区域	警戒レベル5	緊急安全確保	○土砂災害が発生した場合。	洪水ハザードマップの土砂災害警戒区域付近の住民	○命を守るための最善の行動をとる。	○大雨警報(土砂災害) ○暴風警報 ○大雨特別警報 ○暴風特別警報 ○土砂災害警戒情報 ○記録的短時間大雨情報 ○土砂災害警戒判定メッシュ情報	○同報系防災行政無線(防災ラジオ) ○ホームページ ○情報メール ○市の広報車 ○テレビ放送(データ放送を含む) ○ラジオ放送 ○SNS
	警戒レベル4	避難指示	○土砂災害警戒情報が発表された場合。 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する場合。 ○大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合。 ○土砂災害の前兆現象(湧水、斜面のはらみ等)が発見された場合。		○速やかに避難先へ避難する。 ○避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難する。		
	警戒レベル3	高齢者等避難	○大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合。 ○大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が言及されている場合。 ○台風の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている、又は発表されるおそれがある場合。		○避難に時間を要する方とその支援者は避難する。		

※発令者は、災害対策本部長もしくは災害対策本部長職務代理者とする。

※警戒レベル1, 2は気象庁が発表する。

第12節 応急仮設住宅設置及び住宅応急修理計画

災害のため住家が全焼、全壊又は流失し、自らの資力では住家を確保することができない者及び住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者に対し、応急仮設住宅の建設又は居室、便所、炊事場等の応急修理を行い、被災者の居住の安定を図る。

第1 応急仮設住宅の設置計画

1 実施機関

- (1) 応急仮設住宅の供与は、市長が実施するものとする。ただし、災害救助法が適用された場合には知事が行う。
- (2) 本市のみで実施が困難な場合は、県その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

第2 応急仮設住宅の設置

1 基本事項

建設型応急住宅の着工は、災害発生の日から20日以内とし、また、賃貸型応急住宅は災害発生後速やかに提供することとし、その供与期間はいずれも2年以内とする。

設置に当たってはリース方式や民間賃貸住宅などの借り上げによる方法も検討し、設置方法を決定する。

2 設置基準

応急仮設住宅は、住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない世帯であって、自らの資力では住宅を得ることができない世帯を対象に設置する。

3 設置計画の作成等

市は、被災状況等を基に必要となる応急仮設住宅の戸数を県へ報告する。県は、市からの報告を基に全体計画を作成する。

4 設置場所

設置予定場所は、国、県又は市公有地とするが、私有地の場合は所有者と市との間に賃貸契約を締結するものとし、その場所は飲料水が得やすく保健衛生上適当な場所とする。

なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

5 建設資材の調達

応急仮設住宅の建設は、協定締結団体等と協定を締結し、その協力を得て建設する。

6 応急仮設住宅の借り上げ等

県は借り上げる住宅の仕様基準や標準契約書、協定締結団体から提供された借り上げ可能住宅の情報などを市へ提供する。市は必要な住宅の借り上げを行う。

7 入居者の選定等

県が、市の協力を得て被災者の状況を調査の上、次の基準に基づき決定する。

- (1) 住家が全焼、全壊、又は流失した者であること

- (2) 居住する住家がない者であること
- (3) 自らの資力をもってしては、住家を確保することのできない者であること
 - ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者
 - イ 特定の資産のない失業者
 - ウ 特定の資産のない未亡人、母子世帯、高齢者世帯、身体障害者世帯、病弱者等
 - エ 特定の資産のない勤労者、中小企業者
 - オ 前各号に準ずる経済的弱者

また、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、入居者に配慮した仮設住宅を建設するとともに、要配慮者の優先入居に努めるものとする。

8 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、市の協力を求めて県が行う。ただし、県から委任された場合は市が行う。

第3 住宅の応急修理計画

1 実施機関

- (1) 住宅の応急修理は、市長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合には知事が自ら行うことを妨げない。
- (2) 本市のみで実施が困難な場合は、近隣市町村、県その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

2 住宅の応急修理

(1) 基本事項

ア 修理対象世帯

応急修理は、市が、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行う。

イ 修理の範囲

応急修理は、災害に直接起因する損壊のうち居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限の部分に対して行う。

ウ 修理時期

応急修理は、災害発生から3か月以内に完了するものとする。

ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6月以内に完了するものとする。

(2) 資材調達

市において、資材が不足した場合は県（土木部）に要請し、調達の協力を求めるものとする。

第4 災害救助法による実施基準

1 応急仮設住宅

(1) 収容対象者

災害により住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家のない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないものを収容するものとする。

(2) 建物の規模及び費用

一戸当たりの規模は29.7㎡を標準とし、費用は災害救助法施行細則に定める額以内とする。

(3) 建設の時期

災害発生の日から原則として20日以内に着工するものとする。ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長するものとする。

(4) 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。

2 応急修理

(1) 修理対象者

災害のため住家が半壊若しくは半焼した者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。

(2) 修理の範囲

居室、炊事場、便所など日常生活に必要な最小限度の部分とする。

(3) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(4) 修理の期間

災害発生の日から1か月以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

資料編 ・ 茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表

第13節 救出計画

災害のため生命、身体が危険な状態にある者あるいは生死不明の状態にある者を関係機関との協力により救出又は捜索して要救助者を保護するものとする。

第1 実施機関

- 1 救出・救急は、市長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合には知事が自ら行うことを妨げない。
- 2 本市のみでは実施が困難な場合は、近隣市町村、県その他関係機関の応援を得て実施する。

第2 救出・救助活動

1 救出・救助

- (1) 通報あるいは職員、消防団員等からの情報等を総合し、被害の状況を把握する。
- (2) 救出活動は、消防団員、市職員のほか、必要により関係機関の協力を得て救出班を編成して行い、負傷者の早期発見に努めるものとする。
なお、被災者の救出に当たっては、特に境警察署に協力を要請し、常に緊密な連携のもとに救出に当たるものとする。
- (3) 救出・救助活動は、救命措置を必要とする重症者を最優先とする。
- (4) 災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し、医療機関、消防団、地域住民等と協力し、傷病者の応急手当、トリアージを行う。
- (5) 応急救護所ではトリアージの結果によって、傷病者の傷病程度に応じ必要な応急手当を行い、医療機関に搬送する。
- (6) 多数の死傷者がある場合は、市長は、茨城県きぬ医師会等を通じて、医師等の現場派遣、医療機関への収容等必要な措置について応援を要請するものとする。
- (7) 行方不明者がある場合には、境警察署等に協力を求め、速やかに捜索を行うものとする。

2 救出用資機材の調達

要救助者の状況に応じて救出作業に必要な人員、設備、機械器具を利用して救出を行うものとするが、救出用資機材が不足のときは、建設業者、運送業者、関係機関及び地域住民等の協力を得て行うものとする。

3 関係機関等への要請

災害が甚大で、市内のみの動員又は市の資機材では救出が困難な事態の場合は、県、近隣市町村に協力を要請するとともに、必要に応じ自衛隊の派遣について知事に要請するものとする。

4 住民による初期救出の実施

大規模地震等の災害が発生した場合は、各防災関係機関の初動に遅れが生じることが予想されることから、建物の倒壊からの救出には近隣住民の手による救出が不可欠なものとなってくる。

したがって、自主防災組織を育成する中でパール、ジャッキ等の救出用資機材の備蓄を図り、訓練を通じ使用方法の習得に努めるものとする。

なお、災害時には被害状況の把握及び負傷者の早期発見及び救出に努めるとともに、警察、消防機関へ速やかに連絡するものとする。

第3 災害救助法による救出

災害救助法を適用した場合の救出は、同法及びその運用方針によるが、その概要は、次のとおりである。

1 対象者

- (1) 災害のため現に生命身体が危険な状態にある者
 - ア 火災の際に火中にとり残されたような場合
 - イ 地震の際に倒壊家屋の下敷になったような場合
 - ウ 水害の際に流出家屋とともに流されたり、孤立した地点にとり残されたような場合
 - エ 地すべり、がけくずれ等により生き埋めになったような場合
- (2) 災害のため生死不明の状態にある者
 - ア 行方不明の者で諸般の情勢から生存していると推定される者
 - イ 行方不明は判っているが、生命があるかどうか明らかでない者

2 救出の費用及び期間

「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」(資料編)による。

資 料 編 ・ 茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表

第14節 医療・助産計画

災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療及び助産の途を失ったときに応急的に医療及び助産を施し、被災者を保護する。

第1 実施機関

- 1 医療及び助産は、市長が実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。
- 2 本市のみで実施が困難な場合は、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。
- 3 1により知事が行う場合は、日本赤十字社茨城県支部（以下「日赤茨城県支部」という。）長と締結した委託契約に基づき日赤茨城県支部が組織する救護班及び県が組織する救護班により実施し、必要に応じて医師会、国立病院機構病院等の医療関係機関の協力を得て実施する。

第2 応急医療体制の確保

1 初動体制の確保

災害時に迅速かつ的確に救援・救助を行うためには、まず情報を迅速かつ正確に把握することが最も重要であり、市職員、医療関係者等は可能な手段を用いて直接情報収集に努める。また、被災地内の医療機関が機能不全に陥った場合には、参集可能な医師等が中心となって医薬品の確保等を考慮しながら、安全な場所に医療救護所を設置し、応急医療を行う。なお、本市における医療機関は資料編のとおりである。

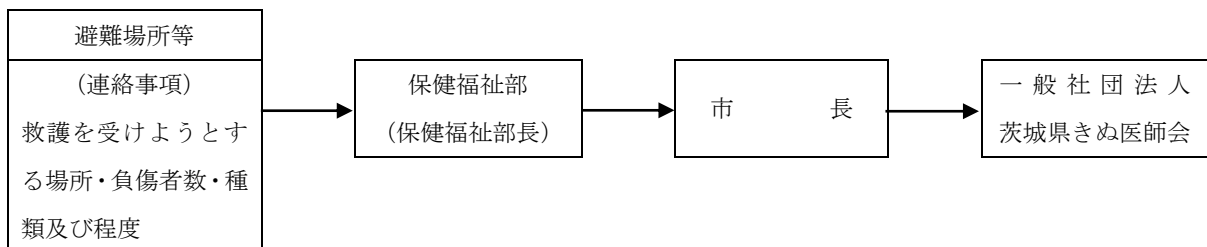
資料編 ・医療機関一覧

2 医療救護班の編成・出動

市長は協定に基づき、必要に応じて茨城県きぬ医師会に医療救護班の派遣を要請し、災害の程度に即応した医療救護活動を行う。

また、災害の程度により市の能力をもってしては十分でないと認められるときは、県及びその他関係機関に協力を要請する。

医療救護班の派遣要請連絡系統図



3 医療救護班の業務

医療救護班の業務は、以下に示すとおりである。

- (1) 被災者のスクリーニング（症状判別）
- (2) 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- (3) 医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定

- (4) 死亡の確認
- (5) その他状況に応じた処置

資料編 ・ 応援協定等一覧

4 医療救護所の設置

市は、学校、公民館等の避難所、病院、診療所等に救護所を設置する。

5 医薬品等の確保

医薬品等は、災害の規模、種類に応じて市内の薬局、薬店から調達するものとする。

医薬品等の確保が市内のみでは困難な場合は、県に要請するものとする。

資料編 ・ 医薬品販売業者一覧

第3 後方支援活動

1 患者受入れ先病院の確保

(1) 後方医療施設の確保

医療救護所では対応できない重傷者については、後方医療施設（被災を免れた全医療施設）に搬送し、入院・治療等の医療救護を行う。

(2) 被災病院等の入院患者の受入れ

市は、病院等が被災し、当該施設の入院患者に継続して医療を提供できない場合、あるいは治療困難等により被災地域外の後方医療施設へ重傷者を転院搬送する必要性が生じた場合は、病院等の要請に基づき後方医療施設を確保する。

2 搬送体制の確保

(1) 後方医療施設への搬送

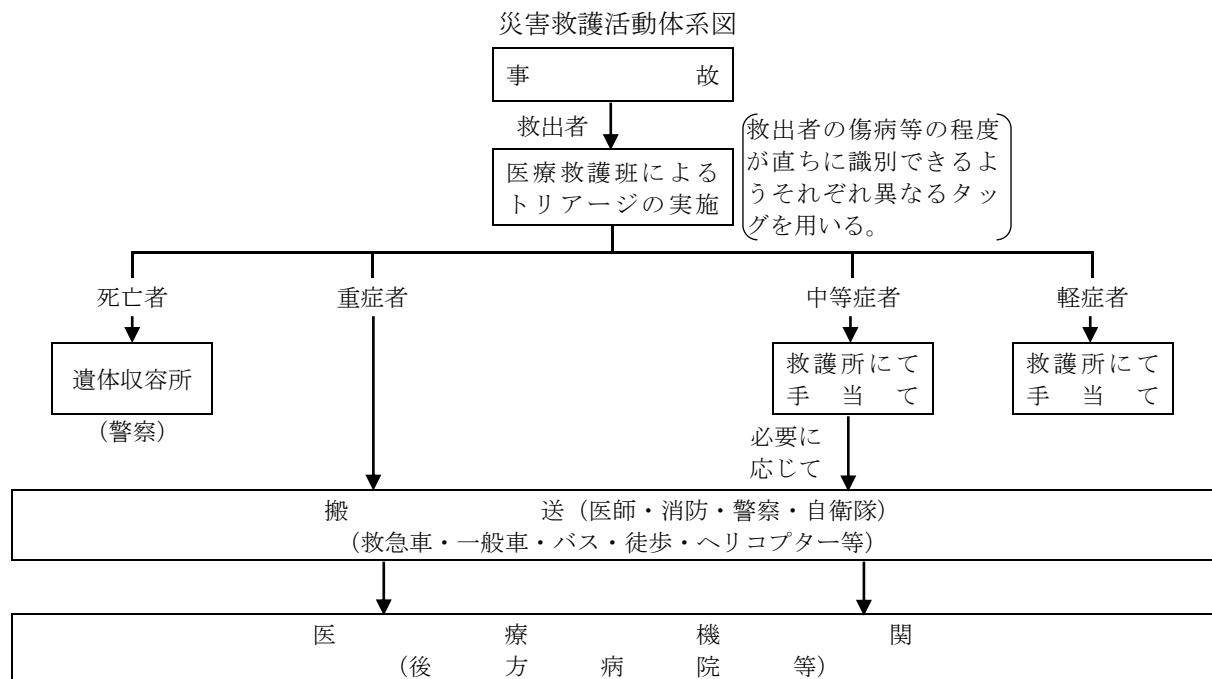
災害現場に到着した救急隊員は、傷病者の程度に応じて、迅速かつ的確に後方医療施設を選定のうえ、傷病者を搬送する。

(2) 搬送手段の確保

病院等から患者搬送の要請を受けた消防機関は、自己所有の救急自動車又は応援側消防機関の救急自動車により後方搬送を実施する。ただし、救急自動車が確保できない場合は、市は、輸送車両の確保に努めるとともに、状況により県に対して患者搬送のためヘリコプターの出動要請をするものとする。

3 人工透析の供給

人工透析については、慢性的患者に対し災害時においても継続して提供する必要があるほか、クラッシュ・シンドロームによる急性患者に対して提供することが必要であることから、市は、茨城透析医災害対策連絡協議会と連携し、被災地域内における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び病院等へ提供するなど受療の確保に努める。



第4 災害救助法による医療及び助産

災害救助法を適用した場合の医療及び助産は、同法及び同法施行細則等によるがその概要は次のとおりである。

1 医療

(1) 対象者

災害のため医療の途を失った者で応急的に医療を施す必要がある者

(2) 実施方法

病院又は適当な地点に救護所を設置して医療救護班が行う。医師、看護師及び医薬品等不足する場合は、管内で協力可能な医師、県、日赤等の応援を要請する。重症患者等で医療救護班では医療不可能な者については、病院等に移送して行う。

(3) 医療の範囲及び費用の限度額

ア 医療の範囲

- (ア) 診 察
- (イ) 薬剤又は治療材料の支給
- (ウ) 処置、手術、その他の治療及び施術
- (エ) 病院又は診療所への収容
- (オ) 看 護

イ 費用の限度額及び実施期間等

「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」(資料編)による。

資 料 編 ・ 茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表

2 心のケア対策

被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、被災者生活支援計画編第2章第2節「避難生活の確保、健康管理」に準ずる。

3 助産

(1) 対象者

災害のため助産の途を失った者で現に助産を要する状態の者。

(2) 実施方法

医療救護班の医師又は助産師により行う。また、必要に応じ病院等に移送して行う。

(3) 助産の範囲及び費用の限度額

ア 助産の範囲

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前、分べん後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給

イ 費用の限度額及び実施期間等

「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」(資料編)による。

資料編 ・ 茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表

4 医薬品等の確保及び供給

県は、災害用医薬品等の確保及び供給を行う。また、輸血用血液製剤は、茨城県赤十字血液センターにおいて確保し、大規模災害時における輸血用血液製剤については、大量使用が予想されるので、関東甲信越ブロック血液センターを通して確保する。なお、医薬品等の陸路での供給が困難な場合には、県は速やかに防災ヘリコプター等による搬送を行う。

第15節 防疫計画

災害発生時における防疫措置を迅速かつ適切に実施し、感染症の発生の予防やまん延の防止を図るため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）及び予防接種法（以下「予法」という。）に基づき次の事項を行うものとする。なお、防疫措置は、古河保健所と緊密な連携をとり実施するものとする。

第1 市の実施事項及び要請事項

1 実施事項

- （1）清潔方法及び消毒方法の施行（感染症法第27条第2項及び第29条第2項）
- （2）そ族昆虫等の駆除（感染症法第28条第2項）
- （3）生活用水の供給（感染症法第31条第2項）
- （4）避難所の衛生管理及び防疫指導
- （5）臨時予防接種の実施（予法第6条）

2 防疫用資材の調達

市は、市の保有する防疫用資材により消毒を行うものとするが、不足する場合は、防疫措置に必要な消毒薬等を迅速に調達する。また、必要に応じ、薬業団体及び近隣市町村あるいは県に協力を求める。

3 県への連絡

市長は、感染症が発生し、又は発生するおそれがある事実を知った場合には、速やかに県に連絡し、必要な指示等を受けるものとする。

第2 医療ボランティア

市は、必要に応じて、県を通じて医療関係団体に医療ボランティアの確保を要請し、消毒の指導等について協力を仰ぐ。

第3 防疫資機材等の調達

市は、市の保有する防疫用資材により消毒を行うものとするが、不足する場合は、防疫措置に必要な消毒薬等を迅速に調達する。また、必要に応じ、薬業団体及び近隣市町村あるいは県に協力を求める。

第4 予防教育及び広報活動

市は、パンフレット等の配布、広報車、報道機関等の活用により、速やかに地域の住民に対する予防教育及び広報活動を行い、災害時における感染症及び食中毒予防等に関する注意事項を周知させる。

第5 県知事に対する応援要請

県知事に対し応援を要請する場合は、次の事項を明らかにして行うものとする。

- 1 防疫期間
- 2 防疫を要する世帯数
- 3 必要な防疫班
- 4 派遣場所
- 5 その他必要事項

第16節 清掃計画

災害時には、被災者等による片付け作業が始まると同時に、災害で使用できなくなったものがごみとして搬出され、市町村のごみ処理能力を超える大量の廃棄物が発生する場合がある。また、施設の被災等により、一般廃棄物処理事業に支障が生じる可能性もある。

市は、災害時における安定的な廃棄物処理体制を確保するため災害時の適切な初動対応や、関係機関との連携・協力により、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理をするものとする。

また、災害廃棄物に関する基本的な考え方や処理方策をまとめた坂東市災害廃棄物処理計画（令和2年9月策定）に基づき処理を進めるものとする。

第1 実施責任者

被災地における処理計画の樹立とその運営は、市長が行うものとする。

第2 状況の把握及び災害廃棄物処理計画

災害が発生した場合、職員による巡視、住民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努め、あらかじめ定める災害廃棄物処理計画に基づき仮設便所の設置、廃棄物の収集、運搬及び処理、住民に対する広報等緊急清掃作業を実施する。

第3 協力要請

状況により、住民自らによる処理、又は仮置場への運搬等住民に対し協力を求めるとともに管内清掃事業者、土木、運送事業者の協力を要請する。

また、県、他市町村、関係一部事務組合及び（一社）茨城県産業資源循環協会と締結した協定に基づき、県に対し他の市町村の応援、廃棄物処理業者の団体等の協力についてあつせんを要請する。

第4 臨時の措置

廃棄物の処理について処理能力を超え、かつ他に適当な手段がない場合は、県の指導を受け、環境への影響を最小限に抑える方法により緊急措置を講じる。

第5 応急清掃

1 ごみの収集処理方法

- （1）トラック等車両及び作業員を確保して収集運搬を能率的かつ衛生的に実施するものとする。
- （2）市は、災害時に処理するごみを、災害により排出されるもの（建物倒壊、火災による建物の焼失）と一般生活により発生するものとに区分し、それぞれについて排出量を推定し、災害廃棄物処理実行計画を策定する。
- （3）市は、住民によって集められた仮置場のごみを管理し、委託業者により処理施設にできるだけ速やかに運び処理する。その際、処理施設が処理能力を超え、かつ他に手段がない場合は、県の指導を受け、環境への影響を最小限に抑える方法により緊急措置を講じる。

■ごみ焼却施設

組 合 名	所 在 地	規模 t／日	処理方式
さしま環境管理事務組合	さしまクリーンセンター寺久 坂東市寺久 1353- 1	206	連続

※「連続」は、連続焼却炉である。

■粗大ごみ処理施設

組 合 名	所 在 地	規模 t／日	処理方式
さしま環境管理事務組合	さしまクリーンセンター寺久 坂東市寺久 1353- 1	26	併用

※「併用」は、可燃性、不燃性粗大ごみを併せて破砕処理する施設である。

2 し尿の収集処理方法

し尿の処理は、岩井地域では、坂東市他3市で構成する「常総衛生組合」、猿島地域では、坂東市他1市2町で構成する「さしま環境管理事務組合」それぞれの許可業者により、し尿のくみ取り、浄化槽の汚泥くみ取り及び清掃を行っている。

- (1) 市は、災害により、し尿を処理する必要が発生した場合は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保やマンホールトイレ、下水道への直接投入等処分の負担減に努めるとともに、清掃車（バキュームカー）を業者に依頼し、能率的かつ衛生的に収集し、処理するものとする。また、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、県等との協定に基づき県へ収集、処理の応援要請を行うものとする。
- (2) 水洗トイレを使用している世帯に対しては、使用水の断水に対処するため、水の汲み置き、生活水の確保等を指導するものとする。
- (3) 市は、必要に応じて避難所又は地区毎に仮設トイレを設置するものとする。

■し尿処理施設

組 合 名	所 在 地	規模 Kℓ／日	処理方式
〔岩井地域〕 常総衛生組合	つくばみらい市小絹 1450	150	標・脱
〔猿島地域〕 さしま環境管理事務組合	境町大字長井戸 1728- 2	120	標・脱

※「標・脱」は、標準脱窒素処理方式の意味である。

3 死亡獣畜処理

死亡家畜は産業廃棄物として、死亡愛玩動物は一般廃棄物としてそれぞれの所有者が処理し、その他の死亡獣畜は市が処理するものとする。処理できない場合には古河保健所と協議の上、環境衛生上支障のない所で焼却等の処理をするものとする。

第17節 遺体の搜索及び処理埋葬計画

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の遺体を搜索し、又は災害の際に死亡した者について遺体識別等のための処理を行い、かつ遺体の応急的な埋葬を実施する。

第1 実施機関

- 1 遺体の搜索、埋葬は、市長が実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。
- 2 遺体の処理は、市長が実施するものとする。ただし、災害救助法を適用したときは知事及び市長が行う。
- 3 本市のみでは困難な場合は、県、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

第2 行方不明者等の搜索

市は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等を、消防機関、消防団員、自主防災組織をはじめとする地元のボランティア等と協力して搜索する。

市だけでは十分な対応ができない場合、県、近隣市町村、自衛隊等に対し応援の要請を行い、これらの機関の応援を得て実施するものとする。

第3 遺体の処理

遺体が多数にのぼる等、市で対応が困難な場合には、県は市からの要請に基づき、近隣市町村に応援を要請するものとする。

県内での対応が困難な場合は、県は近県に応援の要請を行うものとする。

また、県が行う遺体の処理は、日本赤十字社茨城県支部と締結した委託契約に基づき、日本赤十字社茨城県支部が組織する救護班及び県が組織する救護班により実施し、必要に応じて国立病院等の医療関係機関の協力を得て実施する。

上記での対応が困難な場合は、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

1 遺体の洗浄・縫合・消毒

災害後の混乱により遺族が遺体の処理を行うことができない場合には、救護班は、人心の安定上、腐敗防止又は遺体の識別作業上必要な措置である遺体の洗浄・縫合・消毒等の措置を行い、遺体を一時保存し、身元確認、検案、埋葬に備える。

2 検案

検案とは、医師法上、医師の診療中の患者でない者が死亡した場合、又は、医師の診療中の患者が、最後の診療後24時間以上を経過した後に死亡した場合に、その遺体に死因その他の医学的検査を行うことである。

検案は、救護班により実施する。ただし、遺体が多数の場合等で救護班のみで十分な対応が困難な場合には、一般開業の医師の協力を得て実施する。また、県（保健福祉部）、日本赤十字社茨城県支部、関東信越厚生局等は救護班の検案活動に協力するものとする。

3 遺体の収容（安置）、一時保存

検視等、検案を終えた遺体は、市の設置する遺体収容所に収容する。

（1）遺体収容所（安置所）の設置

市は被害地域の周辺の適切な場所（寺院、公共建物、公園等）に遺体の収容所（安置所）を設置する。

被害が集中した市では遺体の収容、収容所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて近隣市町村等に対して、設置、運営に協力を要請するものとする。

（2）棺の確保

市は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

県は必要に応じ、全国霊柩自動車協会との災害時応援協定に基づき、搬送車両、棺、ドライアイス、遺体収納袋等を確保するとともに、製氷業者等との協力体制の確保に努める。

（3）身元不明遺体の集中安置

市は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合には、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を要する場合も考えられることから、寺院等に集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置する。

（4）身元確認

市は、警察の協力を得て、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上納棺する。また、埋火葬許可証を発行する。

第4 遺体の火葬

遺体を葬る方法は、原則として火葬とし、市が実施する。ただし、災害救助法適用時に県が自ら行うことを妨げない。

市の火葬能力を超える遺体が発生した場合は、県を通じて、近隣市町村に対して遺体の火葬受入を要請する。

身元の判明しない遺骨は、納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第遺族に引き渡す。

施設名	所在地
坂東市営斎場	坂東市馬立 1179
さしま斎場	境町長井戸 1746

第5 災害救助法による遺体の搜索、処理及び埋葬

災害救助法を適用した場合の搜索、処理及び埋葬は同法及び同法施行細則等によるがその概要は次のとおりである。

1 遺体の搜索

(1) 搜索を受ける者

行方不明の状態にある者で、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者

(2) 搜索の方法

搜索は、消防機関、警察官、自衛隊、住民の協力等により搜索に必要な機械、器具を借上げて実施する。

(3) 搜索の期間及び費用の範囲・限度額

「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」(資料編)による。

資料編 ・ 茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表

2 遺体の処理

(1) 遺体の処理を行う場合

災害による社会混乱のため、遺体の処理を行うことができない場合

(2) 遺体の処理の方法

ア 遺体の一時保存のための施設等の設置

イ 遺体の洗浄、縫合、消毒、検案等の実施

ウ 検案は救護班が実施する。ただし、遺体が多数の場合等、救護班によることができない場合は、一般開業の医師の協力を得て実施する。

(3) 遺体の収容

検視、検案を終えた遺体は、市の設置する遺体収容所に収容する。

ア 遺体収容所の設置

市は、被害地域の周辺の適切な場所(寺院、神社、公共建物、公園等)に遺体の収容所及び検視場所を設置する

被害が甚大な場所には遺体の収容、収容所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて近隣市町村に設置、運営の協力を要請するものとする。

イ 棺の確保

市は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

ウ 身元不明遺体の集中安置

市は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合には、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を有すると考えられる場合には、寺院等に集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置する。

エ 関係記録及び調査表の作成

死者の氏名並びに関係記録及び遺留品の調査表を作成する。

オ 遺体処理台帳への記載

遺体の氏名、住所、性別、発見場所、身長、特徴等を遺体処理台帳に記載し、一体毎に棺桶に表示する。

カ 身元不明者

身元不明者については、上記エの調査表により警察・住民の協力を得て身元確認のための手配を行う。

キ 遺体の引渡し

縁故者による遺体引き取りの申し出があった場合は、十分調査のうえこれを引き渡すものとする。

(4) 遺体の処理のため支出できる費用

「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」(資料編)による。

資料編 ・ 茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表

3 埋葬

災害の際死亡した者に対して、混乱期のためその遺族が資力の有無にかかわらず埋葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合に、遺体の応急的な埋葬を実施するものとする。

(1) 埋葬対象者

ア 災害の混乱の際に死亡した者(災害発生前に死亡した者で葬祭が終わっていないものを含む。)

イ 災害のため次のような理由で埋葬を行うことが困難な場合

(ア) 緊急に避難を要するため、時間的、労力的に埋葬を行うことが困難であるとき。

(イ) 墓地又は火葬場が浸水又は流失し、個人の力では埋葬を行うことが困難であるとき。

(ウ) 経済的機構の一時的混乱のため、棺、骨つぼ等が入手できないとき。

(エ) 埋葬すべき遺族がいないか、又はいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であるとき。

ウ 身元不明の遺体は、警察、その他関係機関に連絡し、調査にあたる。この場合の取り扱い、
行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)に準じて行うものとする。

(2) 埋葬方法

埋葬の程度は応急的な仮葬とし、次の範囲内において実施する。

ア 棺又は骨つぼ埋葬に必要な物資の支給

イ 埋葬、火葬又は納骨等の役務の提供

(3) 埋葬のため支出できる費用及び期間

「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」(資料編)による。

資料編 ・ 茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表

第18節 障害物の除去計画

災害により、住居又はその周辺に運びこまれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）を除去し、被災者の日常生活を保護する。

第1 実施機関

- 1 障害物の除去は、市長が実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。
- 2 本市のみでは実施が困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

第2 障害物の除去

1 建築関係障害物の除去

市は、災害によって建物又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について、被災地における状況を把握し、必要だと認められる場合は除去を実施する。

市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

実施は、市長の命を受けた都市建設部道路班が地元土木建築業者等の協力を得て行うが、市のみでは処理が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

2 道路関係障害物の除去

道路管理者は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。啓開作業を実施する場合には、緊急輸送道路を最優先とし、各道路管理者が連携し行うものとする。

3 河川関係障害物の除去

河川管理者は、所管する河川区域内について障害物の状況を把握し除去を実施する。

第3 障害物の集積場所

除去した障害物は、住民の日常生活に支障のない場所を選定して集積するものとする。

第4 災害救助法による障害物の除去

災害救助法を適用した場合の障害物の除去は、同法及び同法施行細則等によるがその概要は次のとおりである。

1 対象者

居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運び込まれているため、一時的に居住できない者

2 障害物の除去のため支出できる費用及び実施期間

「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」（資料編）による。

資料編 ・ 茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表

第19節 輸送計画

災害時における応急対策の実施にあたり必要な人員、物資、資機材等を迅速かつ的確に輸送するため、保有車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して緊急輸送体制を確保するものとする。

第1 実施機関

- 1 応急対策に必要な人員及び物資等の輸送は、市長が実施する。
- 2 本市のみで実施が困難な場合は、近隣市町村、県その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

第2 輸送体制

市、県及び輸送関係機関、団体等はそれぞれ応急措置等を実施するための輸送体制を整備し、相互に協力するものとする。

輸送の実施に関し調整を要する場合は、自動車輸送については、関東運輸局茨城運輸支局長が、自衛隊による輸送並びに輸送の総合的な実施に関しては知事が、それぞれ関係機関、団体と協議し調整する。

第3 緊急輸送の実施

緊急輸送は、次の優先順位に従って行うものとする。

1 総括的な輸送順位

- (1) 住民の生命の安全を確保するために必要な輸送
- (2) 災害の拡大防止のために必要な輸送
- (3) その他災害応急対策のために必要な輸送

2 災害発生後の各段階において優先されるもの

- (1) 第1段階（災害発生直後の初動期）
 - ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資
 - イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
 - ウ 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重傷患者
 - エ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
 - オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- (2) 第2段階（応急対策活動期）
 - ア 前記（1）の続行
 - イ 食糧、水等生命の維持に必要な物資
 - ウ 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
 - エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階（復旧活動期）

- ア 前記（2）の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活用品
- エ 郵便物
- オ 廃棄物の搬出

第4 自動車による輸送

1 庁用車両

災害時における庁用自動車の集中管理及び自動車の確保・配備は、総務部管財課が行うものとする。

庁用車両の現況は、資料編のとおりである。

2 車両の借上げ

市保有車両で不足する場合は、市内の輸送業者等に協力を依頼し調達を図るものとする。

また、借上げ車両等をもってしてもなお必要な輸送が確保できないときは、近隣市町村又は県に協力を要請するものとする。

資料編 ・ 庁用車両の現況

第5 ヘリコプター等による輸送

地上交通が途絶した場合又は輸送に急を要する場合には、市長は、県に防災ヘリコプター等による輸送を要請するものとする。

また、必要により、県に自衛隊の派遣を要請するものとする。要請方法等は、本章第22節「自衛隊災害派遣要請計画」、第23節「防災ヘリコプター要請計画」のとおりとする。

資料編 ・ 災害派遣要請依頼書

第6 緊急輸送道路の確保

市は、行政区域内の緊急輸送道路の被害状況、緊急道路上の障害物の状況を把握し、速やかに境工事事務所に報告するとともに、所管する緊急輸送道路については、啓開作業を実施する。

第7 災害救助法による実施基準

1 輸送の範囲

- (1) 被災者の避難
- (2) 医療及び助産
- (3) 災害にかかった者の救出
- (4) 飲料水の供給
- (5) 遺体の搜索
- (6) 遺体の処理
- (7) 救助用物資の整理配分

2 費用

応急救助のための支出できる輸送費は、当該地域における通常の実費とする。

3 期間

応急救助のための輸送を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

資料編 ・ 茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表

第20節 労務計画

災害応急対策要員の動員及び他の防災関係機関からの応援をもってしても災害応急対策を実施できない場合には、労務者等の雇上げ及び民間団体の協力により必要な要員を確保する。

第1 実施責任者

市が実施する災害応急対策に必要な労務の確保は、市長が実施する。ただし、災害の程度、規模等により、市において労務の確保ができないときは、必要な労務の応援を県に調達又はあつせんを要請する。

第2 雇上げの方法

災害応急対策、災害応急復旧等の作業を実施するために必要な労務者等の雇上げは、公共職業安定所を通じて行う。

第3 民間団体への協力要請

市は、円滑に災害応急対策を実施するため、赤十字奉仕団等の民間団体へ協力要請を行うものとする。

第4 災害救助法による労務者の雇上げ

1 労務者雇上げの範囲

- (1) 被災者の避難
- (2) 医療及び助産
- (3) 災害にかかった者の救出
- (4) 飲料水の供給
- (5) 遺体の搜索
- (6) 遺体の処理
- (7) 救助用物資の整理配分

2 期間

雇上げの期間は、それぞれの救助の実施期間とする。

3 経費

賃金の限度は、雇上げた地域における通常の実費とする。

資 料 編 ・ 茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表

第21節 文教対策計画

災害のため、平常の学校教育の実施が困難となった場合は、市は、関係機関と緊密に連携し、児童生徒等の安全及び教育を確保するものとする。

第1 実施責任者

- 1 幼稚園、小・中学校の応急教育及び市立教育施設の応急復旧対策並びに教職員の確保は、市教育委員会が行い、認定こども園の応急教育及び応急復旧等については、市長が行う。
- 2 災害に対する各学校（園）等の措置については、校長等（以下「園長」を含む。）が具体的な応急対策を立てる。

第2 児童生徒等の安全確保

1 情報等の収集・伝達

- （1）市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、校長等に対し、災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。
- （2）校長等は、関係機関から災害に関する情報を受けた場合は、教職員に対して速やかに伝達するとともに、自らラジオ・テレビ等により市内の被害状況等災害情報の収集に努める。
なお、児童生徒等への伝達に当たっては、混乱を防止するよう配慮するものとする。
- （3）校長等は、児童生徒等及び学校施設に被害を受け、又は、そのおそれがある場合は、直ちにその状況を、市その他関係機関に報告する。

2 児童生徒等の避難等

- （1）避難の指示
校長等は、的確に災害の状況を判断し、屋外への避難の要否、避難場所等を迅速に指示する。
なお、状況によっては、教職員は個々に適切な指示を行うものとする。
- （2）避難の誘導
校長等及び教職員が避難を指示した場合は、児童生徒等の安全を確保するためあらかじめ定めた計画に基づき誘導を行う。
なお、状況により校外への避難が必要である場合は、市その他関係機関の指示及び協力を得て行うものとする。
- （3）下校時の危険防止
校長等は、下校途中における危険を防止するため、児童生徒等に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ、通学区域毎の集団下校、又は教員による引率等の措置を講ずるものとする。
- （4）校内保護
校長等は、災害の状況により、児童生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、速やかに保護者へ連絡し、引渡しの措置を講ずるものとする。
なお、この場合、速やかに県や市に対し、児童生徒数や保護者の状況等必要な事項を報告する。
また、保護者との連絡がとれない場合や保護者が迎えに来ることが困難な場合は、保護者へ

の引渡しができるまで校内での保護を継続するものとする。

(5) 保健衛生

校長等は、災害時においては、建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童生徒等の保健衛生について必要な措置を講ずるものとする。

第3 応急教育

1 教育施設及び授業

(1) 被害状況を速やかに把握し、関係機関と連携をとり、その措置に万全を期するものとする。

(2) 被害状況に応じ次の措置を講ずる。

ア 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。

イ 校舎の被害が相当に大きい、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で、合併又は二部授業を行う。

ウ 学校施設の使用不可能又は通学が不能の状態にあるが、短期間に復旧できる場合は臨時休校し、家庭学習等の適切な指導を行う。

エ 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、公民館・体育館その他の公共施設の利用、又は他の学校の一部を使用し授業を行う。

オ 施設・設備の損壊の状態、避難所として使用中の施設の状況等を勘案し、必要があれば仮校舎を設営する。

2 学校給食

災害の状況によっては、給食の一時中止又は献立内容を変更するものとする。

3 教科書・学用品等の給与

(1) 市は、災害により教科書・学用品等（以下「学用品等」という。）をそう失又はき損し、就学上支障をきたしている小・中学校の児童生徒等に対して学用品等を給与するよう努めるものとする。

なお、災害救助法が適用された場合の学用品等の給与についての対象者、期間及び費用の限度額については、茨城県災害救助法施行細則による。

資 料 編 ・ 茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表

(2) 市は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合は、県へ学用品等の給与の実施、調達について応援を要請する。

4 教職員の確保

災害に伴い、教職員の不足により、応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用等により教職員確保の措置を講ずるものとする。

5 県立学校の授業料等の徴収猶予及び免除

県は、県立学校の授業料、入学料、入学者選抜手数料、受講料及び聴講料（以下「授業料等」という。）の納入義務者が被災により授業料等の徴収猶予若しくは免除が必要であると認められるときには、関係条例及び規則の規定により授業料等の徴収猶予若しくは免除の措置を講ずる。

第4 避難所との共存

学校が教育の場としての機能と避難所としての機能を有するために、災害応急対策を行う担当部局、教育委員会、学校は事前に次の措置を講ずるものとする。

- 1 市は、学校を指定避難所に指定する場合、教育機能維持の視点から使用施設について、優先順位を市教育委員会と協議する。
- 2 市は、指定避難所に指定する学校の担当職員を決め、市教育委員会、学校、自主防災組織等と災害時の対応を協議する。
- 3 指定避難所に指定された学校は、あらかじめ教職員の役割を明確にし、教職員間で共通理解しておくとともに、マニュアル等を整備する。
- 4 学校は、帰宅できず校内で保護している自校の児童生徒等への対応と、避難してきた地域住民等への対応の双方に留意する。
- 5 指定避難所に指定されていない学校においても、災害時には地域住民等が避難してくることを想定し、指定避難所と同様の対応ができるよう努める。

第5 学校以外の教育機関の対策

学校以外の教育機関の長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、上記第2に準じて、施設の利用者の安全を図る措置を講ずるものとする。

第22節 自衛隊災害派遣要請計画

災害に際し、人命又は財産の保護のために必要がある場合には、自衛隊法第83条の規定に基づき自衛隊の派遣を要請し、迅速・的確な応急対策の実施を図るものとする。

第1 実施責任者

災害派遣の要請は、市長が知事に対し行う。

第2 災害派遣要請基準

災害に際し、本市・県及び関係機関の機能をもってしても、なお応急措置の万全を期し難い場合又は事態が急迫し緊急措置を要する場合で、人命又は財産を保護するため、自衛隊の出動が必要であると認められる場合に派遣要請を行うものとする。

第3 災害派遣要請の手続き

- 1 市長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施する必要があると認めるときは、「災害派遣要請依頼書」により、知事に対してその旨を申し出る。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。

知事は、前記の要求を受けたときは、その内容を検討し、必要があると認められるときには、直ちに要請する。

資料編 災害派遣要請依頼書

- 2 市長は、前記1の要求ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を、直接最寄りの部隊に通知するものとし、速やかに知事に対してその旨を通知するものとする。

<県>

担当部課名	電話番号	FAX番号	県防災電話
防災・危機管理課	029 (301) 2885	029 (301) 2898	8-100-2885

<自衛隊>

部隊等の長 (所在地)		連絡責任者		電話番号
		課業時間内	課業時間外	
陸上自衛隊	第1施設団長 (古河駐屯地司令) (古河市上辺見1195)	第3科長	団当直長	0280 (32) 4141 内線時間中236. 237 時間外203
	施設学校長 (勝田駐屯地司令) (ひたちなか市勝倉3433)	警備課長 (防衛班長)	駐屯地当直司令	029 (274) 3211 内線時間中234 時間外302

航空自衛隊	第7航空団司令 (百里基地司令) (小美玉市百里170)	防衛部長 (防衛班長)	基地当直幹部	0299 (52) 1331 内線時間中2331 時間外2215
-------	------------------------------------	----------------	--------	--

第4 災害派遣活動の範囲

自衛隊の災害活動の要請範囲は、概ね次による。

項 目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行なって被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」（S. 33. 総理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けし又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

第5 自衛隊との連絡

市長は、自衛隊の派遣要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速かつ的確にその状況を把握し、陸上自衛隊第1施設団（第3科）と必要な情報の交換をするものとする。

第6 自衛隊の判断による災害派遣

自衛隊は、災害が発生又は発生するおそれがある場合で、災害派遣要請を受けた場合は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要性の有無を判断し、部隊等を派遣する。

ただし、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣する。

なお、要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次にかかげるとおりである。

- 1 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- 2 災害に際し、都道府県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- 3 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- 4 その他災害に際し、上記に準じ特に緊急を要し、都道府県知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

第7 災害派遣部隊の受入れ

派遣部隊の受入れに際しては、次の事項に留意して、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるように努めるものとする。

1 災害派遣部隊到着前

- (1) 応援を求める活動内容について、速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備する。
- (2) 連絡職員を指名する。
- (3) 派遣部隊の展開・宿営の拠点等を準備する。

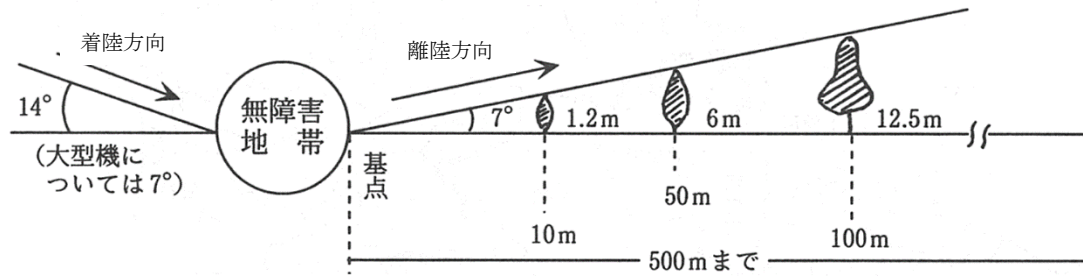
2 災害派遣部隊到着後

- (1) 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。
- (2) 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を市長に報告する。

3 ヘリコプターの受入れ

市長は、ヘリコプターの派遣要請を依頼した場合は、次の事項に留意し受入体制を整えるものとする。

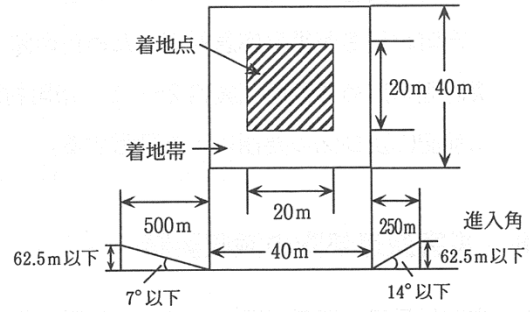
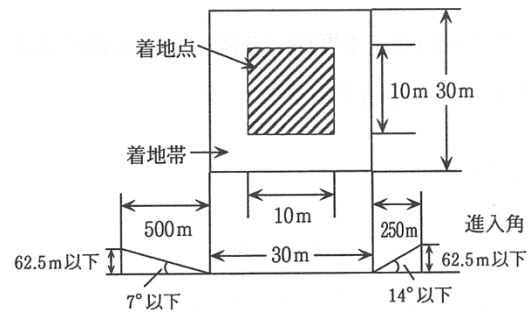
- (1) 下記基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。非常の際に民有地を使用する場合には、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施するものとする。



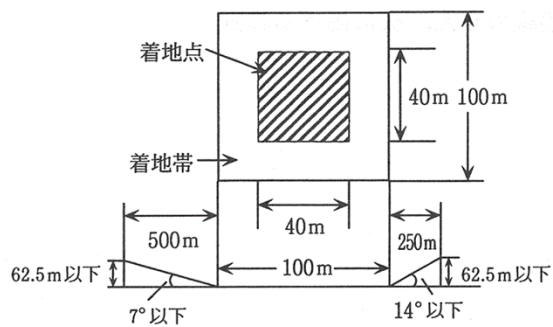
ア 離着地点及び無障害地帯の基準

(ア) 小型機 (OH-6) の場合

(イ) 中型機 (UH-1、UH-60J) の場合



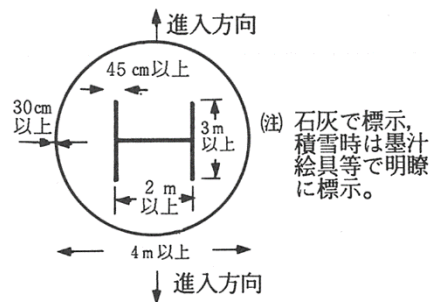
(ウ) 大型機 (CH-47) の場合



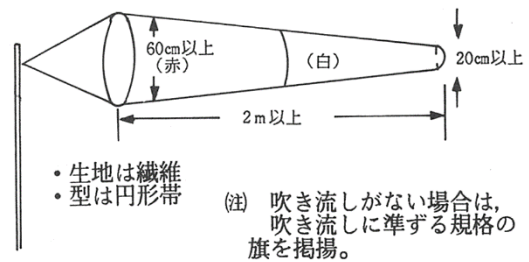
イ 離着地点の地盤は堅固で平坦地であること。

- (2) 離着地点には、下記基準のH記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。なお、夜間使用時には、着陸に必要な灯火施設を設置する。

ア H記号の基準



イ 吹き流しの基準



(3) 危害予防の措置

ア 離着陸地帯への立入禁止

離着陸地帯及びその近傍において運行上の障害となるおそれのある範囲には、立ち入らせない。

イ 防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずるものとする。

(4) 災害応急用ヘリコプター離着陸場は、資料編のとおりである。

なお、ヘリポート予定地内への車両の乗り入れ等を規制し、ヘリコプターの発着に支障をきたさぬよう措置を講ずるものとする。

資料編 ・ヘリコプター離着陸場

第8 災害派遣部隊の撤収要請

自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、「災害派遣部隊撤収依頼書」により、速やかに県知事に対して撤収要請を依頼する。

資料編 ・災害派遣部隊撤収依頼書

第9 経費の負担

自衛隊の災害派遣活動に要した経費のうち、派遣を受けた市が負担する経費は、概ね次のとおりである。

- 1 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費、借上げ料及び修繕費
- 2 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上げ料
- 3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- 4 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償

なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と市が協議するものとする。

第23節 防災ヘリコプター要請計画

市長は、災害の状況に応じ県に対して防災ヘリコプターの出動を要請し、被害の情報収集、救出・救助活動を行うものとする。

第1 要請基準

市長は、当該災害について、次の各号のいずれかに該当することにより防災ヘリコプターの応援を必要と判断した場合は、知事に対してその要請をすることができる。

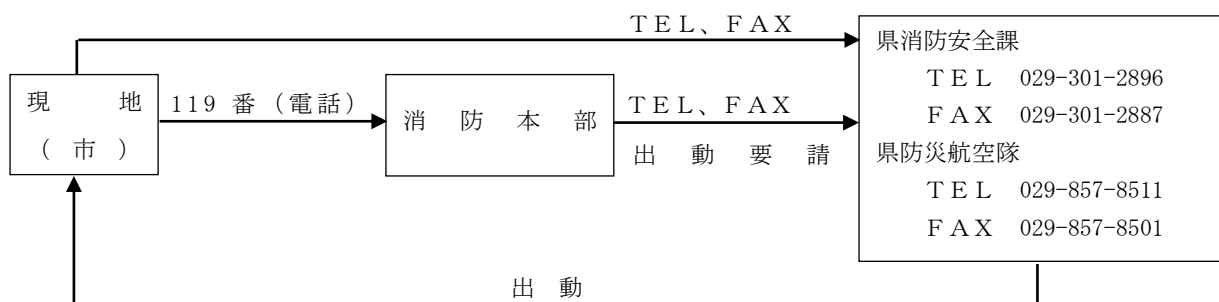
- 1 災害が、複数の市町村等に拡大するおそれがある場合
- 2 市の消防力によっては、災害防止が著しく困難と認められる場合
- 3 被害者の救急搬送その他防災ヘリコプターの応援が必要と認められる場合

第2 要請の方法

応援の要請は、県消防安全課防災航空室あてに、電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。

- 1 災害の種別
- 2 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- 3 災害発生現場の気象状況
- 4 災害発生現場の最高指揮者の職氏名及び連絡方法
- 5 飛行場以外の離着陸場の所在地及び地上支援体制
- 6 応援に要する資機材の品目及び数量
- 7 その他必要な事項

第3 出動要請系統



第4 防災ヘリコプター運航基準

防災ヘリコプターの運航基準は、次のとおりである。

- 1 救急活動
 - （1）山村等からの救急患者の搬送
 - （2）傷病者発生地への医師搬送及び医療機材等の輸送
 - （3）高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送

(4) 高速道路等の大規模事故における傷病者の搬送

2 救助活動

- (1) 河川、海岸での水難事故等における捜索・救助
- (2) 山岳遭難事故等における捜索・救助
- (3) 高層建築物火災による救助
- (4) 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救出

3 災害応急対策活動

- (1) 地震、台風、豪雨等の災害の状況把握
- (2) 津波情報等の広報及び海面の監視
- (3) 被災地等の孤立場所等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送
- (4) ガス爆発事故、高速道路等での大規模事故等の状況把握
- (5) 各種災害等における住民への避難誘導及び警報等の伝達

4 火災防ぎょ活動

- (1) 林野火災等における空中からの消火活動
- (2) 火災における情報収集、伝達、住民等への避難誘導等の広報
- (3) 交通遠隔地への消火資機材、消火要員等の輸送

5 広域航空消防防災応援活動

近都県市等との航空消防防災応援協定による相互応援

6 災害予防対策活動

- (1) 災害危険箇所等の調査
- (2) 各種防災訓練等への参加（他の公共団体の長から要請を含む。）
- (3) 住民への災害予防の広報

7 自衛訓練

8 一般行政活動

「茨城県防災ヘリコプターの一般行政利用に関する取扱要領」に基づく一般行政利用活動

9 その他総括管理者が必要と認める活動

第5 緊急運航の要請基準

1 緊急運航の要件

防災ヘリコプターの緊急運航は、原則として、上記「第4 防災ヘリコプター運航基準」の1から5までに掲げる活動で、次の要件を満たす場合に運航することができるものとする。

公 共 性	地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。
緊 急 性	差し迫った必要性があること（緊急に活動を行わなければ、住民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合）。
非代替性	防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと（既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合）。

2 緊急運航の要請

緊急運航の要請は、市長が「防災ヘリコプター緊急運航要請書」により県消防安全課長に行うものとする。

資 料 編 ・ 防災ヘリコプター緊急運航要請書

第24節 応援要請計画

市は、市内において災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合に備え、積極的に相互応援協定の締結に努めるとともに、災害時には、迅速・的確な応援要請の手続き及び受入体制の確保に努めるものとする。

第1 応援要請の実施

1 他市町村への要請

市長は、市内における災害について適切な災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、あらかじめ締結した応援協定に基づき、他の市町村長等に対し応援要請を行う。

資料編 ・ 応援協定等一覧

2 県への応援要請又は職員派遣のあつせん

市長は、知事又は指定地方行政機関等に応援又は職員派遣のあつせんを求める場合は、県に対し、次の事項を記載した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

(1) 応援要請時に記載する事項

- ア 災害の状況
- イ 応援（応急措置の実施）を要請する理由
- ウ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- エ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- オ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- カ その他必要な事項

(2) 職員派遣あつせん時に記載する事項

- ア 派遣のあつせんを求める理由
- イ 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項

3 国の機関に対する職員派遣の要請

市長は、市内における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) その他職員の派遣について必要な事項

4 民間団体等に対する要請

市長は、市内における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請する。

第2 応援受入体制の確保

1 連絡体制の確保

市長は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、県及び他市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行うものとする。

2 受入体制の確保

(1) 連絡窓口の明確化

市長は、県及び他市町村等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を定めるものとする。

(2) 受入施設の整備

市長は、県及び他市町村等からの物資等の応援を速やかに受入れるための施設をあらかじめ整備しておくものとする。

また、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入施設を定めておくものとする。

なお、他都道府県からの応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合には、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。

(3) 海外からの支援の受入れ

知事及び市長は、国の非常（緊急）災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合には、その円滑な受入れに努める。

資 料 編 ・ 救援物資集積所

3 経費の負担

応援に要した費用は次に掲げるものとし、原則として応援を受けた市の負担とする。

(1) 職員等の応援に要した交通費、諸手当、食糧費

(2) 応援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費等

第3 消防機関の応援要請・受入体制の確保

1 応援要請

市は、自地域の消防機関の消防力では十分な活動が困難である場合には、他の消防機関に対し応援を要請するものとする。

なお、応援派遣要請を必要とする災害規模は、次のとおりである。

(1) 大規模災害又は災害の多発等により、災害の防ぎよが困難又は困難が予想される災害

(2) 災害が拡大し県内の他市町村又は県外に被害が及ぶ恐れのある災害

(3) 多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害

(4) 特殊資機材を使用することが災害防ぎよに有効である災害

(5) その他応援派遣要請の必要があると判断される災害

2 応援受入体制の確保

(1) 受入窓口の明確化

市の応援受入窓口は、総務部交通防災班とする。

(2) 受入施設の整備

市長は、人、物資等の応援を速やかに受入れるための施設をあらかじめ整備しておくものと

する。

(3) 応援隊との連携

指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、応援隊との連携により効果的な消防応援活動を行う。

- ア 災害状況の情報提供、連絡・調整
- イ 応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示
- ウ 部隊の活動・宿営等の拠点の整備・提供
- エ 消防活動資機材の調達・提供

(4) 経費負担

応援隊が応援活動に要した費用は、原則として応援を受けた本市の負担とする。

第25節 農地農業計画

災害時、特に水害における農作物及び農耕地に対する応急対策は本計画の定めるところによるものとする。

第1 農地

1 農地

農地が湛水し農作物の生産に重大な支障を生ずるおそれがある場合は、関係団体と協力し、ポンプ排水及び堤防切開工事等を行い、被害を最小限にとどめる。

2 農業用施設

(1) 堤防

干拓堤防ののり崩れの場合は腹付工及び土止杭柵工等の工事を行う。

(2) 水路

素堀仮水路の設置及び必要に応じ管敷設工事等を行う。

3 農道

特に重要な農道については必要最小限度の仮設道の建設を行う。

第2 農業

1 農作物の応急措置

災害時においては、所要の応急措置を行い、被害の発生又は拡大の防止を図る。

2 畜産関連の応急措置

(1) 県は、市が行う畜舎等の応急復旧措置に対して指導等を行う。

(2) 県は、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延を防止するため必要と認められる場合は、家畜伝染病予防法の定めるところにより必要な措置を実施する。

第26節 燃料確保計画

災害時においても、市の庁舎や災害拠点病院等の重要施設の自家発電用燃料、応急対策を実施する応急対策車両等の燃料は継続して供給する必要がある。

このため、燃料の供給状況や給油所の被災状況を確認するとともに、応急対策車両の優先・専用給油所の開設等を迅速・的確に実施する。

第1 連絡体制の確保

市及び県石油商業組合坂東支部は、災害発生直後、あらかじめ連絡手段が使用可能な状態にあるか確認を行うとともに、必要に応じて連絡先の確認を行う。

第2 災害応急対策車両専用・優先給油所の設置

市及び県は、燃料の供給が途絶え、災害応急対策車両への燃料の供給が難しいと判断した場合には、県石油商業組合に対し、あらかじめ指定した給油所において災害応急対策車両への優先給油を行うよう依頼する。

第3 「災害時緊急給油票」の発行

県は、事前に指定のできない県外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両に対し、必要に応じて「災害時緊急給油票」を発行する。市は、応急対策が円滑にされるようこの業務に協力する。

なお、「災害時緊急給油票」により給油を行う場合は、その車両がどのような応急対策等を実施するのかわかるような表示を行っておくこととする。

第4 燃料の確保

市は、重要施設や災害応急対策車両の燃料の調達が困難であると判断した場合には、県に対し燃料の確保を依頼する。

第5 住民へ広報

市は、給油所における車列の発生などの混乱を防ぐため、住民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等について定期的に情報を提供する。

第3章 一般災害対策計画

第1節 航空災害対策計画

市内において航空機の墜落等の航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害が発生した場合に市及び関係機関がとるべき対策について定める。

第1 災害予防

1 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

ア 情報の収集・連絡

市及び関係機関は、大規模な航空災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合に備え、相互に情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

市は、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。

また、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。

イ 通信手段の確保

非常通信体制を含めた航空災害時における通信手段については、本編第1章第7節「情報通信設備等の整備計画」に準ずるものとする。

(2) 災害応急体制の整備

ア 職員の活動体制の整備

市は、職員の非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。

イ 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、市は、応急活動及び復旧活動に関し、他市町村又は防災関係機関と相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

なお、市においては、既に締結している協定を活用し、今後はより具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

資料編 ・ 応援協定等一覧

(3) 捜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え

ア 消火救難及び救助・救急、消火活動への備え

市は、災害時に迅速に応急活動ができるよう、救助・救急用資機材、消火用資機材、車両等の整備に努めるものとする。

イ 医療活動への備え

市は、災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、地震災害対策計画編第1章第13節「医療救護活動整備計画」に準ずるものとする。

(4) 緊急輸送活動への備え

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、地震災害対策計画編第1章第11節「緊急輸送整備計画」に準ずるとともに、市は、県及び警察と連携して、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図るものとする。

(5) 関係者等への的確な情報伝達活動への備え

家族等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画を作成するよう努めるものとする。

(6) 防災訓練の実施

大規模な航空災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、墜落事故及び空中衝突事故等によるあらゆる被害を想定し、防災関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、大規模な航空災害への対応能力の向上に努めるものとする。

第2 災害応急対策

航空災害が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じるものとする。

1 発災直後の災害情報の収集・連絡

(1) 航空事故情報等の収集・連絡

ア 市の措置

航空機の墜落等の大規模な航空事故の発生連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行うものとする。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に連絡するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、直接即報基準に該当する場合には、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

資料編 ・ 火災・災害等即報要領報告様式

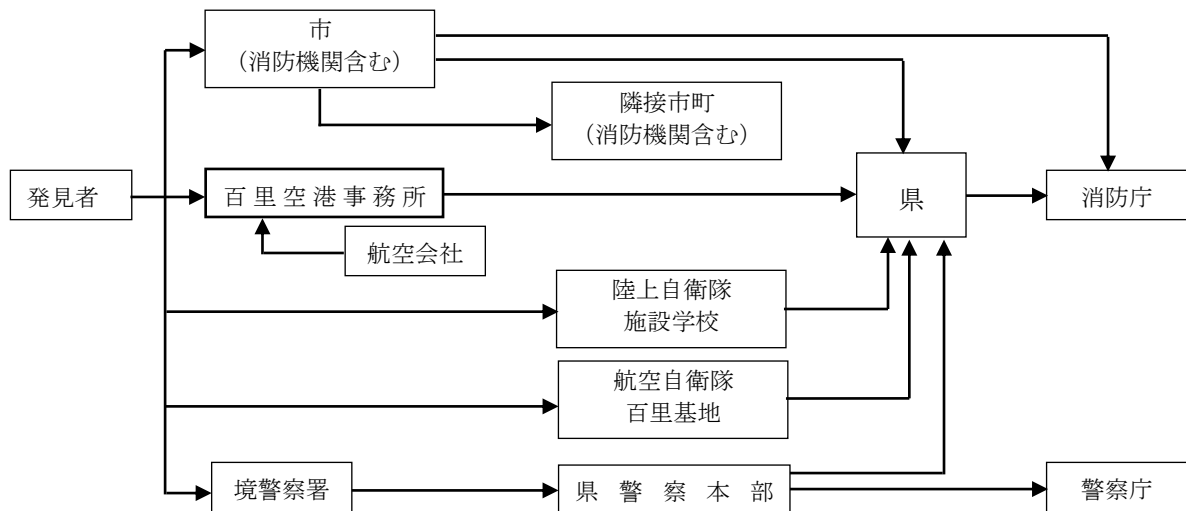
イ 発見者の措置

航空災害の発生等異常な事態を発見した者は、直ちに、その旨を市長又は警察官に通報するものとする。

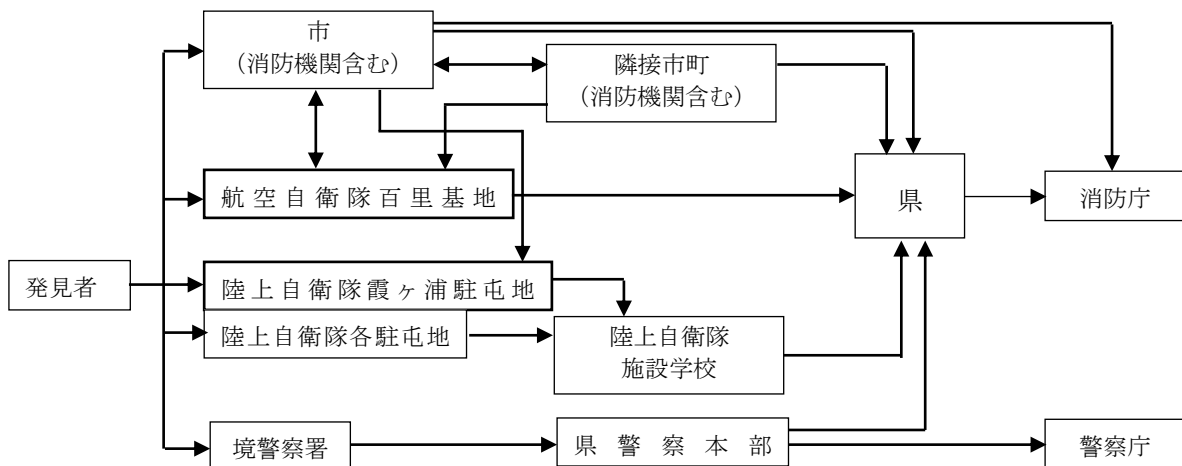
(2) 航空事故情報等の収集・連絡系統

航空事故情報等の収集・連絡系統及び連絡先は、次のとおりとする。

(民間機の場合)



(自衛隊機の場合)



(3) 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するとともに、応急対策活動情報に関し、必要に応じて県及び防災関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものとする。

2 活動体制の確立

(1) 活動体制

発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

(2) 広域的な応援体制

市域において航空事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、本編第2章第24節「応援要請計画」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図るものとする。

(3) 自衛隊への応援要請

市は、自衛隊の災害派遣の必要性を航空事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合は、直ちに県を通じて要請するものとする。

市は、本編第2章第22節「自衛隊災害派遣要請計画」に準じて要請するものとする。

3 搜索、救助、救急、医療及び消火活動

(1) 搜索活動

市及び消防機関は、災害の状況により、多様な手段を活用して県と相互に連携して搜索を実施するものとする。

(2) 救難、救助・救急及び消火活動

市及び消防機関は連携して、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、化学消火剤等による消防活動を重点的に実施するとともに、必要に応じて地域住民及び旅客等の生命、身体の安全確保と消防活動の円滑化を図るため、警戒区域を設定するものとする。

(3) 資機材等の調達等

市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

(4) 医療活動

発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、本編第2章第14節「医療・助産計画」に準じ、防災関係機関との密接な連携の下に、医療機関及び各救護所の設置、応急処置の実施、あらかじめ指定した医療機関への搬送、応急仮設救護所の開設等一刻も早い医療救護活動を行うものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、被災者生活支援計画編第2章第2節「避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

4 避難指示・誘導

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市は、本編第2章第11節「避難計画」に準じて実施するものとする。

5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 交通の確保

ア 交通状況の把握

市は、現場の警察官、関係機関等からの情報等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

交通規制に当たっては、県、警察署等と相互に密接な連絡をとるものとする。

(2) 住民への広報

被災地周辺道路の一時的な通行禁止又は制限を行うとともに、交通関係者及び地域住民に広報し理解を求めるものとする。

また、遺族等事故関係者に対しては、地域住民の協力を得て道路案内等を適切に実施するものとする。

6 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、本編第2章第4節「災害情報の収集・伝達計画」に準ずるほか、次により実施するものとする。

(1) 情報伝達活動

航空災害の状況、安否情報、医療機関などに関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

主な情報伝達活動の内容は、次のとおりである。

- ア 市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- イ 避難の指示、避難先の指示
- ウ 旅客及び乗務員の氏名・住所
- エ 地域住民等への協力依頼
- オ その他必要な事項

(2) 関係者等からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

7 遺族等事故災害関係者の対応

遺族等事故災害関係者の控室及び宿泊施設を確保するとともに、地域住民やバス会社等の協力を得て、輸送等の各種サービスを実施し、遺族等事故災害関係者に対し適切に対応するものとする。

8 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、本編第2章第15節「防疫計画」及び第17節「遺体の搜索及び処理埋葬計画」に準じて実施するものとし、特に、遺体の一時保存及び検視場所の設置、し尿及び廃棄物処理に留意するものとする。

第2節 道路災害対策計画

市内において道路輸送途上での危険物等の大量流出事故や、高速道路等の構造物の被災による大規模事故の未然防止、被害の軽減及び復旧のために市及び関係機関がとるべき対策について定める。

第1 災害予防

道路災害の発生を予防するとともに、道路災害が発生した場合に被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じるものとする。

1 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

ア 情報の収集・連絡

市は、大規模な道路災害が発生した場合に備え、県及び警察等と連携して、情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。

その際、休日、夜間の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

また、市は、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。

イ 通信手段の確保

非常通信体制を含めた道路災害時における通信手段については、本編第1章第7節「情報通信設備等の整備計画」に準ずるものとする。

(2) 災害応急体制の整備

ア 職員の活動体制の整備

市は、非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ災害時活動マニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。

イ 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、市は、応急活動及び復旧活動に関し、他市町村又は防災関係機関と相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

なお、市においては、既に締結している協定を活用し、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

資 料 編 ・ 応援協定等一覧

(3) 救助・救急、医療及び消火活動への備え

ア 救助・救急活動への備え

市は、災害時に迅速に応急活動が行えるよう、救助・救急活動用資材、車両等の整備に努めるものとする。

イ 医療資機材等への備え

市は、応急救護用医療品、医療資機材の備蓄については、地震災害対策計画編第1章第13節「医療救護活動整備計画」に準ずるものとする。

(4) 緊急輸送活動への備え

市は、県及び警察と連携して、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図るものとする。

(5) 関係者等への的確な情報伝達活動

市は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

(6) 防災訓練の実施

市は、大規模な事故災害等が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、トンネル内事故、落盤事故、危険物大量流出事故等あらゆる被害を想定し、県及び関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、大規模な道路災害への対応能力の向上に努めるものとする。

(7) 応急対策のための資機材等の整備、備蓄

市は、大規模な事故災害が発生した場合の迅速な応急対策等に備えて、災害対策用資機材、物資の整備、備蓄を図るとともに、特殊な資機材については緊急に調達し得るよう関係業界との協力体制の整備に努めるものとする。

(8) 防災知識の普及

市は、県及び関係機関と連携して、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。

第2 災害応急対策

道路災害が発生した場合に、被害を最小限にとどめるため、市は県及び関係機関と連携し、対策を講じるものとする。

1 発災直後の情報の収集・連絡

(1) 災害情報の収集・連絡

ア 道路災害情報等の収集連絡

(ア) 市の措置

大規模な道路災害の発生又は発生する恐れに関する連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行うものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、直接即報基準に該当する場合には消防庁に対しても原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く報告する。

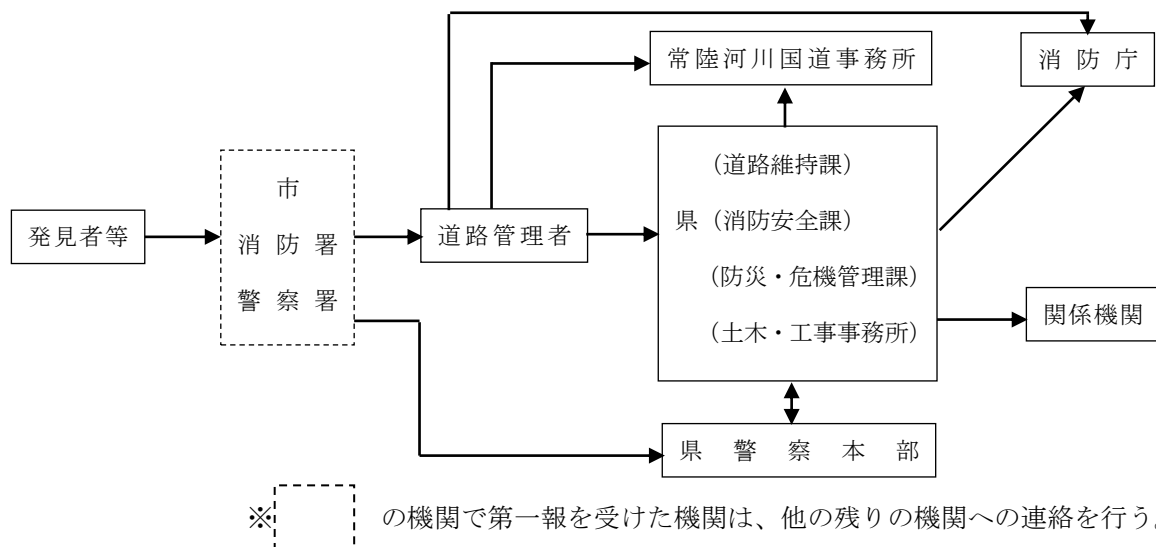
資料編 ・ 火災・災害等即報要領報告様式

(イ) 発見者の措置

道路災害の発生を発見した者は、直ちに、その旨を市長、警察官等に通報するものとする。

(2) 道路災害情報等の収集・連絡系統

道路災害情報等の収集・連絡系統及び連絡先は、次のとおりとする。



2 活動体制の確立

(1) 活動体制

発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

(2) 広域的な応援体制

市域において道路事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、本編第2章第24節「応援要請計画」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入態勢の各保を図るものとする。

(3) 自衛隊への応援要請

市は、自衛隊の災害派遣の必要性を道路災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合は、本編第2章第22節「自衛隊災害派遣要請計画」に準じて要請するものとする。

3 救助・救急、医療及び消火活動

(1) 救助・救急活動

市は、災害時の医療救護についての協定等に基づき関係機関と協力し、傷病者等の救出・救助にあたるものとし、また、必要により県を通じ緊急消防援助隊の派遣について要請するものとする。

資料編 ・ 応援協定等一覧

(2) 医療活動

医療活動については、本編第2章第14節「医療・助産計画」に準ずるものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、被災者生活支援計画編第2章第2節「避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

4 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

市は、現場の警察官、関係機関等からの情報等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて、警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

交通規制に当たっては、県、警察署等と相互に連携をとるものとする。

5 危険物の流出に対する応急対策

道路輸送中における危険物等の流出事故が発生した場合の応急対策は、地震災害対策計画編第2章第12節「危険物等応急保安計画」に準じて行うものとする。

6 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるとともに、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても、緊急点検を実施するものとする。

7 関係者等への的確な情報伝達活動

(1) 情報伝達活動

市は、道路災害の状況、安否情報、医療機関などに関する情報、交通規制等、被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送によるものとする。

主な情報伝達活動の内容は、次のとおりである。

- ア 市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- イ 避難の指示、避難先の指示
- ウ 旅客及び乗務員等の氏名・住所
- エ 地域住民等への協力依頼
- オ その他必要な事項

(2) 関係者からの問い合わせに対する対応

必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

8 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、本編第2章第15節「防疫計画」及び第17節「遺体の搜索及び処理埋葬計画」に準じて実施するものとする。

第3節 危険物等災害対策計画

市内において危険物等（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物及び放射性物質（放射性同位元素又はそれを含有する物質等放射線を放出する物質）をいう。以下同じ。）の漏洩・流出、飛散、火災、爆発による多数の死傷者等の発生する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、関係機関、関係団体及び事業者がとるべき対策について定める。

第1 災害予防

1 危険物等災害の予防対策（各災害共通事項）

危険物等災害の発生を予防するとともに、それが発生した場合の被害の軽減を図るため、関係機関、関係団体及び事業者は、次の対策を講じるものとする。

（1）危険物等関係施設の安全性の確保

ア 保安体制の確立

（ア）消防本部

危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努めるものとする。

危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を国に要請するなど、危険物等関係施設の安全性の向上に努めるものとする。

（イ）事業者（危険物等の貯蔵・取扱いを行う者（以下、本編において「事業者」という。）

法令で定める技術基準を遵守するとともに、自主保安規程等の策定、自衛消防組織等の設置並びに貯蔵、取扱い施設等の定期点検、自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進するものとする。

イ 保安教育の実施

（ア）市及び消防本部

事業者及び危険物取扱者等の有資格者等に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設における保安体制の強化を図るものとする。

（イ）事業者

従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努めるものとする。

（2）災害応急対策、災害復旧への備え

ア 情報の収集・連絡体制の整備

市、消防本部及び事業者は、危険物等災害が発生した場合において、夜間、休日の場合等を含めて、迅速・的確な応急対策がとれるよう、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、災害現場や調整機関等で情報収集・連絡にあたる要員をあらかじめ定めるなどして、緊急時の体制を整備するものとする。

イ 職員の活動体制の整備

市、消防本部及び事業者は、それぞれの実情に応じ、非常参集体制の整備を図るとともに、それぞれの災害時活動マニュアルを作成し、職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。

ウ 防災関係機関相互の連携体制

市、消防本部及び事業者は、災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

また、事業者は、資機材の調達に係る相互応援体制の整備を推進するものとする。

なお、市及び消防本部においては、「災害時等の相互応援に関する協定」、「茨城県広域消防相互応援協定」などの協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

エ 救助・救急、医療及び消火活動への備え

市、消防本部及び事業者は、災害時に迅速に応急活動が行えるよう、それぞれの実情に応じ、救助・救急用資機材、医療資機材及び消火用資機材等の備蓄や整備に努めるものとする。

オ 緊急輸送活動体制の整備

市は、災害時の応急活動用資機材等の円滑な輸送を行うため、道路交通管理体制の整備を図るものとする。

カ 危険物等の大量流出時における防除活動への備え

消防本部及び事業者は、オイルフェンス、油処理剤、油吸着剤の流出油防除資機材、化学消火薬剤等の消火用資機材、中和剤等防災薬剤及び避難誘導に必要な資機材の整備に努めるものとする。また、緊急時における防災関係機関の協力体制の確立に努めるものとする。

キ 避難収容活動体制の整備

市は、あらかじめ避難場所・避難路を指定し、住民への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導計画を作成し、訓練を行うものとする。

ク 防災関係機関等の防災訓練の実施

消防本部及び事業者は、危険物等事故内容及び被害の想定を明らかにするなど、実践的で、相互に連携した訓練を定期的・継続的に実施するとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

ケ 災害復旧への備え

市、消防本部及び事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

(3) 防災知識の普及、住民の訓練

市は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓発を図るものとする。

また、防災的見地から防災アセスメントを行い、地域住民、とりわけ高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の要配慮者に配慮した適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地域別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。

2 石油类等危険物施設の予防対策

石油类等危険物（消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定されているもの）施設に関する予防対策は、共通事項に定めるほか次のとおりとする。

（1）施設の保全

事業者は、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努める。

（2）石油貯蔵タンクの安全対策

ア 地盤対策

消防本部は、一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導するものとする。

また、既設タンクについては、事業所に対し適時又は定期的に沈下測定を行い基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導するものとする。

イ 防災設備の強化

事業者は、耐震、防火上の配慮と防油堤の強化及び敷地周辺の防護措置の強化を図るものとする。

ウ 防災管理システムの強化

事業者は、漏洩、流出の感知と警報装置の整備の推進や、配管部の切替等による被害防止のための緊急遮断装置の導入を進めるとともに、非常時の通報体制の確立と教育訓練の徹底を図るものとする。

（3）保安体制の確立

ア 事業者

消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするとともに、従業員に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努め、隣接する事業所間との自衛消防隊の相互協力体制の強化を図るものとする。

イ 消防本部

危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱の方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。

3 高圧ガス、火薬類の予防対策

高圧ガス（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定されるもの）及び火薬類（火薬取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定されるもの）の予防対策は共通事項に定めるほか次のとおりとする。

（1）一般高圧ガス（毒性ガスを除く高圧ガス）・火薬類対策

県は、一般高圧ガス、火薬類取扱事業者に対して、次の指導、指示を行う。

- ア 高圧ガス等の保安検査、立入検査
- イ 保安団体の活動の推進
- ウ 火薬類搬送時の安全指示

(2) 毒性ガス対策

ア 毒性ガス取扱施設に係る事故対策の推進

市は、毒性ガス漏洩を想定し、住民への広報手段、避難誘導法、避難場所をあらかじめ定めておくものとする。また、事業者との緊急連絡体制を整備するものとする。

また、事業者は次の事故対策を推進する。

- (ア) 事業所は、市等が実施する防災訓練に参加し、近隣住民と一体の防災訓練を実施するものとする。
- (イ) 被害を最小限に止めるため、事業所の立地条件及び施設の配置状況を勘案し、風向計等を設置するものとする。
- (ウ) 発災時の近隣住民の避難のために、必要な広報手順、ガスマスク等防災用機器の整備を図るとともに、市等行政機関と日頃から連携を密にし、対策を講じるものとする。
- (エ) 関連事業者による有毒ガス事故対策協議会等を結成するなどして、発災時における応急対策の協力体制の整備に努めるものとする。

4 毒劇物取扱施設の予防対策

毒劇物（毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定されているもの）の予防対策は1に定めるほか次のとおりとする。

(1) 毒劇物多量取扱施設に対する指導の強化

ア 登録施設に対する指導

県は、毒物及び劇物取締法の規定により登録が義務づけられている施設に対しては、危害防止規定の整備を指導するものとする。

イ 登録外施設に対する指導

県は、登録施設以外の業務上取扱施設に対して、毒物又は劇物の取扱量を調査し、特に多量に取扱う施設に対し、防災体制の整備を指導するものとする。

(2) 毒劇物多量取扱施設における保安体制の自己点検の充実

事業者は、毒物又は劇物による危害を防止するため次の事項について危害防止規程を整備するものとする。

- ア 毒物又は劇物関連設備の管理者の選任に関する事項
- イ 次に掲げる者に係る職務及び組織に関する事項
 - (ア) 毒物又は劇物の製造、貯蔵又は取扱の作業を行う者
 - (イ) 設備等の点検・保守を行う者
 - (ウ) 事故時における関係機関への通報を行う者
 - (エ) 事故時における応急措置を行う者

ウ 次に掲げる毒物又は劇物関連設備の点検方法に関する事項

製造施設、配管、貯蔵設備、防液堤、除害設備、緊急移送設備、散水設備、排水設備、非常用電源設備、非常用照明設備、緊急制御設備等

エ ウに掲げる毒物又は劇物関連施設の整備又は補修に関する事項

オ 事故時における関係機関への通報及び応急措置に関する事項

カ イに掲げる者に関する教育訓練に関する事項

第2 災害応急対策

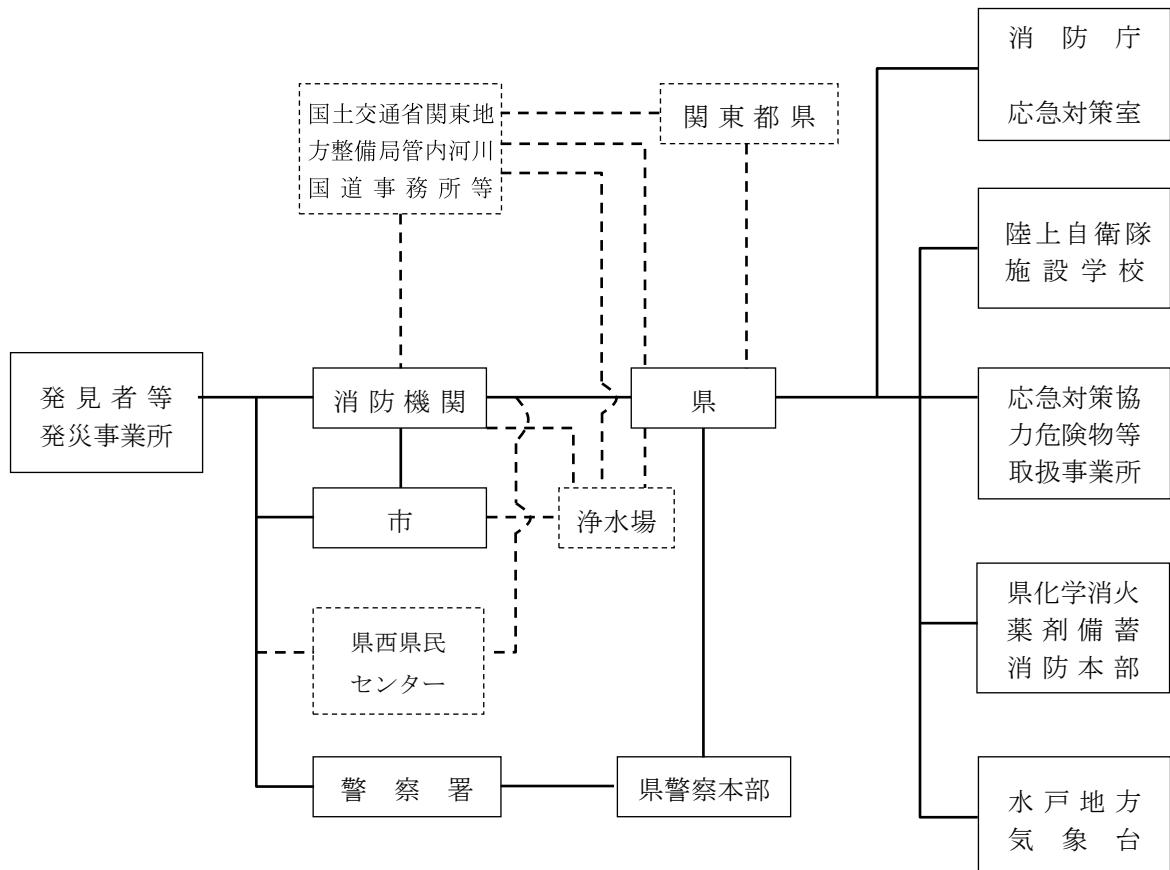
1 発災直後の情報の収集・連絡（各災害共通事項）

危険物等災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、関係機関に伝達するとともに、県、消防本部に対して、速やかに災害の概況を報告するものとする。

（1）災害情報の収集・連絡系統

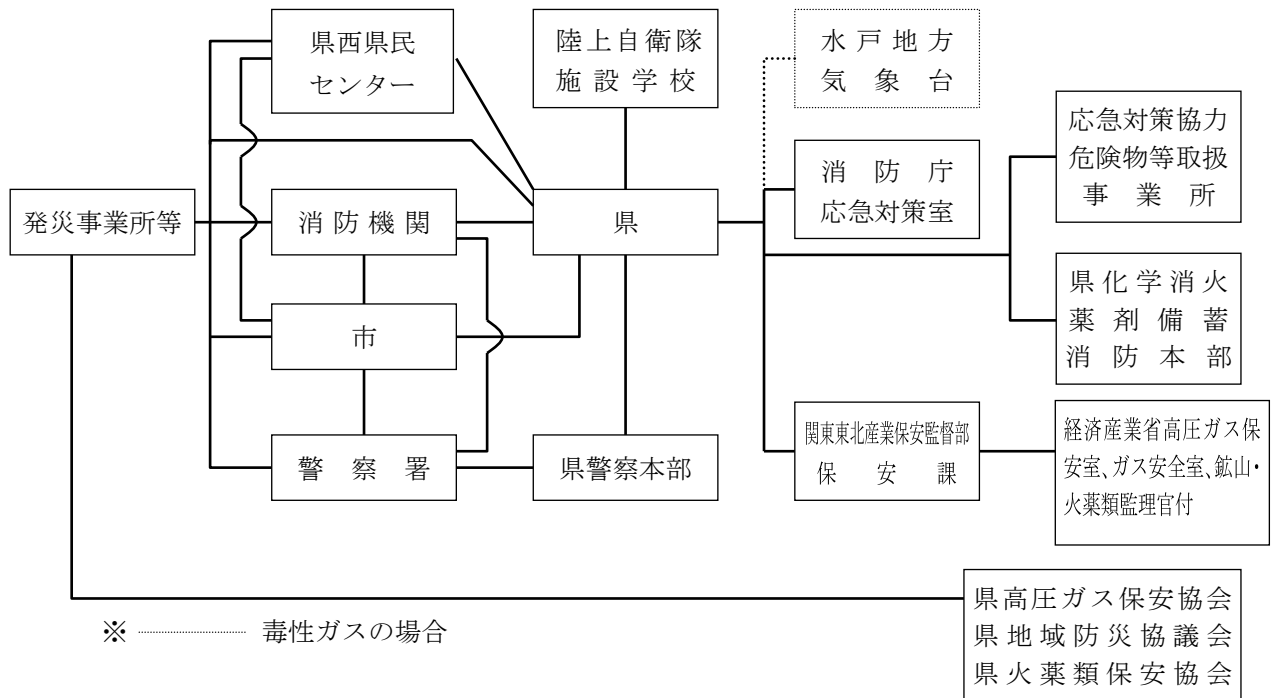
各災害ごとの災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

（石油类等危険物施設の災害）

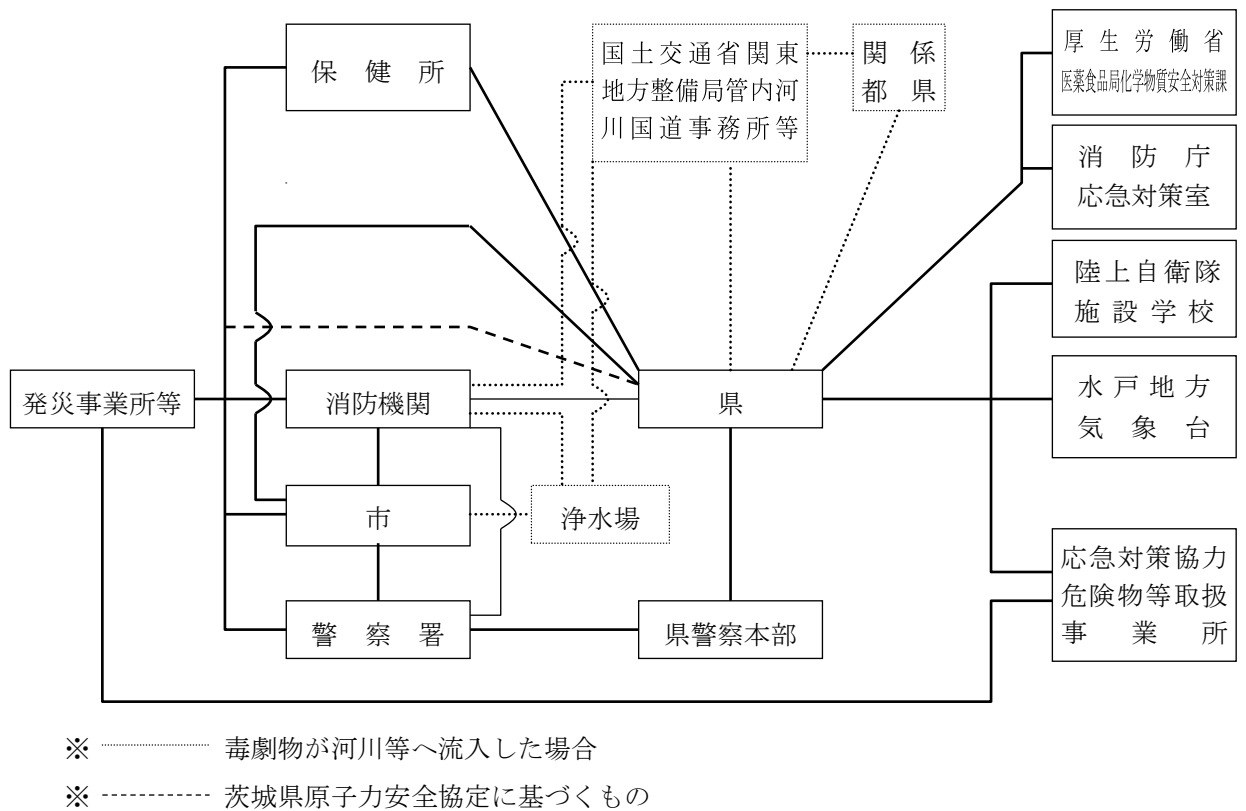


※……………河川等漏洩時のみ

(高圧ガス・火薬類、毒性ガス、大規模な地階のガス漏れの災害)



(毒劇物取扱施設の災害)



(2) 被害状況の収集・把握

市、消防本部は、自地域内に被害が発生した場合又は発生するおそれのある場合は、直ちに、被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、県に報告するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく、直接即報基準に該当する事案については、消防庁に対して原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く報告するものとする。

(3) 災害情報の通報

危険物等災害が発生した場合又は発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに、その旨を市長又は警察官に通報するものとする。

また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力するものとする。この通報を受けた警察官は、その旨速やかに市長に、また、市長は、県、その他関係機関に通報するものとする。

(4) 住民等への情報提供

市は、防災関係機関相互の連絡を密にし、危険物等災害の状況、安否、各機関が講じる施策、二次災害の危険性等の情報について、住民等へ適切に提供するものとする。

また、情報の伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

2 活動体制（各災害共通事項）

(1) 市

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部等の設置など必要な体制をとるものとする。

(2) 事業者の活動体制

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとるものとし、災害の拡大防止のための必要な措置を講ずるものとする。

また、消防本部、警察署と緊密な連携を確保し応急対策を進めるものとする。

3 石油类等危険物施設の事故応急対策

(1) 危険物火災等の応急対策

ア 市等

必要に応じ、警察署と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、避難誘導するものとする。

イ 発災事業所

火災が発生した場合は、直ちに、119 番通報するとともに、自衛消防組織を動員するものとする。

ウ 消防本部、事業所の自衛消防組織

直ちに、危険物等の流出を土のう等により止めて、火災の拡大を防止するとともに、速やかに燃焼物の種類及び特性、装置等の緊急停止の有無、有毒ガス発生の有無及び性状等火災の状況を把握し、危険物等の性状に応じた消火活動を行うものとする。この際、消火により可燃性ガスが滞留し、又は有毒ガスが発生する等のおそれがある場合は、消火の是非についても考慮するものとする。また、大量の泡放射等により消火薬剤等が河川等に流出しないよう措置を講じるものとする。

(2) 危険物の漏洩応急対策

ア 非水溶性危険物の漏洩対策

石油類等油脂類が河川等に漏洩した場合は、以下の応急対策をとるものとする。

(ア) 市

必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。

河川管理者等の協力要請があった場合、又は地域の生活環境の保全及び地域住民の安全の保持上必要がある場合は、流出油の防除を実施するものとする。

また、回収された油等廃棄物については、排出した原因者側に速やかに処分させるものとする。なお、処分までの一時保管に当たっては、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全を考慮し、場所の選択と保管方法の適切な管理につき指導にあたるものとする。

(イ) 排出の原因者

直ちに土のう設置や排水溝閉止、オイルフェンス展張等による流出防止措置をとるとともに、消防本部に 119 番通報し、事故発生状況及び危険物の性状を消防本部に伝え、火気使用の中止、泡による液面被覆措置、ガス検知の活用等による引火防止措置をとり、低引火物質の場合は防爆型ポンプによる漏洩危険物の回収を行うものとする。

回収作業に使用するタンクローリー、ドラム、ポンプ等の資機材は早期に手配するものとし、回収に当たっては消防機関等の指示に従うものとする。

(ウ) 消防機関

直ちに、危険物等の河川等への流出を土のう設置等による漏洩範囲の拡大を防止する措置をとるとともに、危険物等の性状を把握し、引火による火災発生を防止する措置をとるものとする。

また、排出の原因者をして、吸着マット等回収資機材により回収を行うよう指導するとともに、地域の安全維持上必要な場合は、排出の原因者に協力して回収作業等を実施するものとする。

油の防除措置について河川管理者等の協力要請があった場合は、これに協力するものとする。

なお、可燃性ガス濃度が爆発限界内にある場所、及び爆発した場合に影響を受ける場所からは退避し、原則として当該範囲内での作業は実施せず、遠隔操作の可能な機材を活用するものとする。

有毒ガスが発生している場合、又は発生する恐れのある場合は、単独で防除活動はせず互いに安全確認ができるよう複数で行うものとする。

(エ) 河川管理者及び河川以外の水路等の管理者

適切な位置にオイルフェンスを展張するなどして、流出油の拡散等を防ぎよするものとする。

また、危険物の回収については原則として、排出の原因者に対して、吸着マット等回収資機材により回収を行うよう指示するものとし、必要な場合は、排出の原因者に協力して回収作業を実施するものとする。その際、必要な場合は、市町村等防災関係機関に協力要請するものとする。

イ 水溶性危険物の漏洩対策

アルコール等水溶性の危険物が漏洩した事故においては、次の応急対策をとるものとする。

(ア) 市

必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。

河川管理者等の協力要請があった場合、又は地域環境の保全及び地域住民の安全維持上必要がある場合は、排出の原因者に協力して危険物の防除活動、水質監視を実施するものとする。

回収された危険物の廃棄物について、排出した原因者側に速やかに処分させるものとする。

なお、処分までの一時保管については、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全を考慮し、場所の選択と保管方法の適切な管理につき指導するものとする。

(イ) 排出の原因者

直ちに土のう設置や排水溝閉止等による流出防止措置をとるとともに、消防本部に 119 番通報し、事故発生状況及び危険物の性状を消防本部に伝え、火気使用の中止、耐アルコール性泡消火薬剤による液面被覆措置、ガス検知器の活用等による引火防止措置をとり、低引火物質の場合は防爆型ポンプによる漏洩危険物の回収を行うものとする。

回収に当たっては、消防機関等の指示に従うものとする。

(ウ) 消防本部

直ちに、危険物等の河川等への流出を土のう設置等により止めるとともに、危険物の性状を把握して、引火による火災発生を防止する措置をとるものとする。

また、排出の原因者に対して、回収等の措置を迅速に行うよう指示するとともに、地域の安全維持上必要がある場合は、排出の原因者に協力して適切な防除措置を実施するものとする。

(エ) 河川管理者及び河川以外の水路等の管理者

パトロールを実施し、監視するとともに、必要な場合は、適切な応急対策を実施するものとする。また、必要な場合は、他市町村等防災関係機関に協力を要請するものとする。

(3) 浄水の安全確保

ア 市、消防本部

危険物の漏洩事故発生を確認した場合は、当該漏洩地点の下流域で取水する浄水場が立地する場合は、直ちに当該水道事業者に対し、又は直接浄水場に漏洩事故発生の旨を通報するものとする。

イ 浄水場管理者

浄水の安全確保及び設備の機能保全のため、取水口付近のオイルフェンス展張、取水停止等適切な措置をとるものとする。場内に流入した場合は、活性炭処理を導入するなど、浄水の安全確保を推進するものとする。

4 一般高圧ガス、火薬類の事故応急対策

(1) 一般高圧ガス、火薬類の事故応急対策

ア 市等

市及び消防本部は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。

イ 事業者

直ちに応急点検を実施し、応急措置によりガス漏洩防止措置をとるとともに、消防本部に119番通報し、事故発生状況及び高圧ガス、火薬類の性状を伝えるものとし、回収容器等による回収、注水冷却等の応急措置を実施するとともに、直ちに県又は警察官へ届け出るものとする。

自らの防ぎょ措置の実施が不可能な場合は、県高圧ガス保安協会及び県地域防災協議会等へ協力を要請するものとする。

ウ 消防本部

高圧ガス、火薬類の性状を把握し、消火活動、注水冷却措置等を行うものとする。

火災が収まった後も、爆発等二次災害発生に留意し、適時ガス濃度を測定し又はガスの性状をもとにガス滞留状況を予測し、遮蔽物を利用する等留意して活動するものとする。

資 料 編 ・危険物製造所等の現況 ・火薬等取締対象施設の現況

(2) 毒性ガス応急対策

ア 市等

市及び消防本部は、発災事業所から有毒ガスの性状、漏洩状況等の情報を収集し、また、県等から大気情報を得るなどして、速やかに避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、迅速に住民等へ広報するものとする。避難が必要と判断された場合は、有毒ガスの漏洩継続時間、拡散濃度予測等の下に、適切に避難誘導を行うものとする。

イ 事業者

直ちに施設等の応急点検を実施し、シャットダウン等応急の漏洩防止措置をとり、可能な場合は固定消火設備等を活用し、水噴霧による希釈、吸収措置をとるとともに消防本部に119番通報し、事故発生状況及び毒性ガスの性状を伝えるものとし、毒劇物に該当するものの場合は、保健所にも同様の措置を行う。また、空気呼吸器、酸素呼吸器等保護具を着装し、又は防護服を着用して、風上側に占位することに留意し、回収容器等による回収措置、注水冷却装置、薬剤等による中和除害措置、及びビニールカバー等による被覆措置等の応急措置を実施するものとする。

自ら実施が不可能な場合は、県高圧ガス保安協会又は県地域防災協議会等へ協力を要請するものとする。

ウ 消防本部

事業者と協力して、ガス漏洩防止等応急措置を実施するものとする。

また、住民の安全確保を優先して実施するものとし、空気呼吸器、酸素呼吸器等保護具を着装し、又は防護服を着用して、避難の遅れた住民の誘導や捜索を行うとともに、負傷者の搬出、搬送にあたるものとする。

5 毒劇物多量取扱施設の事故応急対策

(1) 漏洩事故

ア 市等

市及び消防本部は、毒劇物の性状を把握し、速やかに避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、住民等に迅速に広報するものとする。有毒ガスが発生する可能性がある場合は、漏洩継続時間予測に配慮し、気象状態等による拡散濃度予測等をもとに、適切に避難誘導、又は窓等を密閉した屋内退避等の指示を行うものとする。

また、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全の保持上必要がある場合は、原因者に協力して、土のう等の設置による毒劇物の流出拡散防止、漏洩毒劇物の回収や除外措置等について応急措置を行うものとする。

イ 河川管理者及び河川以外の水路等の管理者

河川等への流入を防止するために、土のう等による流入防止措置を行うものとし、必要に応じ、防災関係機関に協力を要請するものとする。

河川等に流入した場合、又はそのおそれがある場合は、事業者、県（県民生活環境部、保健福祉部）及び必要に応じ応急対策協力危険物等取扱事業所等の協力をえて、中和等無害化処理の実施に努めるものとする。

(2) 浄水の安全確保

漏洩物が河川等へ流入する可能性がある場合は、各管理責任者は、「3（3）浄水の安全確保」に準じて応急対策を実施するものとする。

6 避難誘導対策

危険物等災害においては、人命最優先を第一とし、相互に緊密に連携して、迅速な警戒区域、避難区域の判断と設定をし、広報活動、避難誘導の徹底を図るものとする。この際、視聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文章を使用する等十分留意して行うものとする。

第4節 大規模な火事災害対策計画

市内において大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害が発生した場合に、関係機関がとるべき対策について定める。

第1 災害予防

1 災害に強いまちづくり

(1) 災害に強いまちの形成

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、避難路、避難地・緑地等の連携的な配置による延焼阻止延焼遮断帯の確保、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。また、高層建築物におけるヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

(2) 火災に対する建築物の安全化

ア 消防用設備等の整備及び維持管理

消防本部は、多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、病院及びホテル等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防用設備等の設置を促進するとともに、保守点検の実施及び適正な維持管理を行うものとする。

イ 建築物の防火管理体制

消防本部は、防火管理に関する講習会を開催し、多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、病院及びホテル等の防火対象物について、防火管理者を適正に選任させるとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火通報及び避難訓練の実施等、防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図るものとする。

ウ 建築物の安全対策の推進

高層建築物等について、避難経路、火気使用店舗等配置の適正化、防火区域の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限等火災安全対策の充実を図るものとする。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

ア 情報の収集・連絡

(ア) 災害応急対策の円滑な実施を図るため、市は、県、警察、消防機関等相互間において、情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図るものとする。

(イ) 機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ車両等多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するものとする。

イ 情報の分析整理

平常時から防災関連情報の収集及び蓄積に努め、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、被害想定を作成し災害危険性の周知等に生かすものとする。

ウ 通信手段の確保

非常通信体制を含めた大規模な火事災害発生時における通信手段については、本編第1章第7節「情報通信設備等の整備計画」に準ずるものとする。

(2) 災害応急体制の整備

ア 職員の体制

市及び消防本部は、職員の非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ応急体制のためのマニュアルを作成し、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法的の習熟を図るよう定期的に訓練を行うものとする。

イ 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、市及び消防本部は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

なお、市及び消防本部は、既に締結している協定を活用し、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

資料編 ・ 応援協定等一覧

3 消火活動への備え

茨城県地震被害想定（H30）では、全ての市町村でいずれかの地震によって震度6弱以上の揺れに見舞われる想定となっていることから、同時多発火災及び消火栓の使用不能等に備え、防火水槽の整備、河川水等自然水利等指定消防水利の活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、消防ポンプ自動車等消防用機械・資機材の整備に努めるものとする。

4 緊急輸送活動への備え

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、地震災害対策計画編第1章第11節「緊急輸送整備計画」に準ずるほか、市は、警察と連携して、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

5 避難収容活動への備え

市は住民に対し、避難場所・避難路の周知徹底に努めるものとし、発災時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行うものとする。

6 被災者等への的確な情報伝達活動関係

大規模な火事に関する情報を常に伝達できるよう、報道機関との連携を図るものとする。

7 防災関係機関等の防災訓練の実施

大規模災害を想定し、自主防災組織及び住民参加により、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。

8 防災知識等の普及

(1) 防災知識の普及

消防本部は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、各種広報媒体を活用することにより住民の防災知識の普及、啓発を図るものとする。

(2) 防災関連施設等の普及

消防本部は、住民等に対し、住宅用防災機器等の普及に努めるものとする。

第2 災害応急対策

1 発災直後の情報の収集・連絡

(1) 災害情報の収集・連絡

ア 大規模な火事発生情報等の収集・連絡

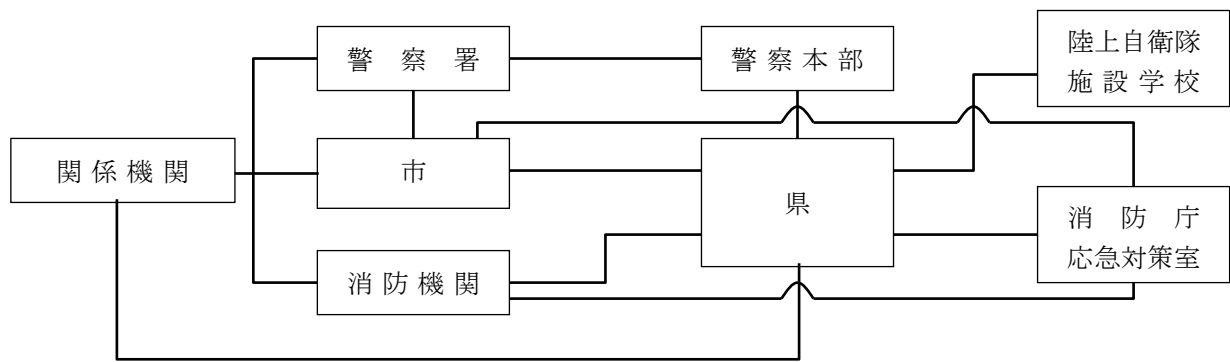
火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

資料編 ・ 火災・災害等即報要領報告様式

イ 大規模な火事災害情報の収集・連絡系統

大規模な火事災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

情報通信連絡系統図



ウ 応急対策活動情報の連絡

市は、県へ応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するとともに、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に情報交換を行うものとする。

(2) 通信手段の確保

災害発生直後は、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

2 活動体制の確立

(1) 市の活動体制

災害発生直後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとし、機関相互の連携に努めるものとする。

(2) 広域的な応援体制

市内において大規模な火事による災害が発生し、自己の施設及び人員等を活用してもなおかつ応急対策等が困難な場合は、本編第2章第24節「応援要請計画」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図るものとする。

(3) 自衛隊の災害派遣

市は、自衛隊の災害派遣の必要性を収集した被害情報等から判断し、必要と認められた場合、本編第2章第22節「自衛隊災害派遣要請計画」に準じて要請するものとする。

3 救助・救急、医療及び消火活動

(1) 救助・救急活動

市は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ他の関係機関に応援を要請するものとする。

(2) 資機材等の調達等

市は、活動に必要な資機材については、必要に応じ民間からの協力等により、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

(3) 医療活動

発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、本編第2章第14節「医療・助産計画」に準じ、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携のもと、医療救護活動を行うものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、被災者生活支援計画編第2章第2節「避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

(4) 消火活動

市は、消防機関と連携して、災害発生後速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 交通の確保

市は、現場の警察官、関係機関等からの情報等交通状況を迅速に把握するものとする。

(2) 緊急輸送

緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

交通規制に当たっては、県、警察等と相互に密接な連絡をとるものとする。

5 避難収容活動

発災時において、市が行う避難指示等については、本編第2章第11節「避難計画」に準ずるほか、次によるものとする。

(1) 避難誘導の実施

発災時には、避難場所・避難路及び災害危険箇所等の所在、災害の概要等情報の提供に努めながら、地域住民等の避難誘導を行うものとする。

(2) 避難場所

発災時には、必要に応じ避難場所を開設するものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食糧、水等の配布及び清掃等については、避難者、自主防災組織等の協力を得て適切な運営管理を行うものとする。

(3) 要配慮者への配慮

避難誘導及び避難場所において、高齢者及び障害者等の要配慮者に十分配慮するものとする。

6 施設及び設備の応急復旧活動

市は、所管する施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を把握し、防災関係機関と連携してライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

7 関係者等への的確な情報伝達活動

(1) 情報伝達活動

火災の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

ア 市及び関係機関の実施する応急対策の概要

イ 避難の指示、避難先の指示

ウ 地域住民等への協力依頼

エ その他必要な事項

(2) 関係者からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

8 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、本編第2章第15節「防疫計画」及び第17節「遺体の搜索及び処理埋葬計画」に準じて実施するものとする。

第5節 林野火災対策計画

平常時から林野火災の発生を未然に防止する対策を行い、林野火災が発生した場合はできるだけ被害を最小限にとどめる対策を講じるものとする。

第1 災害予防

1 林野火災に強い地域づくり

(1) 林野火災予防対策

林野火災発生原因のほとんどは、たばこの不始末等失火によるものであるため、市は火災の発生しやすい時期に重点的に、森林パトロールや予防広報を実施し、防火思想の普及を図る。

(2) 林野火災防止のための情報の充実

市は、林野火災防止のため、水戸地方気象台等からの気象の状況の把握に努めるものとする。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報の収集・連絡関係

ア 情報の収集・連絡

林野火災が発生した場合又は発生するおそれがある場合に備え、市は、県、警察、消防機関等相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合においても、対応できる体制の整備を図るものとする。

林野火災の出火防止と早期発見のためには、消防職員や消防団員などによるパトロールが効果的であることから、市は多発時期における監視パトロールの強化に努めるものとする。

また、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、災害現場や関係機関等で情報収集・連絡にあたる要員をあらかじめ定めるなど緊急時の体制整備を図るものとする。

イ 通信手段の確保

非常通信体制を含めた林野火災発生時における通信手段については、本編第1章第7節「情報通信等の整備計画」に準ずるものとする。

(2) 災害応急体制の整備

ア 職員の体制

市及び消防本部は、林野火災発生時の職員の非常参集体制の整備を図るとともに、災害時活動マニュアルを作成して、職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。

イ 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、市及び消防本部は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

資料編 ・ 応援協定等一覧

ウ 緊急時ヘリコプターの離発着場の把握と整備

市は、緊急時ヘリコプターの離発着場及び補給基地の整備、維持管理に努めるものとする。

資料編 ・ ヘリコプター離着陸場一覧

3 消火活動への備え

市は、防火水槽の整備、自然水利等指定消防水利の活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、消防ポンプ自動車等消防用機械・資機材の整備に努めるものとする。

4 緊急輸送活動への備え

地震災害対策計画編第1章第11節「緊急輸送整備計画」に準ずるものとする。

5 避難収容活動への備え

市は、避難場所、避難路をあらかじめ指定し、住民に周知するとともに、災害時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を通して要配慮者に配慮した避難誘導體制の整備に努めるものとする。

6 防災関係機関等の防災訓練の実施

市は、防災関係機関とともに、様々な状況を想定し、地域住民等を含めた実践的な訓練を実施するものとする。

7 防災活動の促進

市及び消防本部は、広報紙やチラシ等の各種広報媒体を活用し、住民の防災知識の普及・啓発を図るものとする。

第2 災害応急対策

1 発災直後の情報の収集・連絡

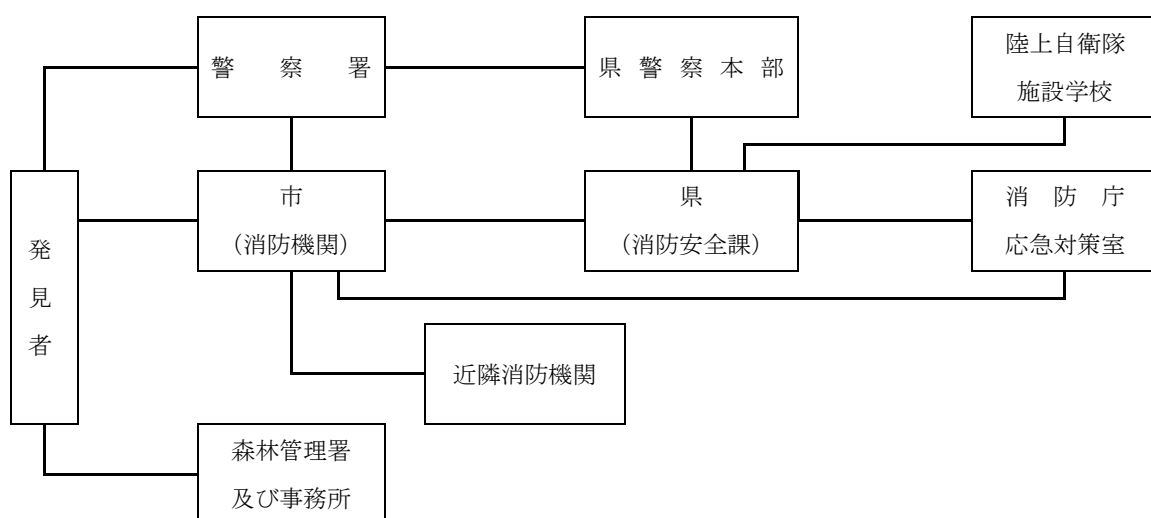
(1) 災害情報の収集・連絡

ア 林野火災情報の収集・連絡

火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

イ 林野火災情報等の収集・連絡系統

林野火災情報等の収集・連絡系統は、次のとおりとする。



ウ 応急対策活動情報の連絡

応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

2 活動体制の確立

(1) 市の活動体制

災害発生直後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとし、機関相互の連携に努めるものとする。

(2) 広域的な応援体制

市内において林野火災による災害が発生し、自己の施設及び人員等を活用してもなおかつ応急対策等が困難な場合は、本編第2章第24節「応援要請計画」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図るものとする。

(3) 自衛隊の災害派遣

市は、自衛隊の災害派遣の必要性を収集した被害情報等から判断し、必要と認められた場合、本編第2章第22節「自衛隊災害派遣要請計画」に準じて要請するものとする。

3 救助・救急、医療及び消火活動

(1) 救助・救急活動

市は、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、県及び防災関係機関に応援を要請するものとする。

(2) 医療活動

市は、林野火災発生時に、医療救護を必要とする多数の傷病者が発生した場合には本編第2章第14節「医療・助産計画」に準じ、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携のもと、医療救護活動を行うものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、被災者生活支援計画編第2章第2節「避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

(3) 地上消火活動

市及び消防機関は、林野火災を覚知した場合は、火煙の大きさ、規模などを把握し、迅速に消防隊を整え出動するとともに、消防相互応援協定に基づく広域応援を要請するなど、火勢に対応できる消火体制を迅速に確立するものとする。

(4) 空中消火活動

地上における消火活動で消火が困難であると認める場合は、県防災ヘリコプター又は自衛隊ヘリコプターを要請する。

なお、要請の方法等については本編第2章第23節「防災ヘリコプター要請計画」及び第22節「自衛隊災害派遣要請計画」による。

4 緊急輸送のための交通の確保

(1) 交通の確保

市は、現場の警察官、関係機関等からの情報等交通状況を迅速に把握するものとする。

(2) 緊急輸送

緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

交通規制に当たっては、県、警察等と相互に密接な連絡をとるものとする。

5 避難収容活動

林野火災による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において市が行う避難指示等については、本編第2章第11節「避難計画」に準じて実施するものとする。

6 施設、設備の応急復旧活動

所管施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

7 関係者等への的確な情報伝達活動

(1) 情報伝達活動

林野火災の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

ア 市及び関係機関の実施する応急対策の概要

イ 避難の指示、避難先の指示

ウ 地域住民等への協力依頼

エ その他必要な事項

(2) 関係者からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

第6節 竜巻等突風災害対策計画

竜巻等突風災害に備え、竜巻等突風に関する知識の普及や防災関係機関等との連絡体制の整備など災害へ対処する体制の整備を図るとともに、竜巻等突風が発生又は発生の可能性が高まった場合の防災関係機関等のとるべき対策について定める。

第1 災害予防

1 竜巻注意情報等気象情報の普及

水戸地方気象台は、竜巻注意情報や竜巻発生確度ナウキャスト等の気象情報を発表しており、その種類や利用方法について、住民に普及啓発を行う。

2 竜巻等突風の発生、対処に関する知識の普及

竜巻等突風は局所的・突発的に発生し、その発生を事前に正確に予測することは現状では困難であるため、人的被害を防ぐためには、各個人が竜巻等突風に関する正しい知識を持ち、竜巻等突風に遭遇した場合の的確な身の守り方を会得しておく必要がある。

市は、ホームページや広報資料を活用し、竜巻等突風の対処方法や発生メカニズムについて、職員や住民へ普及啓発を行う。

3 被害予防対策

竜巻等突風は発生予想が難しく、かつどこでも発生の可能性があることから、市は、広く住民等に対して被害の予防対策の普及を図る。市及び施設管理者は、重要施設や学校、公共交通機関等において、飛来物による施設の損傷やガラスの破損に対する対策及び耐風対策を進める。

また、市は、竜巻等突風が発生した場合の対処方法について農家に対して普及啓発を行う。

4 竜巻等突風対処体制の確立

市は、竜巻等突風の特徴を踏まえ、竜巻注意情報等の発表時及び竜巻等突風発生時の対処や連絡方法等について、防災関係機関と事前に調整しておく。

5 情報収集・伝達体制の整備

市は、広報車、市ホームページ、市情報メール、市防災行政無線など住民への多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を検討する。

また、市は、竜巻等突風の目撃情報を組織的に収集し、即時性の高い警戒情報の発信に活かすなど、竜巻等突風の迅速な捕捉を検討する。

第2 災害応急対策

1 情報の収集・伝達

市は、住民が竜巻等突風から身の安全を守るため、住民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動をとるために必要な情報を迅速に伝達する。

住民の適切な対処行動を支援するために、市は、「茨城県北部」・「茨城県南部」を対象として発表される竜巻注意情報や気象状況を踏まえ、状況に応じた情報伝達を行う。

2 活動体制

災害対策を実施するための活動体制は、本編第2章第1節「組織計画」及び第23節「応援要請計画」等を準用する。

3 応急措置等

(1) 警戒区域

被害を最小限にとどめるため、市、消防機関等、警察署は、必要に応じて、住民の生命、身体の安全を図るとともに、救助活動の円滑化を期するため警戒区域を設定する。

(2) 避難の指示、避難誘導、避難所の開設

竜巻等突風により避難を余儀なくされた被災者に対しては、避難所を開設し対応する。その対応方法は、本編第2章第11節「避難計画」及び被災者生活支援編第2章第2節「避難生活の確保、健康管理」による。

(3) 消防活動

本編第2章第7節「消防活動計画」のほか、次のとおりとする。

竜巻の被害は、竜巻の規模等によって異なるが、救出・救助活動及び消火活動が同時に必要となることが予想される。これに対応するため、積極的に情報を収集し、災害の規模、態様に応じた消防力を効果的に運用し、人命の安全確保と被害の軽減を図るため消防活動を行う。

(4) 救急救助、救急医療活動

竜巻等突風により倒壊家屋の下敷になり、生命身体が危険な状態になることが想定されるため、救助や医療活動については、本編第2章第13節「救出計画」及び第14節「医療・助産計画」を準用して対応する。

(5) 救援活動

食糧や生活必需品等が不足した場合は、被災者生活支援計画編第2章第5節「食糧供給計画」及び第6節「衣料・生活必需品等供給計画」を準用して対応する。

(6) 廃棄物処理

竜巻等突風により倒壊した家屋等の廃材を撤去する場合は、本編第2章第16節「清掃計画」及び第18節「障害物の除去計画」を準用して対応する。

(7) 支援活動

災害のため住宅が倒壊し、自らの資力では住宅修理又は確保することができない被災者に対しては、本編第2章第12節「応急仮設住宅設置及び住宅応急修理計画」を準用する。

(8) その他の応急対策活動の実施

市は、県及び関係機関と連絡調整を行い、必要な応急対策活動を実施する。